

平成 2 4 年
監査結果に基づき知事等が講じた措置
(第 1 回)

東 京 都 監 査 委 員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成23年工事監査、平成23年財政援助団体等監査、平成23年各会計定例監査、平成22年度決算審査（各会計歳入歳出）、平成22年行政監査（債権管理について）、平成22年各会計定例監査、平成21年行政監査（都立学校の経営について、東京港臨海地域における公の施設の管理運営について）、平成21年財政援助団体等監査、平成21年各会計定例監査、平成20年度決算審査（各会計歳入歳出）及び平成20年財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、東京都知事等関係機関から通知があったので公表する。

平成24年6月5日

東京都監査委員	石	毛	しげる
同	林	田	武
同	友	渕	宗治
同	筆	谷	勇
同	金	子	庸子

目 次

第1 報告の概要	1
第2 報告の内容	
平成23年工事監査	2
平成23年財政援助団体等監査	18
平成23年各会計定例監査	33
平成22年度決算審査（各会計歳入歳出）	60
平成22年行政監査（債権管理について）	62
平成22年各会計定例監査	67
平成21年行政監査（都立学校の経営について）	70
平成21年行政監査（東京港臨海地域における公の施設の管理運営について）	70
平成21年財政援助団体等監査	71
平成21年各会計定例監査	72
平成20年度決算審査（各会計歳入歳出）	76
平成20年財政援助団体等監査	76

第1 報告の概要

各監査・審査の結果に基づき知事等が講じた措置について、表1のとおり、執行機関から通知があった。今回、通知を受けた件数は172件（指摘：162件、意見・要望：10件）であり、残る89件の監査結果については、執行部所において改善の取組途上、又は改善策を検討中となっている。

（表1）講じた措置の件数

区分	監査実施期間	結果内訳	措置対象 A	措置済 B	今回通知 C	改善中 A-(B+C)
平成23年 工事監査	平成23.1.18 ～平成24.1.12	指摘	32	—	31	1
		意見・要望	2	—	2	0
		計	34	—	33	1
平成23年 財政援助団体等監査	平成23.9.1 ～平成24.1.26	指摘	71	—	48	23
		意見・要望	3	—	1	2
		計	74	—	49	25
平成23年 各会計定例監査 (平成22年度執行分)	平成23.1.7 ～平成24.1.26	指摘	77	—	53	24
		意見・要望	3	—	2	1
		計	80	—	55	25
平成22年度 決算審査 (各会計歳入歳出)	平成23.7.14 ～平成23.9.5	指摘	19	10	7	2
		意見・要望	—	—	—	—
		計	19	10	7	2
平成22年 行政監査 (債権管理について)	平成22.8.23 ～平成23.1.13	指摘	22	5	7	10
		意見・要望	2	2	—	—
		計	24	7	7	10
平成22年 財政援助団体等監査	平成22.8.27 ～平成23.1.13	指摘	35	35	—	—
		意見・要望	1	0	0	1
		計	36	35	0	1
平成22年 各会計定例監査 (平成21年度執行分)	平成22.1.14 ～平成22.9.2	指摘	74	58	5	11
		意見・要望	4	1	0	3
		計	78	59	5	14
平成21年 行政監査 (都立学校の経営について)	平成21.9.15 ～平成22.2.3	指摘	65	64	1	0
		意見・要望	—	—	—	—
		計	65	64	1	0
平成21年 行政監査 (東京港臨海地域における公の 施設の管理運営について)	平成21.9.14 ～平成22.2.3	指摘	20	19	1	0
		意見・要望	14	13	0	1
		計	34	32	1	1
平成21年 財政援助団体等監査	平成21.9.4 ～平成22.1.20	指摘	38	38	—	—
		意見・要望	3	1	1	1
		計	41	39	1	1
平成21年 各会計定例監査 (平成20年度執行分)	平成21.1.16 ～平成21.8.28	指摘	123	111	8	4
		意見・要望	10	6	2	2
		計	133	117	10	6
平成20年度 決算審査 (各会計歳入歳出)	平成21.7.16 ～平成21.8.28	指摘	15	13	1	1
		意見・要望	1	1	—	—
		計	16	14	1	1
平成20年度 決算審査 (公営企業各会計)	平成21.6.1 ～平成21.8.28	指摘	3	2	0	1
		意見・要望	—	—	—	—
		計	3	2	0	1
平成20年 財政援助団体等監査	平成20.9.17 ～平成21.1.21	指摘	65	65	—	—
		意見・要望	9	7	2	0
		計	74	72	2	0
平成20年 各会計定例監査 (平成19年度執行分)	平成20.1.17 ～平成20.9.5	指摘	103	103	—	—
		意見・要望	6	5	0	1
		計	109	108	0	1
合 計	計	指摘	762	523	162	77
		意見・要望	58	36	10	12
		計	820	559	172	89

（注）件数については、一つの指摘が複数の局（団体）にある場合、局（団体）ごとに件数を数えている。

第2 報告の内容

〔平成23年工事監査〕

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
病院経営本部	テレビ共聴設備の設計を適切に行うべきものの	<p>都立墨東病院（H22）地上デジタル放送受信対応工事は、地上波テレビ放送のデジタル化に対応するため、都立墨東病院のテレビ共聴設備の改修を行うものである。</p> <p>このうち、増幅器の取替え工事の設計について見ると、既設と同様に増幅器91台の設置としている。</p> <p>しかしながら、地上波テレビ放送がデジタル化したことにより、テレビ受像機が優良な画質を得るために必要な電波電界強度は、アナログ放送時より大幅に下がる。したがって、増幅器の設置数は既設より低減できることがある。</p> <p>このことにより、本改修のような系統で地上波テレビ放送電波を分配・分岐している場合、必要な増幅器の数は、約60台であるにも係わらず、その低減を行っていない。このため、増幅器約30台は過剰な設計となっている。</p> <p>仮に、増幅器30台を低減した場合、設計額約624万円が縮減できる。</p>	<p>本部としては、当該案件を含む指摘内容や注意事項の周知及び再発防止の強化を図るため、以下のことを行った。</p> <p>① 平成23年12月1日に開催した施設担当係長会において、サービス推進部患者サービス課長から、工事監査の過程で受けた指摘事項や注意事項を周知した。</p> <p>② 平成24年1月13日付サービス推進部患者サービス課長から病院経営本部内所管課長及び各都立病院施設担当課長宛の「適正な施設関係事務の徹底について」により、各所属における施工管理及び施工関係事務の適正化を図るよう再度周知を行った。</p> <p>③ 平成24年1月16日開催の係会において、設計に当たり、複数の技術職員のクロスチェックを行い、チェック体制の強化を図ることとした。なお、クロスチェックを行う際、設計チェックシートを活用することとする。</p>
財務局	天井撤去費の積算を適正に行うべきものの	<p>都立日比谷高等学校（22）体育館増築及び改修工事における、体育館の天井撤去費について見ると、内部下地撤去費及び天井仕上撤去費を計上している。</p> <p>しかしながら、局基準によれば天井撤去費の積算は、内部下地撤去費の中に天井仕上撤去費が含むものとしているため、天井仕上撤去費を別途計上していることは適正でない。</p> <p>このため、積算額約99万円が過大なものとなっている。</p>	<p>建築保全部では平成23年12月22日及び平成24年1月24日に監査指摘事項再発防止検討会を開き、指摘事項の周知及び再発防止策の検討を行った。</p> <p>検討の結果、改修工事の設計は、正確に状況を把握し、適切な単価選定と実情に応じた代価設定が重要なことから、再発防止策として、積算チェックリストに、代価設定の妥当性を加え、複数の職員で単価を確認し確実性を期すこととした。</p> <p>なお、再発防止策の実施については、平成24年1月30日に技術管理課より各課に周知した。さらに、積算業務における研修及び基準類の説明会の際に、チェックリストの活用を促し、実務の強化を図ることとした。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
生活文化局	搬入費及び運搬費の積算を適正に行うべきもの	<p>東京文化会館（２２）舞台照明設備改修工事は、文化会館の大ホール及び小ホールにある舞台照明を改修するとともに演出用の照明設備を追加するものである。</p> <p>このうち、積算内容について見ると、照明機器等の現場輸送搬入費を見積りにより計上している。</p> <p>しかしながら、局積算基準では、搬入費と運搬費とをそれぞれ計上することとしている。</p> <p>本工事では搬入費に該当する施工はなく、運搬費は、局基準に従って積み上げて積算することが適切である。</p> <p>このため、積算額約３３８万円が過大なものとなっている。</p>	<p>平成２３年８月２３日に、工事担当部署である総務部総務課施設係内にて打合せ会を行った。</p> <p>今回の指摘内容を踏まえ、見積りによる積算の適用について、見積書の項目・内容を十分精査し、適正に算定するよう周知徹底した。今後の誤りを防ぐため、不明な点は財務局技術管理課へ確認を徹底し、適切に積算することとした。</p> <p>また、チェック体制についても係員、係長職のダブルチェックを確実に実施する。</p> <p>平成２４年１月２０日局議にて、局幹部に説明し、指摘の再発防止について、問題意識を高めた。</p>
スポーツ振興局	見積りによる機器等の単価設定を適正に行うべきもの	<p>駒沢オリンピック公園総合運動場（２２）陸上競技場大型映像表示装置改修その他工事は、陸上競技場の経年劣化した大型映像装置等の改修を行うものである。</p> <p>このうち、機器等の単価について見ると、３社の諸経費を含めた工事全体の見積りを、比較・検討し、最低の見積価格をもとに単価を決定している。</p> <p>しかしながら、諸経費等は局基準により積算されることから、諸経費等を除き、実際に採用する機器等の見積り合計額を比較し、最低の見積価格を採用して単価設定することが適正である。</p> <p>このため、積算額約３７８万円が過大なものとなっている。</p>	<p>平成２３年７月２５日、スポーツ事業部内の技術職員を集め、指摘内容を踏まえた再発防止策について次のことを周知、徹底することとした。</p> <p>① 工事起案前に、複数の職員によって積算内容をチェックして適正化を図ることとし、局基準の「工事別積算チェックリスト」を活用して、共通費計算の考え方、単価の適用方法、見積の取得や適用方法をチェックする。</p> <p>② 各局の技術研修等に積極的に参加し、積算の適正化に資する知識を取得する。最近では、平成２３年１月２１日に開催された東京都市町村職員研修所主催の「平成２３年度スポット研修 技術職研修」に職員を派遣した。</p> <p>③ 部内技術職員の会議を定期的で開催し、積算情報の共有化を図ることとした。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
スポーツ振興局	撤去費の積算を適正に行うべきもの	<p>味の素スタジアム（２２）第１種陸上競技場化改修大型映像設備工事は、味の素スタジアムの第１種陸上競技場化に併せて、経年劣化した大型映像装置等の改修を行うものである。</p> <p>このうち、オペレーションルーム内機器の撤去費について見ると、労務単価を誤り、局の単価を適用していないため、積算額約１２３万円が過大なものとなっている。</p>	<p>平成２３年７月２５日、スポーツ事業部内の技術職員を集め、指摘内容を踏まえた再発防止策について次のことを周知、徹底することとした。</p> <p>① 工事起案前に、複数の職員によって積算内容をチェックして適正化を図ることとし、局基準の「工事別積算チェックリスト」を活用して、共通費計算の考え方、単価の適用方法、見積の取得や適用方法をチェックする。</p> <p>② 各局の技術研修等に積極的に参加し、積算の適正化に資する知識を取得する。最近では、平成２３年１１月２１日に開催された東京都市町村職員研修所主催の「平成２３年度スポット研修 技術職研修」に職員を派遣した。</p> <p>③ 部内技術職員の会議を定期的に行い、積算情報の共有化を図ることとした。</p>
都市整備局	街きよ下基礎の積算を適切に行うべきもの	<p>街路築造工事（２２有－３）（江東区有明一丁目）は、有明地区内の都市計画道路補助第３１５号線（延長約４２０ｍ、幅員４０ｍ）の道路境界縁石、街きよ、中央分離帯、車道及び歩道舗装等を新設するものである。</p> <p>このうち、街きよ下基礎の積算について見ると、碎石基礎については、構造上車道舗装の路盤と一体で施工することから、機械施工とすべきところを人力施工で計上している。</p> <p>また、調整コンクリートの型枠については、均し基礎コンクリート型枠工の単価とすべきところ、小型構造物工事に用いるコンクリート型枠工（直線）の単価を計上している。</p> <p>このため、積算額約１３６万円が過大なものとなっている。</p>	<p>１ 指摘事項の再発防止策</p> <p>① 第一区画整理事務所は、平成２３年１２月１３日「工事安全対策小委員会（第２回）」を開催し、「再発防止対策」として、速やかに指摘事項を踏まえた「照査記録表」の活用を徹底を関係職員に周知した。</p> <p>② 第一区画整理事務所は、平成２４年１月３１日「工事課全体会」を開催し、照査記録表の活用を徹底と共に、適正な設計を行うことを改めて周知徹底した。</p> <p>２ 再発防止に向けた職員への周知</p> <p>① 第一区画整理事務所は、平成２３年７月１９日「工事安全対策小委員会（第１回）」、平成２３年８月３０日「工事課全体会」を開催し、関係職員に指摘事項を説明し、今後適正な設計を行うことを周知徹底した。</p> <p>② 局は、平成２３年９月１５日「土木技術交流会」を開催し、本件指摘事項及び各部所から監査受検報告を行い、局内横断的な周知徹底を図った。</p> <p>③ 局は、平成２４年２月９日「平成２３年工事監査報告会」を開催し、当該案件のほか全指摘案件を周知徹底した。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
環境局	法面整形工の単価設定を適切に行うべきもの	<p>平成22年度東京港臨海道路Ⅱ期整備に伴う動線変更及び施設移設工事（その1）における、盛土の法面整形工の単価設定について見ると、機械による土の敷均し、締固め及び整形を行う、「築立（土羽）整形工」を採用し、この単価を用いて積算している。</p> <p>しかしながら、局基準では、本工事のように築立（土羽）部が盛土本体と同一材料で施工される場合には、機械により盛土法面部を削取りながら整形を行う「削取り整形工」を採用することとしていることから、この単価により積算することが適切である。</p> <p>仮に、この「削取り整形工」を用いて積算すると、約112万円を縮減することができる。</p>	<p>1 局における対応</p> <p>① 平成23年10月28日工事担当者会の開催 工事实務担当者に対する23年指摘予定案件の周知と再発防止の注意喚起を行った。</p> <p>② 平成24年1月17日工事関係部課長会を開催 監査結果の報告と再発防止実施状況の報告を行った。</p> <p>2 廃棄物埋立管理事務所における対応 下記の内容を実施し、設計・積算担当者のスキルアップ及びチェック能力の強化を図った。</p> <p>① 設計・積算に関する研修の積極的受講</p> <p>② 土木技術支援センター等の技術相談窓口の活用 この他、設計・積算に必要な資料について再精査し、充実を図った。</p>
病院経営本部	特命随意契約における積算を適正に行うべきもの	<p>がん・感染症医療センター（仮称）の整備に伴う都立病院情報システム等配線工事（その2）は、別途PFI事業で建設中の、がん・感染症医療センター（仮称）に都立病院情報システム等の配線工事を行うもので、SPCへの出資企業であるAと特命随意契約を締結している。</p> <p>ところで、部では積算に当たり、単価の設定を以下の順で決定することとしている。</p> <p>ア 標準単価 イ 建設資材定期刊行物 ウ 公表価格（カタログ価格） エ 見積価格</p> <p>本工事の積算について見ると、工事場所の図面を作成せずに、契約を予定した相手方の材料数量及び見積価格を用いて単価設定を行っているが、使用する材料等は、標準単価、建設資材定期刊行物及びカタログに掲載されているものであり、見積りにより単価設定を行うことは適正でない。</p> <p>このため、積算額約391万円が過大なものとなっている。</p> <p>（注）SPC ある特別の事業（本件ではPFI事業）を行うために設立された事業会社のこと。</p>	<p>平成24年1月13日付サービス推進部患者サービス課長より、病院経営本部内所管課長及び各都立病院施設担当課長宛て「適正な施設関係事務の徹底について」により、施工管理及び施工関係事務の適正化を図るよう周知を行った。</p> <p>本部としては、標準的な工事における単価設定については、精査した設計図書をもとに「工事積算標準等」に従い積算を行う。その際、チェックの実施者を定め、工種別積算チェックリストを用いて、積算内容の確認を行うこととした。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
産業労働局	鋼製グレーチングの単価設定を適正に行うべきもの	<p>真名井林道災害復旧工事（西多摩郡奥多摩町大丹波地内）における、鋼製グレーチング（L＝995mm）の単価設定について見ると、10m当たりの使用枚数が10枚であるにもかかわらず、誤って2倍の20枚を計上している。</p> <p>このため、積算額約148万円が過大なものとなっている。</p>	<p>局では、平成24年1月11日、農林水産部が土木工事関係課を招集して、「平成23年工事監査指摘事項報告会」を開催し、指摘事項を報告・周知するとともに、指摘内容を踏まえ、今後、積算を適正に行うよう周知した。また、再発防止のために、今後、工事実施時の設計・積算について、複数人でチェックを行うことを関係職員に指示した。</p> <p>担当部署では、平成23年4月21日に農林水産部森林課主催の「平成23年度林道事業打合せ会議」を開催し、指摘内容を踏まえ、設計・積算及び施工管理等に関し、適正に行うよう土木工事関係職員に周知徹底した。</p>
建設局	見積り積算方式における見積り精査の検討について	<p>駒沢オリンピック公園橋耐震補強工事（その7）は、駒沢オリンピック公園1号橋の耐震性能を向上させるため、橋脚及び支承の更新を行い、併せて橋面舗装と伸縮装置の更新を行うものである。</p> <p>このうち、工事の積算について見ると、ジャッキにより桁を持ち上げる作業の特殊性や以前に同様の工事が不調となったなどの理由から、事務所に審査委員会を設置し、見積り積算方式により行われている。</p> <p>見積り積算方式は、局が定める「見積り積算方式試行要領」により、施工条件が厳しいなど、発注者の標準的な積算と受注者の見積りとの間に著しい乖離があり、入札不調が予測される場合に適用される。また、見積り業者に対してヒアリングを行い、見積り額の妥当性を確認し、標準積算と比較のうえ委員会において価格決定するものである。</p> <p>しかしながら、本工事のうち伸縮装置工、橋脚コンクリート工、ベント工については、業者へのヒアリングは行われているものの、見積り結果は、材料費も含めて一式で計上されており、内容の精査が困難である。</p> <p>仮に、局の積算基準（標準的な積算）に基づき上記3工種を積算すると、積算額約2,137万円もの差異が生じることとなる。</p> <p>見積り積算方式における見積り精査の検討が望まれる。</p>	<p>1 局における対応</p> <p>平成24年1月27日開催の建設局実務研修で、指摘内容の周知及び適正かつ効率的に設計・積算を行うよう指導した。さらに、平成24年2月7日の公園設計工事担当課長会及び2月8日の技術担当課長会で、監査結果について報告した。意見・要望内容を踏まえ、見積り積算方式の採用にあたっては、見積りは標準積算との比較検討を行うとともに、種別ごとに極力一式計上しない等、内容の精査が可能となる見積り依頼をするよう周知徹底を図った。</p> <p>2 東部公園緑地事務所における対応</p> <p>平成24年1月10日の所内課長会を通じ、意見・要望の趣旨を審査委員会及び所内の関係職員に周知した。今後、見積り積算方式を採用する場合には、種別ごとに実情に即した形で精査し、極力一式計上としないように徹底を図っていく。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
建設局	空調設備工事における総合調整費の積算を適正に行うべきもの	<p>日比谷公園施設空調設備改修工事（その２）は、日比谷公園内施設の市民カレッジと日比谷茶廊の老朽化した空調設備等の改修を行うものである。</p> <p>このうち、総合調整費の積算について見ると、誤って、ユニット型空気調和設備を対象とする単価を用いて、ビル用マルチエアコン等の試運転調整を行うための費用を計上している。</p> <p>しかしながら、局基準によれば、工事全体の総合調整が必要な場合に総合調整費を計上するとされており、ビル用マルチエアコン等の設置工事において、これを計上していることは適正でない。</p> <p>このため、積算額約１３６万円が過大なものとなっている。</p>	<p>１ 局における対応</p> <p>平成２３年１月９日に、東部及び西部公園緑地事務所の設備担当職員を召集して、公園緑地部主催の「平成２３年度第４回公園設備職情報連絡会」を開催し、指摘内容を踏まえ、空調、換気及び排煙設備における総合調整費の注意点等について周知徹底した。平成２４年１月６日には、空調、換気及び排煙設備における総合調整費の積算について解り易くまとめた資料を配布した。さらに、平成２４年１月２７日開催の建設局実務研修で、指摘内容の周知及び適正かつ効率的に設計・積算を行うよう指導した。また、平成２４年２月８日の技術担当課長会で、監査結果について報告するとともに、再発防止を徹底するよう注意喚起を行った。</p> <p>２ 東部公園緑地事務所における対応</p> <p>平成２４年１月１１日の設計、工事担当者連絡会議で、機械設備設計に携わる、特に機械職以外の技術職員への注意喚起を図ると共に、設計、積算業務に携わる際には、工事積算標準にあるチェックリストの活用並びに専門職種職員のチェックを受けるなどにより設計精度の向上に努めるよう、周知徹底を図った。</p>
建設局	全熱交換式換気扇の単価設定を適正に行うべきもの	<p>第一建設事務所空調設備改修工事における、室内天井に取り付ける全熱交換式換気扇の積算について見ると、同機器材は局で定めた単価がないため、見積りにより単価を設定している。</p> <p>しかしながら、局基準では、局で定めた標準価格のない単価は、次のアからウの順位で採用することになっている。</p> <p>ア 建設資材定期刊行物 イ 公表価格（カタログ価格） ウ 見積価格</p> <p>当工事の全熱交換式換気扇の単価は、アの建設資材定期刊行物に掲載されており、これにより単価設定を行うべきである。</p> <p>このため、積算額約１１８万円が過大なものとなっている。</p>	<p>１ 局における対応</p> <p>平成２４年１月２７日開催の建設局実務研修で、指摘内容の周知及び適正かつ効率的に設計・積算を行うよう指導した。さらに、平成２４年２月８日の技術担当課長会で、監査結果について報告するとともに、再発防止を徹底するよう注意喚起を行った。</p> <p>２ 総務部における対応</p> <p>今後は設計書の確認にあたって、設計・照査の複数によるチェックを徹底することによって、単価設定を適正に行う。</p> <p>また、工事積算標準にあるチェックリストの活用により設計精度の向上を図るとともに、部内の専門職員の協力を依頼し、適正な設計となっているかを確認することとした。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
港湾局	OAフロアの単価設定を適正に行うべきもの	<p>平成21年度東京ヘリポート管理事務所新築工事における、OAフロアの単価設定について見ると、鋼製のOAフロアで設計しているにもかかわらず、誤って割高なアルミ製のOAフロアで単価設定している。</p> <p>このため、積算額約181万円が過大なものとなっている。</p>	<p>局では、平成23年11月8日開催の港湾局実務研修（港湾技術編）や平成24年1月13日開催の工務関係係長会を通じて、指摘内容の周知及び適正かつ効率的に設計・積算を行うよう指導を行った。</p> <p>また、再発防止策として、建築工事の照査に当たり、設計書上の仕様と採用単価の整合性など、特に注意して確認する項目を整備すると共に複数の職員により設計照査を徹底することとした。</p>
港湾局	縁石基礎コンクリートに用いる型枠工の単価設定を適正に行うべきもの	<p>平成22年度シンボルプロムナード公園整備工事（その2）（江東区青海一丁目地内）における、縁石基礎コンクリートに用いる型枠工の単価設定について見ると、局積算基準では、均し基礎コンクリート型枠工の単価を用いることとしているが、誤って側溝や笠コンクリートなどの小型構造物工事に用いるコンクリート型枠工（直線）の単価を計上している。</p> <p>このため、積算額約167万円が過大なものとなっている。</p>	<p>局では、平成23年11月8日に開催した「港湾局実務研修（港湾技術編）」や平成24年1月13日開催の工務関係係長会の場を通じて、指摘内容の周知及び適正かつ効率的に設計・積算を行うよう指導した。</p> <p>また、東京港管理事務所では、再発防止策として「設計・積算チェック体制検討会」を設置し、平成23年3月2日から4回開催し、「設計・積算照査マニュアル」を作成した。臨海地域管理課では再発防止策として「積算ミス防止対策会議」を平成23年2月15日から7回開催し、指摘事項の課内での認識を深め、「設計・積算照査マニュアル」の周知を図り、チェック体制を確立した。</p>
東京消防庁	照明器具の単価設定を適正に行うべきもの	<p>牛込消防署（21）照明器具改修工事は、牛込消防署の照明器具を取り替えるものであるが、天井埋込形の照明器具の積算について見ると、カタログに受注生産品と掲載されていたため、見積りにより単価を設定している。</p> <p>しかしながら、この照明器具の単価は、庁標準単価に設定されており、見積りを用いて単価を設定し積算していることは適正でない。</p> <p>このため、積算額約88万円が過大なものとなっている。</p>	<p>平成23年3月24日及び同年5月19日に施設課内検討会を開催し、平成23年工事監査結果を課員に周知徹底した。</p> <p>再発防止に向けて、本庁、10方面本部及び81消防署を対象とした施設関係事務説明会を平成23年5月24日から30日までの5日間及び同年10月13日から18日までの4日間開催し、平成23年工事監査結果の周知徹底を図るとともに、積算要領について演習し、各所属担当者の知識・技術の向上を図った。</p> <p>また、積算要領等のマニュアルを整備し、庁内電子掲示板に掲載して、積算要領の標準化を図った。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
水道局	トンネル内配管における工事照明の設備費の積算を適正に行うべきもの	八王子市桐田町545番地から町田市相原町2781番地先間送水管(1500mm)トンネル内配管及び立坑築造工事における、トンネル内配管における工事照明の設備費の単価設定を見たところ、トンネル内の工事照明の設備はトンネル築造工事で設置しているため、本工事は撤去のみの施工となり、設置費用を計上する必要はないにもかかわらず、照明設備の設置・撤去の単価を用いて積算したため、積算額約325万円が過大なものとなっている。	指摘内容(工事照明設備費)の再発防止策として、平成23年7月27日付けで設計チェックリストの「工事照明費」の項目を改訂し、多摩水道改革推進本部施設部関係職員に周知徹底した。 また、平成23年7月28日に多摩水道改革推進本部施設部設計課職員を対象とした全体会議を開催し、指摘事項を報告するとともに、改訂チェックリストを活用し、複数職員によるチェックを行うよう周知徹底を図った。
病院経営本部	土工事の積算を適正に行うべきもの	都立墨東病院保育棟整備工事における、基礎築造に伴う土工事の積算について見ると、以下の誤りが認められた。 ① 数量算出について、根切り203.2m ³ 、埋め戻し26.2m ³ として計上すべきところ、内訳書には数量計算を誤り、根切り81m ³ 、埋め戻し450m ³ を計上している。 ② 埋め戻しの単価設定について、機械施工が可能であるにもかかわらず、誤って割高な人力施工の費用を計上している。 ③ 発生土運搬処分費用が計上されていない。 このため、積算額約132万円が過大なものとなっている。	平成24年1月13日付サービス推進部患者サービス課長より、各都立病院施設担当課長及び病院経営本部内所管課長宛の「適正な施設関係事務の徹底について」により、施工管理及び施工関係事務の適正化を図るよう周知を行った。 墨東病院としては、今後の再発防止策として、工種別積算チェックリストを用いて確認をより慎重に行う。また、本部並びに財務局建築保全部などの技術に精通した部門や職員の指導・助言を受けることとし、正確な設計に努める。
交通局	鉄骨工事の溶接部検査費の積算を適正に行うべきもの	志村総合庁舎(仮称)新築工事における、鉄骨工事の工場溶接部の完全溶け込み溶接第三者検査について見ると、設計では溶接箇所30%について超音波探傷検査を行うこととし構造図に明記しているが、誤って溶接箇所全数の検査費を計上したため、積算額約229万円が過大なものとなっている。 (注) 完全溶け込み溶接 溶接継手において、継手の板厚全ての領域にわたっている溶込みのこと。	建設工務部では、平成23年3月1日に対策会議を開催し、指摘の趣旨と再発防止策について検討し、今後の対応を関係職員に周知した。 建築課では、平成23年3月8日に係長会を開催し、再発防止に努めるよう周知徹底した。また、平成23年3月9日に課内会議を開催し、技術管理担当から課職員に周知した。 局は、平成23年3月11日、指摘の原因としてチェックに見落としがあったことから、チェックリストに新たに超音波探傷試験の項目を追加した。 さらに、平成23年工事監査の講評(平成24年1月12日)後、局は、平成24年1月26日に庶務担当課長会を開催し周知した。これを受け、平成24年1月30日に建築課係長会で再度、再発防止に努めるよう周知した。

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
生活文化局	<p>労務費の比率が著しく少ない工事の積算を適正に行うべきもの</p>	<p>東京文化会館（２２）電気設備改修工事は、東京文化会館の特高受変電設備のうち、老朽化した特高の真空遮断器及び高圧進相コンデンサ等を取り替えるものである。</p> <p>このうち、積算内容について見ると、現場での作業が少ない工場製作機器の更新工事であり、工事費のほとんどが機器費である。</p> <p>局基準では、このように労務費の比率が著しく少ない工事を単独で発注する場合は、当該工事の共通費のうち、共通仮設費及び現場管理費を低減することとしている。</p> <p>しかしながら、これを行っていないことは適正でない。</p> <p>このため、積算額約９２万円が過大なものとなっている。</p>	<p>平成２３年８月２３日に、工事担当部署である総務部総務課施設係内にて打合せ会を行った。</p> <p>今回の指摘内容を踏まえ、工事積算標準の該当箇所を確認し再発防止を図った。今後の誤りを防ぐため、不明な点は財務局技術管理課へ確認を徹底し、適切に積算することとした。</p> <p>また、チェック体制についても係員、係長職のダブルチェックを確実に実施する。</p> <p>平成２４年１月２０日局議にて、局幹部に説明し、指摘の再発防止について、問題意識を高めた。</p>
中央卸売市場	<p>太陽光発電設備設置工事における共通費の積算を適正に行うべきもの</p>	<p>北足立市場（２２）太陽光発電設備設置工事は、北足立市場青果棟の屋根に２００kWの太陽光発電設備を設置するものであるが、このうち共通費の共通仮設費及び現場管理費について見ると、工事内容が既存青果棟への太陽光発電設備の新規設置であることから共通費を「新築工事」として積算している。</p> <p>しかしながら、公共建築工事標準単価積算基準（国土交通省）によれば、「新築工事」の積算は建築物等の新築及び増築に係わる電気設備工事に適用するとしていることから、既存の青果棟に設置する発電設備工事は、「新築工事」ではなく「改修工事」として積算することが適正である。</p> <p>このため、改修工事で積算した場合に比べ積算額約７８９万円が過大なものとなっている。</p>	<p>局内「工事担当係長・維持管理担当者合同会議」において、監査のポイントを説明し、注意喚起を行った。なお、工事積算チェックシートに「共通費計算シート（新築・改修）の確認」の項目を追加し、再発防止に努める。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
建設局	安全費の積算について	<p>街路築造工事に伴う下水シールド変状防止等補助工事（22北南一府中3・4・7清水が丘）（府中市清水が丘二丁目地内から同市若松一丁目地内）は、府中清瀬線の道路構造物を構築するに当たり、近接する下水道幹線の変位を計測するため、下水道幹線内に変位計及び沈下計等を設置するものである。</p> <p>ところで、局基準によると、工事の共通仮設費率分に含まれる安全費として、以下の内容を明記している。</p> <p>ア 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用</p> <p>イ 酸素欠乏症の予防に要する費用</p> <p>しかしながら、本工事の積算では、管路内作業補助として、①管路内有毒ガスの測定、②送風機及び送風管の設置・撤去、③常時、送風機による換気を行うための監視、④下水シールド内作業員との連絡に要する費用を見積りにて計上している。</p> <p>この管路内作業補助について見ると、①については、イに該当し、③及び④については、アに該当すると考えられ、②以外の費用については、本工事の共通仮設費率分に含まれていると見ることできる。</p> <p>仮に、管路内作業補助として局基準に基づき②の費用のみを計上すると、約326万円を縮減することができる。</p> <p>安全費の積算について検討が望まれる。</p>	<p>1 局における対応</p> <p>平成24年1月27日開催の建設局実務研修で、指摘内容の周知及び適正かつ効率的に設計・積算を行うよう指導した。</p> <p>さらに、平成24年2月8日の技術担当課長会で、監査結果について報告するとともに、再発防止を徹底するよう注意喚起を行った。</p> <p>2 北多摩南部建設事務所における対応</p> <p>平成23年12月21日に意見・要望の趣旨および今後の共通仮設費の率計算分に含まれる項目について周知した。</p> <p>また、技術担当課長会での報告を受け、平成24年2月14日の課内会議で改めて再発防止の注意喚起を行った。</p>
港湾局	太陽光発電設備設置工事における共通費の積算を適正に行うべきもの	<p>平成22年度辰巳ふ頭雑貨上屋太陽光発電設備設置工事における、共通費の共通仮設費及び現場管理費について見ると、工事内容が既存ふ頭雑貨上屋への太陽光発電設備の新規設置であることから共通費を「新築工事」として積算している。</p> <p>しかしながら、公共建築工事標準単価積算基準（国土交通省）によれば、「新築工事」の積算は建築物等の新築及び増築に係わる電気設備工事に適用するとしていることから、既存のふ頭雑貨上屋に設置する発電設備工事は、「新築工事」ではなく「改修工事」として積算することが適正である。</p> <p>このため、改修工事で積算した場合に比べ積算額約438万円が過大なものとなっている。</p>	<p>局における対応として、以下の対策を講じた。</p> <p>① 局内への周知を徹底するため、平成23年10月17日文書による注意喚起や平成23年11月8日の港湾局実務研修（港湾技術編）や平成24年1月13日の工務関係係長会を通じて周知を徹底した。</p> <p>② 積算チェックシートに経費対象の項目に「新築」「改修」の項目を設け、照査時の確認を容易にし、再発防止の強化を図ることとした。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
下水道局	<p>覆蓋工事における共通費の積算を適正に行うべきもの</p>	<p>芝浦水再生センター中央系水処理施設覆蓋建設その2工事は、雨天時貯留池の上部利用に伴い、新第二沈でん池の上部に覆蓋を設置するものである。</p> <p>ところで、局基準では建設発生土等の処分費を共通費の対象外として積算することとしているが、本工事では、建設発生土等の処分費を共通費の対象として積算したため、積算額約452万円が過大なものとなっている。</p> <p>(注) 覆蓋（ふくがい） 沈でん池の上部に載せる蓋形状のもの。</p>	<p>再発防止策として、建設部では、設計チェックリストを改定し、処分費を共通費の対象外として積算しているかの項目を追加し、平成23年7月13日の係長会において周知した。</p> <p>また、処分費が共通費の対象外として自動計算されるよう、積算システムを改善し、平成23年9月30日、10月3日の積算基準説明会において、関係職員に周知した。</p> <p>さらに、総括講評を受け、平成24年1月19日に工事監査フォローアップ研修を実施し、監査事務局の工事監査事例集を用いて、共通費の他、積算上留意すべき事項についても関係職員に周知した。</p>
産業労働局 (島しょ)	<p>機器単体費の積算を適正に行うべきもの</p>	<p>平成21年度小笠原ソーラーシステム拡充工事(小笠原村母島字西浦ほか3箇所)は、母島の農業用かんがい施設に設置された、揚水ポンプや制御機器を稼働させるための経年劣化した太陽光発電設備の機能向上を目的として整備を行うものである。</p> <p>このうち、機器単体費について見ると、局基準に基づき、太陽光モジュール及び制御用鉛蓄電池を機器単体費として設定しているが、誤って共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の対象としているため、積算額約950万円が過大なものとなっている。</p>	<p>局では、平成24年1月11日、農林水産部が設備工事担当職員を招集して、「平成23年工事監査指摘事項報告会」を開催し、指摘事項を報告・周知するとともに、指摘内容を踏まえ、設備工事における諸経費の積算に機器単体費は対象に含めないことを周知徹底した。また、再発防止のために、今後設備工事実施時の積算については、局技術担当等と相互協力体制を取り、適正な積算をするよう関係部署に指示した。</p> <p>担当部署では、再発防止のため、平成23年8月15日に農業振興課内設備関係職員を対象とした監査指摘案件説明会を開き、指摘内容について報告するとともに、再発防止のため複数人でチェックを行うよう周知徹底した。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
建設局	工事の安全管理について請負者を適切に指導、監督すべきもの	<p>街路築造工事及び電線共同溝設置工事（22南西一日野3・4・3百草）（日野市百草地内から同市落川地内）は、既設道路の拡幅に伴い街きよや路面舗装、電線共同溝等の設置を行うものである。</p> <p>このうち、電線共同溝の施工状況について見ると、深さ1.5m以上の掘削作業が連続するにもかかわらず、建設工事公衆災害防止対策要綱（土木工事編）等に定められている土留工等、切土面の崩落を防止するために必要な措置が講じられていない施工が認められた。</p> <p>このような状況は、切土面の崩落事故につながりかねない危険なものであり、工事を安全に施工するためには、関係法令等を守った安全対策を確実に実施すべきである。</p> <p>工事の安全管理について請負者を適切に指導、監督されたい。</p>	<p>1 局における対応</p> <p>平成24年1月27日開催の建設局実務研修で、指摘内容の周知及び工事の安全管理について請負者を適切に指導、監督するよう指導した。</p> <p>さらに、平成24年2月8日の技術担当課長会で、監査結果について報告するとともに、再発防止を徹底するよう注意喚起を行った。</p> <p>2 南多摩西部建設事務所における対応</p> <p>再発防止のため、平成23年10月28日に工事安全対策委員会で工事課、補修課及び管理工区の職員を対象に指摘事項を報告するとともに、工事の安全管理について請負者を適切に指導、監督するように周知した。</p> <p>また、同年11月25日に工事安全対策講習会で各請負者に、指摘事項を報告するとともに、安全管理を徹底するよう指導した。</p>
建設局	透水性舗装の施工管理について請負者を適切に指導、監督すべきもの	<p>交差点改良工事（22五-2葛西橋東詰）（江戸川区西葛西一丁目地内から同区西葛西三丁目地内）は、横断歩道の新設に伴い、交差点の改良を行うものである。</p> <p>このうち、歩道の透水性舗装について見ると、設計では、路盤と路床の間に設けるフィルター層に、しゃ断層用砂を用いることとしている。</p> <p>しかしながら、請負者の提出書類を見ると、しゃ断層用砂ではなく、再生砂（RC-10）を用いている。</p> <p>局では、再生砂は、長期の透水能力について明確な検証結果が確認できていないため、局の「道路工事設計基準」においてしゃ断層用砂を用いることとしており、再生砂を用いていることは適切でない。</p> <p>透水性舗装の施工管理について請負者を適切に指導、監督されたい。</p>	<p>1 局における対応</p> <p>平成24年1月27日開催の建設局実務研修で、指摘内容の周知及び施工管理について請負者を適切に指導、監督するよう指導した。</p> <p>さらに、平成24年2月8日の技術担当課長会で、監査結果について報告するとともに、再発防止を徹底するよう注意喚起を行った。</p> <p>2 第五建設事務所における対応</p> <p>平成23年度の透水性舗装の工事について、使用材料を施工前に確認するため、施工計画書検討会を実施し、請負者を指導している。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
東京消防庁	アスファルト防水工事の工法変更に伴う協議を適正に行うべきもの	<p>本部庁舎（22）屋上防水その他工事は、経年劣化した本部庁舎の屋上防水の改修及び鉄塔の塗装などを行うものであるが、このうち、屋上のアスファルト防水の設計について見ると、「熱工法」では設置が困難と判断されたことから、割高な「トーチ工法」を採用し、契約図書に明記している。</p> <p>しかしながら、工事請負者から提出された施工計画書では、一般的な「熱工法」により施工することになっており、実際の工事も「熱工法」により施工されているにもかかわらず、工法変更の協議を行っていないことが認められた。</p> <p>契約図書に明記されている工法を変更する場合は、工法変更等の協議が必要であることから、この協議を行わないまま「熱工法」を承諾し施工させていることは適切でない。</p> <p>仮に、庁単価を用いて「熱工法」で積算すると、約1,344万円の縮減が見込まれる。</p>	<p>平成23年3月24日及び同年5月19日に施設課内検討会を開催し、平成23年工事監査結果を課員に周知徹底するとともに、契約図書に明記されている施工内容の指示徹底及び書面による協議の徹底等、監督員としての遵守事項について再確認した。</p> <p>また、再発防止に向けて、平成23年度予算案件より、起工時に決定関与者（協議者含む。）及び資格を有する専務的非常勤により、工法等特記仕様書記載内容の確認を実施する体制を整備した。また大規模な改修工事について工事監理業務委託を導入するなど協議等における技術的判断能力の向上を図った。</p>
東京消防庁	仮設土留工の施工管理について請負者を適切に指導、監督すべきもの	<p>22防火水槽撤去工事（荻窪消防署）では、私有地内に整備した既設防火水槽が、道路及び住宅の建設に支障となるため、仮設土留を設置して深さ約4.8mまで掘削しながら、防火水槽全体の撤去工事を行っている。</p> <p>このうち、仮設土留について見ると、請負者から提出された施工承諾願により、地上から下方1mの位置に支保材を設けて仮設土留の設計計算を行い、掘削完了時にも仮設土留が安定することを確認している。</p> <p>しかしながら、工事記録写真では、地上から下方1mの位置に支保材を一度は設置しているものの、その後の作業である防火水槽の壊し、掘削及び掘削完了時には、支保材を撤去していることが認められた。</p> <p>このような状況は、土留の崩壊事故等につながりかねない大変危険なものである。</p> <p>仮設土留工の施工管理について請負者を適切に指導、監督されたい。</p>	<p>平成23年4月4日の係員会議並びに平成23年5月26日、27日、30日及び6月1日に、各消防署を対象とした定例の水利事務説明会において、指摘趣旨について、周知を行った。</p> <p>再発防止に向け、平成23年8月30日水利課長通知により工事監理の徹底について各消防署水利事務主管課長に通知し、仮設工が設計図書及び施工計画書の条件を満たしていることの現地確認を徹底する旨を周知した。</p> <p>また、請負者を適切に指導・監督を行うに当たり、消防署担当者の技術能力の向上を図る必要があることから、土木技術に特化した教養を毎年度開催することとし、今年度は平成23年11月17日、18日に開催し、工種別チェックポイントや土留め崩壊事故の事例の説明を行った。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
交通局	改修工事における産業廃棄物の処理を適正に行うべきもの	<p>産業廃棄物の処理について、発注者は、産業廃棄物に係る許可証の写し、産業廃棄物処理委託契約書等の写しの内容を確認するとともに、マニフェスト（産業廃棄物管理票）で適正に処理されているかの確認をすることとされている。</p> <p>ところで、多摩川第三発電所遮断器修繕工事における産業廃棄物の処理について見ると、局は不法投棄等の不適切な処理を防止する面から、産業廃棄物が最終処理に至るまで、適切に処理されたことを確認するべきであるにもかかわらず、これを怠っていることは適正でない。</p>	<p>「監査指摘事項に対する会議」（平成23年9月5日開催）において、車両電気部内の発電係職員及び発電事務所職員が出席し、指摘内容の説明及び産業廃棄物の処理に関する事項について再確認をした。これを受けて、「発電事務所連絡会」（平成23年9月7日開催）において発電事務所職員に同様の周知を図った。</p> <p>局は再発防止策として、産業廃棄物処理の流れ図を新たに作成し、平成24年1月26日の庶務担当課長会において、これに従って処理することを周知した。また、「環境局廃棄物処理契約の適正化講習会」（平成23年12月22日開催）に関係職員を参加させ、産業廃棄物処理の適正化に関する知識を習得させた。</p>
教育庁 （島しょ）	職員住宅の改修工事における産業廃棄物の処理を適正に行うべきもの	<p>東京都教職員三宅（大里東）住宅内装改修工事ほか7件は、経年劣化した職員住宅の建具や設備等を改修するものである。</p> <p>ところで、都は東京都建設リサイクルガイドライン等により都が発注する工事において、請負者及び発注者が産業廃棄物を適正に処分するために行うべき事項を定めている。産業廃棄物の処理については、請負業者の責任で行うものであるが、発注者は産業廃棄物に係る許可証の写し、産業廃棄物処理委託契約書等の写しの内容を確認するとともに、マニフェスト（産業廃棄物管理票）で適正に処理されているかを確認することとされている。</p> <p>しかしながら、庁は産業廃棄物が適正に処理されたことを確認しておらず、不法投棄等の不適切な処理を防止する面からも、これを怠っていることは適正でない。</p>	<p>庁は、平成23年9月30日に教職員住宅担当者会議を開催し、指摘内容を周知した。</p> <p>また、再発防止策として都立学校教育部の技術職員から島しょの職員住宅工事担当者へ、工事積算手法や新たに作成したマニフェストの流れ図を用いて建設廃棄物の処理について指導した。</p> <p>さらに、平成24年2月24日に、教職員住宅担当者会議を開催するとともに、その後の工事の廃棄物の適正処理の実施状況について、都立学校教育部の技術職員が確認した。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
病院経営本部	特命随意契約における契約図書の作成を適正に行うべきもの	<p>駒込病院はPFI事業により、がん・感染症医療センター（仮称）として改修工事を行っている。がん・感染症医療センター（仮称）の整備に伴う都立病院情報システム等配線工事（請負金額：2,491万6,500円）は、都立駒込病院改修工事に合わせて、都立病院情報システム等の移設に伴うネットワーク機器の設置及びLANケーブルの配線を行うものであるが、PFI事業者との事業契約書の規定により、本部が設計図面の所有権を有していないとして、図面を明示できないことを理由に、SPCへの出資企業であるAに特命随意契約されている。</p> <p>ところで、本工事契約書について見ると、その工事内容を明示すべき図面が添付されておらず、発注者が設定すべき契約目途額は、Aから提出された見積りの数量、金額に妥当性があるとして見積額をそのまま契約目途額としているが、本部は、業務要求水準書に従いPFI事業者にも図面の提出を要求し、提出された図面に基づき工事内容を確定させ、本部基準に基づく積算を行い、契約目途額を決定すべきであり、見積り合わせ後の契約図書には、積算根拠となった図面の添付が必要である。</p> <p>本工事のように図面のない工事内容の不明確な契約は、発注者、受注者双方が不利益を受ける恐れがあり、建設業における契約の適正化にも反するものである。</p> <p>特命随意契約における契約図書の作成を適正に行われたい。</p>	<p>平成24年1月13日付サービス推進部患者サービス課長より、病院経営本部内所管課長及び各都立病院施設担当課長宛て「適正な施設関係事務の徹底について」により、施工管理及び施工関係事務の適正化を図るよう周知を行った。</p> <p>本部としては、今後、同様の工事を実施する場合には、SPCから提供された設計図書のさらなる精査を行うとともに、新たに作成した工事契約関係書類チェックシートによる確認の上で契約図書を完成させ、工事内容等の明確化を図る。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
病院経営本部	請負工事及び保守点検業務委託における契約締結の方法を適正にすべきもの	<p>1 都立大塚病院におけるPHS設備保守点検委託（請負金額：287万7,000円）を見たところ、PHS子機の障害時等における代替機の番号情報設定を他社では実施できない等の理由でAと特命随意契約をしている。しかし、番号情報設定については、Aでなくても容易に実施できるものであり、他に挙げている理由だけでは、法令で定められた随意契約ができる場合に該当しない。</p> <p>2 都立大塚病院駐車場管制設備更新工事（請負金額：2,499万円）については、設備内容を熟知している、製造者であるため経済的である、等の理由により、Bと特命随意契約をしている。</p> <p>しかしながら、今回の更新工事では既設配線だけを残し、設備機器を全て新たに取替える工事であり、本工事の契約において、挙げられている理由は適用できない。</p> <p>1及び2は、随意契約ができる場合に該当しないとともに、契約の透明性や公平性の観点から、特命随意契約ではなく、競争入札により契約締結をすべきである。</p>	<p>平成24年1月13日付サービス推進部患者サービス課長より、各都立病院施設担当課長及び病院経営本部内所管課長宛の「適正な施設関係事務の徹底について」により、施工管理及び施工関係事務の適正化を図るよう周知を行った。</p> <p>大塚病院としては、監査指摘を重く受け止め、指摘対象となったPHS設備保守点検委託については、平成24年度からは特命随意契約を行わないこととした。</p> <p>また、今後同様の工事を実施する場合には、競争入札により受託者を決定する。</p>
教育庁	建設副産物情報交換システムの登録における事務処理を適正に行うべきもの	<p>都立葛飾盲学校（東21）中庭改修その他工事は、都立葛飾盲学校において、コンクリート塊等が混入している中庭の土の入替え等を行うものである。</p> <p>このうち、東京都建設発生土再利用センター（以下「センター」という。）に搬出することとしている建設発生土について見ると、設計では、建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）への登録が必要なことから、「本工事は、COBRISの登録対象工事であり、請負者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかにCOBRISにデータの入力を行い、その都度「建設副産物情報交換システム登録証明書」を監督員に提出し、内容の確認を受けること」とし、特記仕様書に記載している。</p> <p>しかしながら、施工では、請負者からセンターへ搬出することを理由にCOBRISへの登録免除の協議書が提出されたことを受け、登録が必要であるにもかかわらず、誤ってこれを免除していることは適正でない。</p>	<p>東部学校経営支援センターは、平成23年9月14日に、COBRIS研修でシステムの概要、業者への登録指導等の説明を行うとともに、指摘趣旨を周知した。</p> <p>また、平成23年9月30日には、当該部署工事担当者が、教職員住宅担当者会議に参加し、工事積算、廃棄物の適正な処理等について営繕課の技術職員から指導を受けた。また、施工の各段階における点検・確認ルールを定め、特記仕様書記載事項どおりに施工されていることを定期的に点検・確認することとした。</p>

[平成23年財政援助団体等監査]

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
生活文化局	補助対象を明確に規定すべきものの	<p>公益財団法人東京都歴史文化財団が行う運営費補助金の申請は、交付要綱に基づいて、財団が実施する補助対象事業の全てについて収入及び支出の状況を明らかにしたうえで、その差額（＝支出－（基本財産運用収入＋事業収入＋雑収入＋特定資産取崩収入））を算定することにより行わせる必要がある。</p> <p>ところで、財団が平成21年度に実施したプロムナードギャラリー事業については、本補助金の算定に含めて積算すべき事業と考えられるが、当該事業を補助対象とすることについて明確な規定が見当たらなかった。</p> <p>これは、局が、財団の自主事業のうち、補助対象となるものについて、要綱において具体的な補助要件を規定していないことによるものであり、適切でない。</p> <p>局は、運営費補助金の交付に当たり、要綱に具体的な補助要件を規定されたい。</p>	<p>平成24年3月6日付23生文企第1094号により平成24年度運営費補助金交付要綱を改訂し、財団の自主財源、負担金等により経費を全額補うことを予定している事業については補助の対象としないことを規定した。</p>
生活文化局 <公益財団法人東京都歴史文化財団>	物品の管理を適正に行うべきものの	<p>局は、財団との間で指定管理業務の委託に当たり、財団と基本協定を交わし、財団が指定管理料を用いて購入した物品は、局に帰属するものと定めている。</p> <p>このため、財団は、指定管理期間中、年度ごとに、物品の購入実績を局に報告するよう義務づけられている。</p> <p>ところで、財団において、物品の購入状況を見たところ、財団は、平成21年度において、購入金額100万円を越える重要物品を含む物品を購入している。</p> <p>しかしながら、財団による局への報告実績について確認したところ、監査日現在、財団は、当該物品を購入したことを局に報告しておらず適正でない。</p> <p>また、局が、結果として、物品を、都の物品管理システムに登録していないことも、適正でない。</p>	<p>財団は、平成23年11月8日付23歴文事財第303号により報告漏れとなった当該物品について局へ報告した。</p> <p>局は、平成23年11月28日付けで当該物品を物品管理システムに登録するとともに、23生文企第750号通知により、財団に対して、今後適正に物品の管理を行うよう指導の徹底を図った。</p> <p>なお、財団では、平成23年12月19日付23歴文事財第347号通知により、全館に適正な物品管理業務を行うよう周知徹底した。</p>

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
福祉保健局	要綱を改正する等手続きを整備すべきもの	<p>局は、心身障害者施設用地取得費貸付等事業（以下「貸付事業」という。）実施要綱及び心身障害者施設用地取得費借入金償還経費補助（以下「償還補助」という。）要綱に基づき、心身障害者施設の設置促進を図ることを目的として、社会福祉法人の用地取得に要する資金の貸付けを、財団法人東京都福祉保健財団（以下「財団」という。）を通じて行うとともに、貸付金の償還に対して法人に経費補助を行っている。</p> <p>ところで、この貸付事業を利用して取得した施設の土地権利等について見たところ、知事の承認を受けずに、①社会福祉・医療事業団（現：独立行政法人福祉医療機構、以下「事業団」という。）の抵当権に供し、さらに財団の抵当権と順位を入れ替え、財団の抵当権を2番順位に変更していたもの、②元地主である大蔵省（現：財務省）の買戻し特約に関する権利が登記されていたものが認められた。</p> <p>一方で、福祉事業を新規に運営もしくは安定的に継続運営させるためには、国有地の取得や事業団からの借入れが必須となる場合も多く、局も事実上、これらの場合に限っては、事業団に対する都からの意見書や担保余力が認められることを条件に、知事承認を行わずに、抵当権の設定等を認めているのが実態である。</p> <p>しかしながら、このような現状は、要綱の規定と、実際の取扱いが異なるものであることから、局は、要綱を改正する等手続きを整備されたい。</p>	<p>国による買戻し特約や独立行政法人福祉医療機構への抵当権設定については認めるよう、心身障害者施設用地取得費貸付等事業実施要綱及び心身障害者施設用地取得費借入金償還経費補助要綱を改正した。</p>
福祉保健局 <社会福祉法人済美会>	補助金の返還を求めべきもの	<p>局は、社会福祉法人に対して、指定身体障害者療護施設等の運営等に要する費用の一部を補助している。</p> <p>この補助金交付状況についてみたところ、法人は、基本補助項目の各障害程度区分及び努力・実績加算項目の知的障害者施設（通所）重度障害者加算に係る対象者数等を誤って算定したことから、26万円が過大に交付されている。</p>	<p>過大に交付した補助金については、平成23年12月21日に法人より返還された。</p>
福祉保健局 <社会福祉法人済美会>	補助金の返還を求めべきもの	<p>局は、社会福祉法人に対して、指定身体障害者療護施設等の運営等に要する費用の一部を補助している。</p> <p>この補助金交付状況についてみたところ、法人は、基本補助項目の各障害程度区分及び努力・実績加算項目の知的障害者施設（通所）重度障害者加算に係る対象者数を誤って算定したことから、58万7000円が過大に交付されている。</p>	<p>過大に交付した補助金については、平成23年12月21日に法人より返還された。</p>

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
福祉保健局 ＜社会福祉 法人台東つ ばさ福社会 ＞	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人に対して、指定身体障害者療護施設等の運営等に要する費用の一部を補助している。 この補助金交付状況についてみたところ、法人は、努力実績加算項目の身体障害者施設（通所）重度障害者加算に係る対象者数を誤って算定したことから、9万3,000円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金については、平成23年12月21日に法人より返還された。
福祉保健局 ＜社会福祉 法人ときわ 会＞	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人に対して、指定身体障害者療護施設等の運営等に要する費用の一部を補助している。 この補助金交付状況についてみたところ、法人は、基本補助項目の各障害程度区分及び努力・実績加算項目の知的障害者施設（通所）重度障害者加算に係る対象者数を誤って算定したことから、57万5,000円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金については、平成23年12月20日に法人より返還された。
福祉保健局 ＜社会福祉 法人ときわ 会＞	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人に対して、指定身体障害者療護施設等の運営等に要する費用の一部を補助している。 この補助金交付状況についてみたところ、法人は、努力・実績加算項目の知的障害者施設（通所）重度障害者加算に係る対象者数を誤って算定したことから、53万8,000円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金については、平成23年12月21日に法人より返還された。
福祉保健局 ＜社会福祉 法人善光会 ＞	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人に対して、指定身体障害者療護施設等の運営等に要する費用の一部を補助している。 この補助金交付状況についてみたところ、法人は、基本補助項目の障害程度区分（A）に係る対象者数を誤って算定したことから、30万7,000円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金については、平成23年12月22日に法人より返還された。
福祉保健局 ＜社会福祉 法人南風会 ＞	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人に対して、指定身体障害者療護施設等の運営等に要する費用の一部を補助している。 この補助金交付状況についてみたところ、法人は、基本補助項目の障害程度区分（A）に係る対象者数を誤って算定したことから、16万3,000円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金については、平成23年12月21日に法人より返還された。
福祉保健局 ＜社会福祉 法人福栄会 ＞	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人に対して、指定身体障害者療護施設等の運営等に要する費用の一部を補助している。 この補助金交付状況についてみたところ、法人は、努力・実績加算の身体障害者施設重度障害者加算に係る対象者数を誤って算定したことから、86万2,000円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金については、平成23年12月21日に法人より返還された。

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
福祉保健局 ＜社会福祉 法人多摩養 育園＞	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人に対して、保育所の運営等に要する費用の一部を補助している。 この補助金交付状況についてみたところ、法人は、基本補助項目の年齢別入所児童数及び零歳児保育対策実施かつ産休明け保育実施に係る在籍児童数を誤って算定するなどしたことから、28万9,000円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金については、平成24年3月16日に法人より返還された。
福祉保健局 ＜社会福祉 法人昭島愛 育会＞	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人に対して、保育所の運営等に要する費用の一部を補助している。 この補助金交付状況についてみたところ、法人は、努力・実績加算項目のうち、①延長保育事業（2時間・3時間延長）加算において、利用児童数を誤って算定した、②アレルギー児対応において、医師の診断書がない児童を対象児童数に含めて算定した、③在宅支援活動（出前保育）において、参加者不在等で実施できなかったものも回数に含めてポイント数を算定したことから、129万円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金については、平成24年3月13日に法人より返還された。
福祉保健局 ＜社会福祉 法人昭島愛 育会＞	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人に対して、保育所の運営等に要する費用の一部を補助している。 この補助金交付状況についてみたところ、法人は、努力・実績加算項目のうち異年齢児交流（小学生等との交流）及び在宅支援活動（子育てサークル支援）において、補助要件を満たしていないものを回数に含めてポイント数を算定したことから、50万円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金については、平成24年3月16日に法人より返還された。
福祉保健局 ＜社会福祉 法人昭島愛 育会＞	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人に対して、保育所の運営等に要する費用の一部を補助している。 この補助金交付状況についてみたところ、法人は、努力・実績加算項目のうち、世代間交流（お年寄りとの交流）及び在宅支援活動（子育てサークル支援）において、参加者不在等で実施できなかったものも回数に含めてポイント数を算定したことから、18万円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金については、平成24年3月15日に法人より返還された。
福祉保健局 ＜社会福祉 法人若水会 ＞	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人に対して、保育所の運営等に要する費用の一部を補助している。 この補助金交付状況についてみたところ、法人は、努力・実績加算項目のうち、①アレルギー児対応において、医師の診断書がない児童を対象児童数に含めて算定した、②外国人児童受入れにおいて、補助要件を満たしていない児童を対象児童数に含めて算定したことから、32万4,000円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金については、平成24年3月16日に法人より返還された。

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
福祉保健局 ＜社会福祉 法人大龍会 ＞	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人に対して、保育所の運営等に要する費用の一部を補助している。 この補助金交付状況についてみたところ、法人は、①基本補助項目の年齢別入所児童数及び努力・実績加算項目のうち零歳児保育対策実施かつ産休明け保育実施に係る在籍児童数を誤って算定した、②努力・実績加算項目のうち外国人児童受入れにおいて、補助要件を満たしていない児童を対象児童数に含めて算定したことから、31万2,000円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金については、平成24年3月14日に法人より返還された。
福祉保健局 ＜社会福祉 法人大龍会 ＞	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人に対して、保育所の運営等に要する費用の一部を補助している。 この補助金交付状況についてみたところ、法人は、努力・実績加算項目のうち、①延長保育事業（零歳児の延長保育）において、利用児童数を誤って算定した、②異年齢児交流（小学校低学年児童受入れ）において、補助要件を満たしていない児童を含めてポイント数を算定したことから、20万2,000円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金については、平成24年3月13日に法人より返還された。
福祉保健局 ＜社会福祉 法人村山苑 ＞	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人に対して、保育所の運営等に要する費用の一部を補助している。 この補助金交付状況についてみたところ、法人は、努力・実績加算項目のうち、①延長保育事業（零歳児の延長保育）に係る利用児童数を誤って算定した、②世代間交流（お年寄りとの交流）及び在宅支援活動（出前保育）において、補助要件を満たしていないものを回数に含めてポイント数を算定したことから、120万5,000円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金については、平成24年3月16日に法人より返還された。
福祉保健局 ＜社会福祉 法人村山苑 ＞	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人に対して、保育所の運営等に要する費用の一部を補助している。 この補助金交付状況についてみたところ、法人は、努力・実績加算項目のうち零歳児保育対策実施かつ産休明け保育実施及び零歳児保育対策実施かつ産休明け保育未実施において、在籍児童数を誤って算定したことから、73万1,000円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金については、平成24年3月16日に法人より返還された。
福祉保健局 ＜社会福祉 法人こうほうえん＞	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人に対して、保育所の運営等に要する費用の一部を補助している。 この補助金交付状況についてみたところ、法人は、努力・実績加算項目のうち①アレルギー児対応において、医師の診断書がない児童を対象児童数に含めて算定した、②異年齢児交流（小中高生の育児体験受入れ）において、補助要件を満たしていないものを回数に含めてポイント数を算定したことから、88万3,000円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金については、平成24年3月16日に法人より返還された。

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
福祉保健局 ＜社会福祉 法人えどが わ＞	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人に対して、保育所の運営等に要 する費用の一部を補助している。 この補助金交付状況についてみたところ、法人は、 ①基本補助項目の年齢別入所児童数を誤って算定し た、②努力・実績加算項目のうち保育拠点活動支援に おいて、補助要件を満たしていない項目のポイント数 を算定したことから、10万2,000円が過大に交 付されている。	過大に交付した補助金 については、平成24年 3月13日に法人より返 還された。
福祉保健局 ＜社会福祉 法人恩賜財 団東京都同 胞援護会＞	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人に対して、保育所の運営等に要 する費用の一部を補助している。 この補助金交付状況についてみたところ、法人は、 努力・実績加算項目のうち、①延長保育事業（零歳児 の延長保育）において、利用児童数を誤って算定した、 ②アレルギー児対応において、医師の診断書がない児 童を対象児童数に含めて算定したことから、5万1, 000円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金 については、平成24年 3月13日に法人より返 還された。
福祉保健局 ＜社会福祉 法人恩賜財 団東京都同 胞援護会＞	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人に対して、保育所の運営等に要 する費用の一部を補助している。 この補助金交付状況についてみたところ、法人は、 努力・実績加算項目のうち、アレルギー児対応におい て、医師の診断書がない児童を対象児童数に含めて算 定したことから、36万1,000円が過大に交付さ れている。	過大に交付した補助金 については、平成24年 3月14日に法人より返 還された。
福祉保健局 ＜社会福祉 法人安立園 ＞	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人に対して、保育所の運営等に要 する費用の一部を補助している。 この補助金交付状況についてみたところ、法人は、 努力・実績加算項目のうち、①一時・特定保育事業に おいて利用時間を誤って児童数を算定した、②アレ ルギー児対応において対象児童数を誤って算定した、③ 保育所地域子育て支援推進加算の健康増進支援にお いて補助要件を満たしていなかったことから、56万 1,000円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金 については、平成24年 3月16日に法人より返 還された。
福祉保健局 ＜社会福祉 法人アゼリ ヤ会＞	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人に対して、保育所の運営等に要 する費用の一部を補助している。 この補助金交付状況についてみたところ、法人は、 努力・実績加算項目の一時・特定保育事業において、 利用時間を誤って児童数を算定したことから、9万円 が過大に交付されている。	過大に交付した補助金 については、平成24年 3月15日に法人より返 還された。

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
福祉保健局 ＜社会福祉 法人江東こ とぶき会＞	補助金の 返還を求め るべきもの	<p>局は、軽費老人ホーム（ケアハウス）の利用者の負担を軽減するため、軽費老人ホームを設置する社会福祉法人等に対し補助金を交付しているが、この補助金は、入居者の収入に応じ、法人が減額した施設利用料について、その減額分を補助するものである。</p> <p>この補助金交付状況についてみたところ、法人は、入居者からの徴収額の階層区分を誤ったことから、利用料の減額が適正でない事例が認められた。このため、補助金12万円が過大に交付されている。</p>	<p>過大に交付した補助金については、平成24年1月30日に法人より返還された。</p>
生活文化局 ＜学校法人 高輪学園＞	国際化推 進補助に係 る補助金の 返還を求め るべきもの	<p>局は、私立学校経常費補助金交付要綱により、海外に在留していた児童又は生徒（引き続き1年を超える期間の在留、帰国後3年以内の者に限る。）の受入れを行った私立高等学校等に対し、私立学校経常費補助の特別補助として、1人当たり9万円の国際化推進補助を行っている。</p>	<p>当該学校法人から平成24年1月30日に過大交付となった補助金の返還を受けた。</p> <p>また、学校法人が補助金に係る事務を改善するよう見直したことを確認した。</p>
生活文化局 ＜学校法人 順天学園＞		<p>ところで、学校法人における局からの補助金交付状況を見たところ、複数の適正でない事例が認められた。</p> <p>学校法人は、補助金の申請を適正に行われたい。</p> <p>局は、補助金の交付に係る審査を適正に行うとともに、各学校法人に対し、過大に交付した補助金の返還を求められたい。</p>	<p>当該学校法人から平成24年1月23日に過大交付となった補助金の返還を受けた。</p> <p>また、学校法人が補助金に係る事務を改善するよう見直したことを確認した。</p>
生活文化局		<p>(ア) 局は、学校法人高輪学園に対して高輪中学校分として補助金を交付しているが、平成21年度4名分36万円、平成22年度3名分27万円、合計63万円過大であることが認められた。</p> <p>(イ) 局は学校法人順天学園に対して順天中学校分として補助金を交付しているが、平成21年度1名分9万円過大であることが認められた。</p>	<p>(ア) 当該法人は、今後の事務処理を適正に行うよう見直しを図った。局としては、このことを平成23年10月24日付文書で確認した。</p> <p>平成24年1月30日付けで法人から補助金の返還を受けた。</p> <p>(イ) 当該法人は、今後の事務処理を適正に行うよう見直しを図った。局としてはこのことを平成23年11月1日付文書で確認した。</p> <p>平成24年1月23日付けで法人から補助金の返還を受けた。</p> <p>局は、平成24年2月28日付けの担当者会議で審査を適正化するよう周知徹底を図った。</p>

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
生活文化局 <学校法人 佼成学園>	私立学校 安全対策促 進事業に係 る補助金の 返還を求め るべきもの	<p>局は、私立学校安全対策促進事業費補助金交付要綱により、私立学校の校舎等の耐震補強工事に対する補助金を交付している。</p> <p>ところで、学校法人佼成学園が平成21年度に行った校舎改修工事（補助対象の耐震補強工事を含む）について見たところ、当初の見積書及び要綱に基づき算出した9,699万8,000円について、補助金の交付申請及び実績報告を行っている。</p> <p>しかしながら契約書を確認したところ、施工業者は1%相当分を値引きしていたことから、補助金の交付額が97万円（監査事務局試算）過大となっている。</p> <p>学校法人は、補助金の申請を適正に行われたい。</p> <p>局は、補助金の交付に係る審査を適正に行うとともに、学校法人に対し、過大に交付した補助金の返還を求められたい。</p>	<p>当該学校法人から平成24年2月28日に過大交付となった補助金の返還を受けた。</p> <p>また、学校法人が補助金に係る事務を改善するよう見直したことを確認した。</p> <p>当該法人は、今後の事務処理を適正に行うよう見直しを図った。局としては、このことを平成23年12月9日付文書で確認した。</p> <p>平成24年2月28日付けで法人から補助金の返還を受けた。</p> <p>局は、同日付けの担当者会議で審査を適正化するよう周知徹底を図った。</p>
生活文化局			
生活文化局 <学校法人 守屋育英学 園>	都内生就 学促進事業 に係る補助 金の返還を 求めるべき もの	<p>局は、都内公立中学生の就学促進を目的として、私立高等学校都内生就学促進補助金交付要綱に基づき、都内に所在する私立高等学校が行う生徒募集等に係る広報活動に要する経費に対し、補助金を交付している。</p> <p>ところで、学校法人守屋育英学園の関東第一高等学校において、申請・実績報告関係書類を見たところ、学校案内パンフレットやポスター作成等に要した広報活動経費のうちに、当該要綱上では補助対象として認められない経費が含まれていたことから、補助金の交付額が500万円過大となっている。</p> <p>学校法人は、補助金の申請を適正に行われたい。</p> <p>局は、補助金の交付に係る審査を適正に行うとともに、学校法人に対し、過大に交付した補助金の返還を求められたい。</p>	<p>当該学校法人から平成23年12月28日に過大交付となった補助金の返還を受けた。</p> <p>また、学校法人が補助金に係る事務を改善するよう見直したことを確認した。</p> <p>当該法人は、今後の事務処理を適正に行うよう見直しを図った。局としてはこのことを平成23年11月16日付文書で確認した。</p> <p>平成23年12月28日付けで法人から補助金の返還を受けた。</p> <p>局は、平成24年2月28日付けの担当者会議で審査を適正化するよう周知徹底を図った。</p>
生活文化局			

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
福祉保健局	補助対象経費の基準を明確にすべきもの	<p>局は、法人等が設置する病院等に対して、運営等に要する経費の一部を補助している。</p> <p>ところで、事業ごとの運営費に係る、補助対象経費の基礎となる給与費等の算定方法について見たところ、病院により算定方法が異なった事例が、以下のとおり認められた。</p> <p>ア 医師勤務環境改善事業</p> <p>医師勤務環境改善事業補助金交付要綱に基づき補助を行うものであるが、算定に当たり給与費など対象とする経費の範囲が明示されていないため、病院により、法定福利費の算入に差異が見られた。</p> <p>イ 東京都周産期母子医療センター運営費等補助事業</p> <p>東京都周産期母子医療センター運営費等補助金交付要綱に基づき補助を行うものであるが、算定に当たり給与費など対象とする経費の範囲が明示されていないため、病院により、退職給与引当金の算入に差異が見られた。</p> <p>ウ 東京都救命救急センター施設整備等補助事業</p> <p>東京都救命救急センター施設整備等補助金交付要綱に基づき補助を行うものであるが、算定に当たり給与費など対象とする経費の範囲が明示されていないため、病院により、退職給与引当金の算入に差異が見られた。</p> <p>補助対象経費である給与費等は、補助金の算定根拠であり、病院により算定が異なっている現状を踏まえると、局は要綱等で明確な基準を示すべきである。</p>	<p>ア 医師勤務環境改善事業については、要綱を改定した。</p> <p>イ 東京都周産期母子医療センター運営費等補助事業については、質疑応答集を改定した。</p> <p>ウ 東京都救命救急センター施設整備等補助事業については、質疑応答集を作成した。</p> <p>以上を行うことにより補助対象経費の基準をより明確にした。</p>
福祉保健局	補助対象経費の算定基準の設定を適正な手続きにより行うべきもの	<p>局は、東京都がん診療連携拠点病院機能強化事業補助金交付要綱に基づき、運営等に要する経費の一部を補助している。</p> <p>その補助金算定の基礎に当たる人件費の算定状況について見たところ、時間外手当の実績の捉え方について、平成21年度は、時間外手当支給の属する月（賃金台帳ベース）とし、平成22年度は、時間外手当が発生した月を属するものとして、対象経費を算定している事例が認められた。</p> <p>このことについて確認したところ、病院から局への照会があった際に、局担当係において、実績の発生した月を算定基準とすると判断したためである。</p> <p>しかしながら、この算定基準の決定については、局内部において正式な手続きにより行われたものではなく、他補助事業の補助要綱に基づく補助金の交付事務に影響を及ぼすものであり適正でない。</p> <p>局は、補助対象経費の算定基準の設定を適正な手続きにより行われたい。</p>	<p>補助対象経費の算定基準の設定については、設定内容の確認及び対象施設への通知に関して起案し、平成24年2月6日付けで決定した。</p>

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
都市整備局 ＜財団法人 東京都新都市 建設公社＞	下水道施設の維持管理における緊急対応工事を適正に行うべきもの	<p>財団法人東京都新都市建設公社は、八王子市の下水道施設管理を受託しており、公社はこの受託に伴いAと八王子市公共下水道維持補修工事（単価契約）を締結している。</p> <p>この契約の中で、突発的な事故など緊急かつ迅速な対応が必要な場合には、公社が故障処理票・緊急指示書の緊急指示書欄への記載をもって緊急対応の指示を行うこととしており、これに要する費用は、通常の25パーセント増しとなっている。</p> <p>ところで、この緊急対応を見たところ、</p> <p>① 当該緊急対応工事の契約約款や単価契約工事実施要領には、何時間以内に完了しなければならないなど緊急に対処する時間の定めがないこと</p> <p>② 一部の工事において、緊急指示書の記載がないにもかかわらず、緊急対応したとして割増しの費用を払っていることが見受けられた。</p> <p>また、工事の施工確認には、施工完了の確認できる写真等が必要であるが、全ての緊急対応工事において、施工完了年月日が確認できなかった。</p> <p>緊急対応については、費用を増額していることから、緊急対応工事に対処する時間を単価契約工事実施要領などに明文化し、契約時には特記仕様書などに明示するとともに、施工確認を適正に行うなど、取扱いを適正にする必要がある。</p>	<p>①の指摘の件については、単価契約工事実施要領の改定（平成23年12月15日適用）を行い、その中で第3章（用語の定義）5（緊急指示）に時間の定めを追記した。</p> <p>②の指摘の件については、緊急指示書の正規な取扱いの徹底について、平成23年9月28日付けの文書にて担当部署の職員への周知を行った。</p> <p>また、施工年月日確認のため、写真内での明示を平成23年9月30日付けの文書（指示簿）にて請負業者へ指示するとともに、平成23年10月13日付けの文書により担当部署職員への周知を行った。</p>
都市整備局 ＜財団法人 東京都新都市 建設公社＞	労務単価の積算を適正に行うべきもの	<p>東京都建設発生土再利用センター土質改良プラント電気設備更新その1工事における労務単価の積算について見ると、作業効率の低下が予想されるとして、公社の基準により危険作業の補正を行っている。</p> <p>しかしながら、この基準は、高電圧充電部分との離隔距離が2m以内の作業に限り適用されるものであり、本工事において、労務単価の補正を行うことは適正でない。</p> <p>このため、積算額約648万円が過大なものとなっている。</p>	<p>平成23年12月14日付けで関係職員に対し、「平成23年度財政支援団体等監査の指摘事項に対する注意喚起」の文書を通知し、積算基準の適正な使用について周知徹底した。</p> <p>更に、再発防止策として、平成24年1月18日に発生土再利用センター設計担当者・工事担当監督員を対象とした研修を開催し、指摘内容を踏まえ、設計手順、設備設計・工事監督チェックシート活用の指導及び工事変更、設計変更の手続きを再確認した。</p>

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
都市整備局 <財団法人 東京都新都 市建設公社 >	工事の安全管理について請負者を適切に指導、監督すべきもの	<p>打越地区区画道路築造第24号並びに整地第18号工事及び八王子市打越町6-2番地先外下水道築造54-公1工事(八王子市打越土地区画整理地区内)他1件は、整地工事や下水道管きよの布設工事等を行うものである。</p> <p>このうち、下水道管きよの布設工事に必要な仮設工の施工状況について見ると、掘削深さが1.5mを超えている場合、「建設工事公衆災害防止対策要綱(土木工事編)」等の規定では、安全な施工ができるよう適切な法勾配の確保や土留工を設置することとしている。しかしながら、本工事の掘削工事において、掘削深さが1.5mを超えているにもかかわらず、土留等が設置されていない。</p> <p>工事を安全に施工するためには、関係法令等を守った安全対策を確実に実施すべきである。</p> <p>工事の安全管理について、請負者を適切に指導、監督されたい。</p>	<p>公社では、再発防止策として平成23年10月6日に区画整理部技術課長から工事担当者に指摘事項に関する周知を徹底した。</p> <p>平成23年11月30日に公社工事担当職員、工事請負業者安全管理責任者を対象に工事安全管理者講習会を開催し、安全管理の徹底を周知した。</p> <p>平成23年12月6日に区画整理部技術課長から年末年始工事の安全管理について工事担当者に周知した。その際、安全管理重点事項として崩落災害の防止を挙げ土留工の設置の徹底を周知した。</p> <p>平成23年12月14日に工事安全パトロールを実施し、山留工の設置を重点項目とし点検を実施した。</p>
総務局 <公益財団 法人東京都 島しょ振興 公社>	補助金の額の確定を適正に行うべきもの	<p>公社は、地域振興に係る補助金交付要綱に基づき、島しょ地域の団体・グループが実施する特産品に関する事業、観光に関する事業及び島おこしを担う人材育成に関する事業に対し、概算払いにより補助金を交付している。</p> <p>ところで、公社において、平成22年度の補助事業に係る補助金の額の確定事務について見たところ、監査日現在、公社は、既に概算払いとして補助金の全額を補助事業者に支払っていたが、補助事業者から提出された事業実績報告に不備があったことから、補助金の精算と額の確定を行っていないことが認められた。</p> <p>確認したところ、補助事業者には、概算払いを受けた補助金を、精算により、公社に返還する必要が認められなかったものの、公社が、補助事業が終了し半年以上が経過してもなお、補助金の額を確定できていないことは、適正でない。</p>	<p>局としては、公社に対して、補助金の額の確定を速やかに行うよう指導を徹底するとともに、補助金の交付要綱において、事業実績報告書の提出期限を明確にするなど、抜本的な改善策を講じるよう指導した。</p> <p>公社は、未提出の事業実績報告書等について、速やかに団体からの提出を受け、平成23年10月6日及び7日に補助金の額の確定を行った。</p> <p>また、補助金交付要綱の一部改正(平成24年2月17日一部改正、4月1日施行)を行い、事業実績報告書の提出期限を明確にした。</p>

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
総務局	受託事業における関係機関との調整について	<p>公社は、「'09食博覧会・大阪」博覧会において、東京都ブースを設営し、島しょの物産を展示・販売し、島しょ観光の集客効果を図るよう、産業労働局から特命随意契約を受託した。</p> <p>ところで、公社は、東京都ブースの設営等のため、株式会社Aとの間で委託契約を締結していたが、産業労働局からの受託金額及び公社からの発注金額について比較すると、公社は、当該受託事業の履行において、79万2,447円の赤字となっていることが認められた。</p> <p>局は、公社が出えん金の利息で自主事業を行っているものの、近年、金利水準が低迷する厳しい経営環境にあることを踏まえ、資金の貸付けを行う等、財政支援を行っている状況にある。</p> <p>指導監督に当たる局には、公社の受託事業が赤字となり、島しょ地域の振興を目指す自主事業の運営に影響を及ぼさないよう、公社が事業を受託するときに関係機関と適切な調整を行うことが望まれる。</p>	<p>都各局からの受託事業等があった場合、十分な調整を行い、受託事業が自主事業に影響を与えないよう、局として指導を徹底していく。</p> <p>なお、平成24年度実施予定の受託事業については、公社から事前に受託事業一覧表を提出させ、局として実施内容、採算性等を確認した。</p>
交通局 ＜東京交通サービス株式会社＞	償却資産の管理に係る事務手続きを適正に行うべきものの	<p>東京交通サービス株式会社において、固定資産台帳と償却資産課税台帳とを突合、確認したところ、両台帳間には差額があることが認められた。</p> <p>しかしながら、会社は、両台帳間には差額があり、資産管理が不適切な状況となっているにもかかわらず、固定資産台帳との照合を行わないまま、償却資産課税台帳を基に、都税事務所に対して平成23年度分償却資産申告書を提出したことは、適切でない。</p> <p>会社は、差額が発生した原因となっている固定資産を速やかに特定し、償却資産に係る管理を適正に行う必要がある。</p>	<p>平成24年1月5日に現品確認が終了し、両台帳間の差額が特定されたので、固定資産台帳を基に償却資産課税台帳を訂正後、平成24年1月都税事務所に申告した。</p>
交通局 ＜東京交通サービス株式会社＞	契約事務を適正に行うべきもの (浅草線日本橋駅冷房設備分解整備ほか5件)	<p>会社が局と競争入札により受託した浅草線日本橋駅冷房設備分解整備ほか5件の契約について見たところ、会社は、局から受託した冷房設備分解整備等に係る業務を、当該業者が契約対象の設備又は駅を担当する保守業者であり、長年の実績があることを特命理由として、再委託している。</p> <p>しかしながら、冷房設備、冷凍設備、換気設備については、様々なメーカーの製品の結合品であり、会社が安全管理のために立会いを行っていることから、一定の知識・経験を有する業者であれば受託可能と認められ、会社が特命随意契約としていることは、適正でない。</p>	<p>1 交通局 再委託がある場合には、その再委託の選定に対して競争性の導入を検討するよう指導する。</p> <p>2 東京交通サービス 平成23年12月以降、全案件競争入札を実施している。</p>

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
福祉保健局 ＜地方独立 行政法人東 京都健康長 寿医療セン ター＞	治験の受 託に関する 契約の各経 費を適切に 請求すべき もの	<p>地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターは、A外2社と治験の受託に関する契約を締結している。契約金額は、治験の実施に伴い必要となる臨床試験研究経費、治験薬等管理経費及び事務管理経費等からなり、それぞれ業務の進行に応じ、委託者から収入している。</p> <p>ところで、これら3契約それぞれの経費の収入状況についてみたところ、平成22年度における受託業務の履行が完了しているにもかかわらず、監査日現在、治験薬等管理経費及び事務管理経費の請求を行っておらず、502万9,710円が収入されていない。</p>	<p>今回請求漏れを指摘された3件について請求を行い、平成23年11月30日までに、502万9,710円全額が入金された。</p>
水道局	ハンディ ターミナル の消耗品を 経済的に購 入すべきも の	<p>局は、株式会社PUC（以下、「会社」という。）と「水道料金ネットワークシステムに係る運用管理委託」を特命随意契約で締結している。</p> <p>局は、検針業務に使用するハンディターミナルの本体と、消耗品とを一体的に保守管理する必要があるとして、この契約に、当該消耗品（本体バッテリーパック等）の購入を含めている。</p> <p>会社は、これらの消耗品について、局から調達数量、時期等の指示を受け、納入業者と契約し、局が検針業務を委託している会社（3社）に納品させている。</p> <p>ところで、これらの消耗品について、消耗品相当額（局の積算額×落札比率）と会社が業者と契約している調達額とを比較したところ、消耗品相当額が調達額に比べて、監査対象期間の合計で1,608万4,479円（監査事務局試算）高額となっていることが認められた。</p> <p>これらの消耗品は、局が検針業務を委託している会社に納品され、使用されるものであるため、局が直接に調達することも可能なものである。</p> <p>局は、ハンディターミナルの消耗品を直接調達するよう見直すなど、消耗品を経済的に購入されたい。</p>	<p>本件については、監査指摘に基づき、次回調達時は、局にて消耗品を直接購入する。</p>

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
水道局 ＜株式会社 PUC＞	サービス ステーション用制服の 在庫管理を 適切に行う べきもの	<p>会社は、局からサービスステーションにおける営業業務を受託しており、サービスステーション用制服貸与規程に基づき社員に制服を貸与し、貸与状況を「貸与品の貸与・返却台帳」で管理している。</p> <p>ところで、制服の在庫管理の状況について見たところ、監査日現在、実際の在庫数と在庫状況表の在庫数とが一致していない状況が認められた。</p> <p>これは、在庫に関して、①日々の受入れ、払出しを記載した管理台帳を作成していないこと、②定期的に在庫確認を行っていないことが原因となっている。</p> <p>局職員等を装った詐欺や悪質な訪問販売等も発生しており、制服の管理は重要である。</p> <p>会社は、サービスステーション用制服の在庫管理を適切に行われたい。</p>	<p>入出庫履歴を記録する制服等在庫管理表を作成し、その都度制服等の在庫状況集計表に反映させ、日々の管理を徹底するとともに、在庫状況集計表と実際の在庫数との棚卸しにより、定期的に確認を行うよう管理規程を改定した。</p> <p>また、本指摘内容と改善措置について、平成24年1月20日の管理部長会及び同日付総務部通知にて社員へ周知徹底を図った。</p> <p>なお、改定後の規程に基づき、平成24年2月3日に制服等に関する棚卸しを実施し、在庫管理が適正に運用されていることを確認した。</p>
水道局 ＜株式会社 PUC＞	システム 改善に関わ る委託契約 を適切に行 うべきもの	<p>会社は、局から、平成21年度に「勤務時間の短縮及び労基法改正に係る超過勤務割増率変更対応等に伴う給与計算システム改善委託」、平成22年度に「専務的非常勤制度導入等に伴う人事情報管理システム改善委託」をそれぞれ受託しており、会社はそれぞれの受託契約業務の一部を再委託している。</p> <p>これらの契約について見たところ、局との契約以前に再委託契約を締結し、局との契約日以降、再委託の申請を提出しているものの、再委託期間は、事実と異なる内容で申請されている状態となっている。</p> <p>会社は、再委託申請前の期間については、両システムに係るシステム運用を別個に受託しているため、仕様変更や改善要望に対する影響調査等の範囲として、テスト環境にかかる業務を再委託先に行わせたもので、再委託申請には該当せず、申請内容は問題がないとしているが、局の契約の履行を前提とし、この結果を履行に活用していることから、再委託と認められる。</p> <p>再委託の手続きは、契約の受託先が局に事前申請することにより、局は、再委託の理由や再委託先への委託内容等を把握、検討したうえで、承認を行うものであり、これにより、委託に伴うデータ管理の適正性をも担保するものとなっている。</p> <p>これらを勘案すると、会社が局との契約以前に再委託契約を締結し、業務を行わせていることは適切でない。</p>	<p>顧客との受託契約業務において、再委託申請が必要となる委託契約について、十分に内容を確認するとともに、調達稟議起案時には、顧客との契約、再委託申請等の提出を担当している営業部門の部長を協議先に指定するよう改善し、チェック機能を強化した。</p> <p>また、本指摘内容と改善措置について、平成24年1月20日の管理部長会及び同日付総務部通知にて社員へ周知徹底を図った。さらに、上記改善措置について、再委託申請が必要となる委託契約に関するガイドラインを作成・公開し、社員への更なる周知徹底を図った。</p>

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
産業労働局 ＜公益財団法人東京しごと財団＞	託児サービスにおける個人情報の取扱いを厳正に行うべきもの	<p>公益財団法人しごと財団は、平成19年度より、センター内に託児室を設置し、保育専門会社と年間委託契約を締結し、利用者に無料で託児サービスを提供している。</p> <p>ところで、利用日当日、託児室において利用者と委託会社との間で児童受渡しの伝票を取り交わしているが、伝票には、利用者・児童の住所、氏名等の個人情報が記載されていることもさることながら、幼児を保育する中で就業の意思を有し、センターの就業支援を受けているという個人的な意思や事情を含んでおり、利用者個人にとって秘匿性の高い情報である。</p> <p>このような情報は、これを漏えい・流失した場合には、都及び財団の信頼を失墜するとともに、重大な責任問題となることとなるため、特に取扱いに注意を要する個人情報である。</p> <p>しかしながら、財団は、この伝票を保育会社社員の当日の業務連絡票として、会社に持ち帰らせたままにしており、財団が厳重に保管・管理すべき情報を、現実には財団が保有していない実態となっている。</p> <p>さらに、当該委託契約においても、受託者は委託業務完了後には速やかに収集した個人情報に係る資料を返還することとされているにもかかわらず、財団はこの返還も求めている。</p> <p>また、多摩地域の支所「しごとセンター多摩」(所在地：国分寺市)においてセミナーに参加する託児希望者のため、臨時的に託児室を年に数回委託契約により開設しているが、伝票の取扱いについては全く同様の状況となっていた。</p> <p>財団は、託児サービスにおける個人情報の取扱いを厳正に行われたい。</p> <p>局は、財団の指導所管局として、東京都個人情報の保護に関する条例(平成2年東京都条例第113号)に基づき、財団への指導を徹底されたい。</p>	<p>平成23年度については、託児サービス開始以降の利用者の個人情報について回収を行い、全件回収の確認を行った。また、契約書の「個人情報に関する特記事項」等に基づき、受託者と各事務手続きにおける利用者の個人情報の取扱方法を確認し、受託者側が利用者の個人情報を外部に持ち出すことを禁止した。</p> <p>平成24年度については、利用者の個人情報等について、しごとセンター内での利用に限定し、外部への持ち出し禁止を仕様書等に明記することとし、個人情報の取扱いを徹底させた。</p> <p>局は、託児サービスにおける個人情報の取扱いを厳正に行うよう、財団に対する指導を行った。</p>
交通局	契約に関する積算を適正に行うべきもの	<p>局が株式会社はとバスと締結している、都バス杉並自動車営業所・臨海自動車営業所・青戸自動車営業所・港南自動車営業所及び新宿自動車営業所に係る管理の受委託に関する実施契約について、局は、年度ごとに積算単価を調査し、それを基に積算を行っている。</p> <p>ところで、平成21年度における積算を確認したところ、最新の積算単価を用いて算出すべきところ、前年度の積算単価を誤って用いて算出している部分がある。そのため、局の積算金額が3,510万余円過大となっており、契約金額が正しい積算金額を上回る事となっている。</p> <p>局は、契約に関する積算を適正に行われたい。</p>	積算における誤り等を防止するため、「委託積算チェックシート」を作成し、担当者だけでなく複数人で確認していくようにした。

〔平成23年各会計定例監査〕

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
財務局	緊急修理が必要な場合における事務を適正に行うべきもの	<p>建築保全部は、都庁第二本庁舎ほか昇降機保守委託契約を、Aと締結している（契約期間：平成22.4.1～平成23.3.31）。</p> <p>ところで、提出されている点検実施報告書を確認したところ、当該契約の中では対応しないこととなっている震災対応復旧のガバナワイヤーロープの取替えについて、平成23年3月22日に業者から報告を受け、同日に修理を完了させている。</p> <p>しかしながら、部では、この修理について、契約期間を平成23年3月29日から同月31日とした「都庁第二本庁舎31号昇降機修理契約」を締結し、平成23年3月31日付の修理完了届を受けているのは、適正ではない。</p> <p>部は、緊急修理が必要な場合における事務を適正に行われたい。</p> <p>（注）ガバナ（調速機） 昇降速度がある一定以上になることを防ぐとともに、巻上げロープが切断されたときに緊急停止させる機器</p>	<p>本件については、震災直後の庁舎機能の維持復旧で極めて繁忙であった中において、緊急修理の実施時に、修理の実施部署と契約・計理担当部署との間で十分な連絡が為されなかったため、不適正な状態となったものである。</p> <p>このため、再発防止に向けて、緊急時においても事務処理を適正に行うため、事務のチャート図を作成し、事務の手順を再度確認するとともに、緊急修理連絡票を作成し、緊急時において施工担当部署が契約担当部署に遅滞なく連絡できるよう、連絡方法等について改善を図った。</p> <p>なお、再発防止の検討結果は、平成24年2月21日課内係長会において職員に周知徹底した。</p>
生活文化局	リース契約に係る保守料の積算を適切に行うべきもの	<p>総務部は、パーソナルコンピュータ等の賃借契約を行っているが、本契約の保守料に係る積算内訳について見たところ、ライセンス契約により保守が含まれているために改めて積算する必要のない市販ソフト（オフィス統合ソフト等）についての保守料を誤って加えていることから、リース期間合計で71万余円（監査事務局試算）が過大となっている。</p>	<p>部は、平成24年2月2日に開催した担当者会議において、リース契約を行うに当たり、適切に保守料を把握し、積算を行うよう周知徹底した。</p>
生活文化局	リース契約の積算根拠となる資料の取扱いを見直すべきもの	<p>広報広聴部が行ったリース契約について見たところ、下記の状況が認められた。</p> <p>① リース当初における起案文書は、局が定めた文書保存期間表により、事業の継続期間中は、保存年限にかかわらず常用保存としなければならないとされているが、長期継続契約2件について、リース期間中であるにもかかわらず、起案文書が廃棄されているために、当該契約に係る積算等の検証を行うことができなかった。</p> <p>② 単年度契約1件について、平成22年度の契約に係る起案文書に積算内訳が添付されていないために、当該契約に係る積算等の検証を行うことができなかった。</p> <p>部は、リース契約の積算根拠となる資料の取扱いを見直されたい。</p>	<p>部は、平成23年2月10日に開催した担当者会議において、リース契約の起案文書について、文書保存期間表に基づき適正な保存を行うこと及び積算内訳を添付することを周知徹底した。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
生活文化局	リース契約の積算根拠となる資料の取扱いを見直すべきもの	<p>消費生活総合センターが行ったリース契約について見たところ、下記の状況が認められた。</p> <p>① リース当初における起案文書は、局が定めた文書保存期間表により、事業の継続期間中は、保存年限にかかわらず常用保存としなければならないとされているが、長期継続契約1件について、リース期間中であるにもかかわらず、起案文書が廃棄されているために、当該契約に係る積算等の検証を行うことができなかった。</p> <p>② 長期継続契約1件について、平成20年度に契約を締結した際の起案文書に積算内訳が添付されていないために、当該契約に係る積算等の検証を行うことができなかった。</p> <p>センターは、リース契約の積算根拠となる資料の取扱いを見直されたい。</p>	<p>センターは、平成23年4月11日付23消セ活第87号通知により、リース契約当初の起案文書について、文書保存期間表に基づき適正な保存を行うこと及び積算内訳を添付することを周知徹底した。</p>
生活文化局	リース契約に係る保守料の積算を適切に行うべきもの	<p>リース契約の積算において、リース料は、本体価格と初期導入費用の合計にリース料率を乗じて、保守料は、本体価格と初期導入費用を明確に区分し、本体価格のみに対して保守料率を乗じて算出する必要がある。</p> <p>しかしながら、都民生活部が行ったリース契約に関する積算について見たところ、本体価格だけでなく初期導入費用にも保守料率を乗じて算出しているもの、保守料の積算の根拠が記載されていないものが認められた。</p>	<p>部は、平成23年2月3日付事務連絡により、リース契約を行うに当たり、本体価格と初期導入経費を明確に区分し、保守料の積算を適切に行うことを周知徹底した。</p>
生活文化局	リース契約における契約金額の内訳の把握について	<p>局内のリースに係る契約手続きについて見たところ、5部・所の12件について、契約金額における料金の内訳（リース料・保守料）が不明となっている契約が見受けられた。</p> <p>これは、契約締結時において、契約相手から契約金額の内訳書を徴していないことによるものである。</p> <p>リース期間終了後、再リースにより契約を継続する場合には、当初リース契約におけるリース料と保守料の内訳が再リース契約時の積算根拠となるものである。</p> <p>局の契約事務を統括する総務部には、各部所がリース契約における料金の内訳を把握するよう指導が望まれる。</p>	<p>部は、平成23年4月22日に開催した担当者会議において、各部所に対し、リース契約仕様書に「契約締結後、速やかにリース料・保守料・導入時経費の明細が記載された賃借内訳書を提出する」旨を記載し、契約の相手方より本内訳の提出を求めるよう周知した。</p> <p>また、局契約及び財務局契約案件について、各部所から契約締結依頼のあったものに対しては、当該文言の記載を確認し、記載のない場合には追記するよう指導を徹底している。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
都市整備局	仮設住宅の使用許可手続きを適正に行うべきもの	<p>第一区画整理事務所及び第二区画整理事務所では、東京都土地区画整理事業用仮設住宅等使用規則及び東京都土地区画整理事業用仮設住宅等使用要綱に基づき、区画整理事業の区域内に居住・営業する者のうち、換地に居住等が可能となるまでの間、仮の住居等に移転することが困難な者に対し、仮設住宅等（住宅、倉庫、店舗・事務所等。以下「仮設住宅」という。）を設置し居住等の用に供している。</p> <p>ところで、第二区画整理事務所における平成22年度及び監査日現在における仮設住宅使用者21戸の使用申込みから使用許可、入居使用までの事務手続きについて見たところ、</p> <p>① 要綱では、使用予定者の選考は、選定委員会が行い、決定は所長が行うとしているが、現居住者のうち3戸については、申込書と請書（誓約書）を徴しているのみで、選定委員会の選考、所長の決定等、一連の使用許可手続きを経ないまま仮設住宅を使用させている</p> <p>② 要綱では、正当な理由により使用者が使用期間の延長を申し出た場合には、使用期間を延長できるとしているが、実際に延長している3戸については、使用期間延長に必要な申請及び延長許可手続きを行わないまま使用を継続させている</p> <p>など、要綱に基づく必要な手続き及び意思決定を行っていないことが認められた。</p>	<p>ア ①について 使用許可をしていない使用者に対し、選定委員会において選考を行い入居を決定し、使用許可書を通知した。</p> <p>イ ②について 指摘のあった3戸は既に退去済みである。今後、使用者から延長の申出があった場合は、必要な許可手続きを行っていく。</p> <p>また、入居状況や退去時期を一覧的に把握できる表を整備するとともに、使用者ごとの入居手続き等フロー図を作成し、所内のチェック体制の強化を図った。</p>
都市整備局	測量等事務委託について競争入札の導入を検討すべきもの	<p>都営住宅経営部は、都営住宅敷地等管理適正化処理委託を、Aを相手方として特命随意契約をしている。</p> <p>部は、業務内容が土地家屋調査士の業務に係る大量な作業を短期間で行うものであり、Aは組織的に業務を処理できる唯一の法人組織であることを特命理由としている。</p> <p>しかしながら、土地家屋調査士法は有資格者間の競争活性化のため平成14年に改正され、A以外の土地家屋調査士法人も受託できる仕組みとなっていること、大量な作業を短期間で行う業務内容とは言えないことから、特命随意契約とする必要性は認められない。</p>	平成23年11月の都営住宅敷地等管理適正化処理委託から希望制指名競争入札を導入し、契約を締結した。

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
都市整備局	測量調査委託を適正に行うべきもの	<p>多摩ニュータウン整備事務所は、所が管理する土地の測量調査を、単価契約により委託している。</p> <p>この中で、所は、建設局が発行した「測量委託標準仕様書」による測量業務の他、「打合せ協議」及び「作業費」を工種別内訳書に記載させ、見積もりを徴取している。</p> <p>ところで、「打合せ協議」及び「作業費」の内訳について契約書類を見たところ、次のとおり、不適正な状況が認められた。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 指示書に、「打合せ協議」及び「作業費」に関する指示の記載が無く、内容が確認できない。 ② 「作業費」に関する内訳等が無く、積算根拠が確認できない。 ③ 委託の完了届に、「打合せ協議」及び「作業費」に関する履行内容が記載されていない。 <p>所は、測量調査委託を適正に行われたい。</p>	<p>平成24年度から、「打合せ協議」については「指示書(内訳書)」摘要欄に打合せ内容を記載し、「完了届(完了内訳書)」摘要欄には打合せ実施日を記載する。更に、別途「打合せ記録簿」も添付する。</p> <p>「作業費」については、「指示書(内訳書)」摘要欄に指示作業内容を記載し、別途、数量の歩掛り及び積算資料を添付する。</p> <p>また、「完了届(完了内訳書)」摘要欄には作業年月日を記載し、「履行内容・成果品」を添付することとした。</p>
環境局	狩猟許可に係る事務を適正に取り扱うべきもの	<p>自然環境部及び多摩環境事務所は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(以下「鳥獣保護法」という。)に基づき、狩猟免許試験等を行い、狩猟免許を交付するなどの事務を行っている。</p> <p>免許申請書及び免許更新申請書(以下「申請書」という。)には、受けようとする狩猟免許の種類等の事項を記載するとともに、銃砲刀剣類所持等取締法により銃器の所持について現に許可を受けている者が申請する場合は、許可証の番号、交付年月日も記載し、その写しを添付しなければならないとされている。また、免許を受ける場合には、狩猟免許試験を、免許を更新する場合には、適性検査を受けることとされている。</p> <p>ところで、部において、第1種及び第2種銃猟免許の申請書等を見たところ、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 所持許可期限の切れている銃器によって記載申請した者 ② 申請書にライフルや散弾銃などの銃の種類等が記載されておらず添付されている銃の所持許可との関係が明確でない者 ③ 申請書に記載されている銃の一部の所持許可が切れている者 <p>に関しても、申請書を受理し、狩猟免許を交付している事例が認められた。</p> <p>当該狩猟免許は、銃器による狩猟を許可するものであることから、厳正に取り扱うことが必要である。</p>	<p>平成23年12月に本庁及び多摩環境事務所において申請受付業務に携わる職員による会議を開き、事務の取扱いに係る今回の指摘について説明し、今後の事務取扱方法について協議し、さらに、銃器による狩猟免許を交付する者の心構えについて再確認した。</p> <p>その後、今後の事務を改善するため、申請書の記載及び添付資料について職員及び申請者に確認してもらうためのチェック表を作成した。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
福祉保健局	リース契約に係る保守料の積算を適切に行うべきもの	<p>少子社会対策部は、サーバリプレイスに伴う児童相談所情報管理システムに要する機器等の借入れに係るリース契約（契約金額：4,353万3,000円、リース期間：平成21.4.1～平成26.3.31）を締結しているが、保守を必要としないサーバラックについて、部は保守料を積算しており適正ではない。</p> <p>この結果、リース期間全体について試算すると、積算額が27万7,200円、契約金額が7万1,400円、それぞれ過大となっている。</p>	<p>保守料の積算について、局内周知文を作成し、注意喚起を行った。</p> <p>次回リース契約時には、総務局のIT経費適正化マニュアルを使用し、適正に予定価格の積算を行うようにする。</p>
福祉保健局	情報機器の再リースに係る保守料を適切に積算すべきもの	<p>萩山実務学校は、児童及び生徒のパソコン学習のために、平成17年度から19年度までパーソナルコンピューター（集団学習装置）をリースし、平成20年度以降再リースしている。</p> <p>IT経費適正化マニュアル（総務局作成。以下「マニュアル」という。）によると、リース開始後5年間については当初契約時の保守料6万3,000円と同程度の金額により積算すべきところであるが、学校はリース開始後4、5年目に当たる平成20、21年度において保守料を34万1,460円として契約しており、適正でない。</p> <p>この結果、契約金額が55万6,920円過大となっている。</p>	<p>平成24年度の再リース契約の積算に当たり、機器の保守料を当初リース契約時の額まで引き下げ、平成24年度契約を締結した。</p>
福祉保健局	情報機器の再リースに係るリース料を適切に積算すべきもの	<p>再リース時のリース料は、IT経費適正化マニュアル（総務局作成。以下「マニュアル」という。）により、情報機器については、当初リース料に対し、1/10程度を乗じた金額となるとされている。</p> <p>ところで、東村山老人ホームは、平成18年度から平成21年度まで栄養管理システム用電子計算装置（サーバ及びパソコン等）をリースし、平成22年度の1年間再リースしているが、再リース契約について見たところ、当初リース時の10分の1としてリース料を積算すべきところ、当初契約時の10分の1を超える額で積算しており、適正でない。</p> <p>この結果、再リース契約における保守料は当初リースと同額として試算すると、月額1万8,002円、合計21万6,024円が過大となっている。</p>	<p>平成23年9月12日に開催した運営方針会議において、各課（科）長及び各課庶務担当の係長に対し、改めてリース契約に関して注意喚起するとともに、平成24年度以降に情報機器の再リース契約案件がある場合には、適切にリース料を積算するよう周知徹底した。</p> <p>また、情報機器リース案件を所管する事業執行課の担当及び所内情報処理指導主任に対し、IT経費適正化マニュアルの内容の確認を促した。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
福祉保健局	情報機器の再リースに係る積算を適切に行うべきもの	<p>再リース時のリース料は、IT経費適正化マニュアル（総務局作成。以下「マニュアル」という。）により、情報機器については、当初リース料に対し、1/10程度を乗じた金額となり、保守費用については、5年程度までは当初保守料と同程度の場合が多くみられるとされている。</p> <p>ところで、児童会館は、平成19年度から平成21年度まで来所者用パーソナルコンピュータ（デスクトップパソコン等）をリースし、平成22年度の1年間再リースしている。</p> <p>会館は、当初契約において、機器リース料と保守料とを分けることなく、月額20万5,800円と積算している。また、再リースにあたっては、月額6万3,840円とし、そのうち保守料を3万8,640円と積算している。</p> <p>そこで、マニュアルに基づき、当初リースの保守料と再リースの保守料とが同額として試算すると、再リース時のリース料が当初契約時の10分の1を超える額で積算していることとなり適正でない。</p> <p>この結果、再リース契約について試算すると、月額2万8,154円、合計33万7,848円が過大となっている。</p>	<p>再リース契約の積算について、局内周知文を作成し、注意喚起を行った。</p> <p>今後、情報機器の再リース時のリース料に係る積算の機会にあつては、機器リース料と保守料を明確にするとともに、IT経費適正化マニュアルに基づき適切に行うこととする。</p>
福祉保健局	契約の履行を確認した上でリース料を支出すべきもの	<p>西多摩福祉事務所では、生活保護システム（以下「システム」という。）を導入しており、平成22年度からはシステムを更新している。</p> <p>所は、新システムへの円滑な移行を図るために、平成21年度まで稼働していたシステムを再リースすることとし、借入期間を平成22年4月1日から同年9月30日までとする契約を締結している。</p> <p>ところで、この再リース契約について見たところ、</p> <p>ア 再リース契約の履行を確認した上でリース料を支出すべきところ、所は、平成22年5月21日に契約金額の全額を支出している。</p> <p>イ 再リース契約における仕様書で、履行期間満了後もシステムを無償で使用できるよう定めているが、所は、履行期間満了日以降、何ら手続きをしないまま継続して使用しており、平成23年4月25日まで使用できる状態となっていた。</p> <p>所は、再リース契約の履行を確認した上でリース料を支出するなど、契約事務を適切に行われたい。</p>	<p>ア 平成22年12月1日から平成27年11月30日までのリース契約においては、リースの実績を月ごとに確認した上で、支払いを行うよう改善した。</p> <p>イ リース契約期間満了となる平成27年11月30日以降、所が引続きシステム使用を希望する場合は、適切に契約書を取り交わすよう改める。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
福祉保健局	重度心身障害者手当過払金に係る債権を適正に管理すべきもの	<p>心身障害者福祉センターは、重度心身障害者手当の支給に関し、受給資格の有無を把握するため、定期的に手当受給者の生活状況調査を行っており、受給者の死亡等により、受給資格が消滅していたにもかかわらず手当が支給された場合には、過払金としてその返還を求めている。</p> <p>センターは、福祉保健局滞納整理事務処理マニュアルにより、督促後1か月経過しても納入が確認できないときには、納入催告書を発行することとし、さらに、その後1か月経過しても納入が確認できないときには、電話や実地訪問による催告を併せて行うこととしているが、手当過払金に係る債権の状況を見たところ、センターは、過払金を平成21年度以降に返還していない債務者(計18名、689万9,000円分)に対して、平成22年度に催告等を行っていなかったことが認められた。</p>	<p>指摘の18名に対し、催告状の送付及び電話による催告を行った。</p> <p>また、不達返戻となった債務者について、住所を関係区市町に照会した。</p>
福祉保健局	利用者負担金等に係る債権を適正に管理すべきもの	<p>利用者負担金等については、納期限までに納付しない者に対して、東京都分担金等に係る督促及び滞納処分並びに延滞金に関する条例(昭和39年条例第135号)等により、納期限経過後20日以内に督促状を発行して督促し、その督促状には、その発行の日から15日以内において納付すべき期限を指定することとされている。</p> <p>ところで、北療育医療センターにおける、利用者Sに対する利用者負担金等について見たところ、北療育医療センター滞納整理事務処理マニュアルに基づき、滞納額71万3,319円(平成19.2～平成22.2)を、平成23年1月から平成24年2月まで14回に分割して、毎月分納することを認めている。</p> <p>Sは平成22年3月以降も、センターを継続して利用していることから、平成22年3月以降新たに発生している利用者負担金等が適切に債権管理されているかを確認したところ、Sは、監査日(平成23.5.19)現在、利用者負担金等18万4,928円を滞納しているにもかかわらず、センターは、Sに対して適正に督促を行っていない。</p>	<p>Sに対して、平成22年3月から平成23年2月までの利用者負担金等の未納金について督促の手続きを行った。</p> <p>また、これまでの未納金について納入状況等の確認をした後、「徴収猶予申請書(分割納入申請書)」を徴取した。</p> <p>今後は、これに基づき債権を管理していく。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
福祉保健局	利用者負担金等に係る債権を適正に管理すべきもの	<p>利用者負担金等については、納期限までに納付しない者に対して、東京都分負担金等に係る督促及び滞納処分並びに延滞金に関する条例（昭和39年条例第135号）等により、納期限経過後20日以内に督促状を発行して督促し、その督促状には、その発行の日から15日以内において納付すべき期限を指定することとされている。</p> <p>ところで、府中療育センターにおける、利用者2名に対する利用者負担金等に係る債権管理の状況を確認したところ、それぞれ滞納となっている利用者負担金等100万8,364円（平成21年7月分～平成23年2月分）、47万9,628円（平成21年11月分～平成23年2月分）について、督促を行っていない。</p>	平成23年6月27日付で督促状を送付した。今後は適正に債権を管理していく。
福祉保健局	建物管理を適切に委託すべきもの	<p>心身障害者福祉センターは、児童相談センターと同一敷地内で、建物が一体的な構造となっており、庁舎の設備監視、警備、清掃等について一体的に行うことが合理的であることから、建物管理に係る委託契約を一括して締結している。</p> <p>ところで、清掃業務等の履行状況について見たところ、次のとおり、適切でない状態が認められた。</p> <p>ア 心身障害者福祉センター及び児童相談センターは、当該委託契約の積算に当たって、各自で所管部分を積算している。各々の積算の内訳を見たところ、同程度の清掃内容等であるにもかかわらず、単価が相違している項目が複数認められた。</p> <p>この結果、各項目においてより安価な単価を採用して試算したところ、予定価格が46万5,441円過大となっている。</p> <p>イ 心身障害者福祉センターは、本館4階の3事務室を、平成22年4月1日から平成22年9月30日までの間、事務所として使用許可していたところ、退去した後、床をはがした状態のままになっており、日常清掃や定期清掃ができる状態とは認められなかった。</p> <p>しかしながら、受託業者の清掃日誌には、契約期間中、従前と同様に、日常清掃及び定期清掃が行われていたと記入されていた。</p> <p>本来であれば、清掃面積が減少したことから、契約変更等を行い、契約金額を適切に見直す必要があったにもかかわらず、従前の契約金額のままとしていたため、契約金額121万5,053円（監査事務局試算）が過大となっている。</p>	<p>ア 平成24年度契約に当たり、各施設間で相違があった清掃等に関する積算単価を同額に揃えた。</p> <p>イ 平成24年度契約に当たり、施設の年間利用予定を踏まえた仕様内容を作成し、適切な積算を行った。</p> <p>今後は、清掃面積が変わる同様の事例があれば、契約変更により適切に対応する。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
福祉保健局	予定価格の単価設定を適切に行うべきもの	<p>東京都健康安全研究センターは、試験研究に使用する動物の飼育等に係る業務について、平成22年度、指名競争入札により、動物飼育管理業務委託契約（契約金額：3,240万7,620円）を締結している。</p> <p>当該委託契約の仕様書を確認したところ、作業時間について、平日は、8時30分から17時15分まで、土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始は、8時30分から12時45分までとなっているにもかかわらず、人件費のうち作業員1人当たりの単価が、一律に同額で積算されていることが認められた。</p> <p>しかしながら、作業時間の異なる日に同一の単価を設定していることは、適切でない。</p> <p>単価を稼働時間に応じた割合により計算（監査事務局試算）すると、予定価格は、2,933万563円となるため、契約金額（3,240万7,620円）との差額307万7,057円が過大となっている。</p>	<p>平成24年度契約では、指摘内容を踏まえ、平日と土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始の作業時間に応じた単価設定に基づく積算を行っている。</p>
病院経営本部	リース契約の積算根拠となる資料の取扱いを見直すべきもの	<p>サービス推進部におけるリース契約について見たところ、契約3件について、積算に用いた候補機種の標準価格が積算内訳書とメーカーカタログとで一致していないものが認められた。</p> <p>部は、これらについて根拠資料を残しておらず、積算が妥当であることを検証しているのか確認できない状況となっており、適切でない。</p> <p>また、大塚病院、駒込病院、墨東病院及び松沢病院においても、積算の算定根拠が月額リース料の参考見積りのみとなっているもの（9件）、再リース契約に係る積算の根拠資料が残されていないもの（1件）など、積算が妥当であることを検証しているのか確認できない事例が認められた。</p> <p>部及び各病院は、積算が妥当であることを確認できるよう、積算根拠となる資料の取扱いを見直されたい。</p> <p>部は、複数の病院で適切でない事例が認められていることから、各病院のリース契約事務について指導を徹底されたい。</p>	<p>部におけるリース契約に関しては、23年度第2四半期以降に起案したリース契約について、代表的なサーバ、端末の標準価格資料やカタログ等、積算根拠資料の保管を行った。</p> <p>また、病院に対しては、平成23年11月25日開催の用度係長会において「システム関係機器賃借・購入の積算について」により、積算の手順、備えておくべき資料について説明した。</p> <p>各病院には、本部で作成した「リース契約チェック表」を配付して関係資料の添付その他の事項を確認のうえ、当該チェック表を原議に添付させることとした。</p> <p>これを受け、大塚病院及び松沢病院については、リース契約に当たり「リース契約チェック表」に基づいて一連の手続きの確認を徹底している。</p> <p>また、駒込病院及び墨東病院については、今後のリース契約に当たり、「リース契約チェック表」に基づいて一連の手続きの確認を徹底していく。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
病院経営本部	リース契約に係るリース料の積算を適切に行うべきもの	<p>広尾病院におけるリース契約について見たところ、リース料率に通常含まれている金利、固定資産税、保険料、手数料等を諸経費として重複して算出したため、リース期間全体について試算すると、48万1,932円の過大積算となっている。</p>	<p>平成23年11月25日に開催された用度係長会において、再度適正な契約手続きを実施するよう指導があり、その際配布された資料を基に事務局内において周知徹底を図った。</p> <p>当該リース契約は、契約期間が終了しており、平成24年度の再リース契約に関しては、上記用度係長会において活用を指導された「リース契約チェック表」による確認を行うと同時に、リース料率に通常含まれているにもかかわらず重複して積算していた部分を除外し、適正な積算を行っている。</p>
病院経営本部	物品の使用実態に応じた調達方法を検討すべきもの	<p>松沢病院は、医事会計システム機器をリース契約で借り入れている。その後、この機器にメモリを増設する必要が生じたため、オーダリングシステム用端末機等のリース契約（契約期間：20.2.1～平成24.2.29）に、増設メモリ（20台分）を含めて借り入れている。</p> <p>ところで、医事会計システム機器の契約期間満了後の増設メモリの使用状況について見たところ、平成22年12月1日以降、リース期間を残したまま使用しておらず、病院に保管されていることが認められた。</p> <p>ファイナンス・リースは途中解約ができず、使用されていないリース物品が生じてもリース料等を支払い続けなければならないため、病院は、物品の使用実態に応じた調達方法を十分に検討されたい。</p>	<p>当該契約については、再リースする際、不要の増設メモリを再リース対象から除外した。</p> <p>また、平成23年11月25日に開催された用度係長会において、再度適正な契約手続きを実施するよう指導があり、その際配布された資料を基に事務局内において周知徹底を図った。</p> <p>さらに、システム関係リース契約全般について、本部の指導を受け、「リース契約チェック表」による確認と本部への協議を徹底することで、適切な実施を図る。</p>
病院経営本部	適正な再リース料により契約を締結すべきもの	<p>再リース時のリース料は、当初リース時のリース料に対し、10分の1程度を乗じた金額となる。</p> <p>ところで、駒込病院及び墨東病院において締結している再リース契約について見たところ、再リース時のリース料が当初リース時の10分の1になっておらず、適切でない。</p> <p>この結果、再リース期間全体について試算すると、駒込病院については1,258万5,432円、墨東病院については12万4,504円、合計で1,270万9,936円が不経済支出となっている。</p> <p>両病院は、再リース契約の締結に当たり適正な再リース料により契約を締結されたい。</p>	<p>平成23年11月25日に開催された用度係長会において、再度適正な契約手続きを実施するよう指導があり、その際配布された資料を基に事務局内において周知徹底を図った。</p> <p>両病院については、事務処理の適正化及び統一化を図るため、本部が作成した「リース契約チェック表」に基づいて一連の手続きの確認を行い、再リース価格を当初契約時の10分の1程度に減額することを徹底している。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
病院経営本部	P F I 事業に係る支払事務を適正に行うべきもの	<p>病院経営本部は、多摩総合医療センター（以下「多摩総合」という。）及び小児総合医療センター（以下「小児総合」という。）における運營業務等を P F I 事業として行っており、多摩広域基幹病院（仮称）及び小児総合医療センター（仮称）整備等事業に係る契約を締結し、多摩総合及び小児総合は、当該契約に係る支払事務などを行っている。</p> <p>当該契約における修理修繕業務は、計画的修理修繕と計画外修理修繕とに分けられており、計画外修理修繕の履行方法及び支払手続き等については、「修繕に関する覚書」により定められ、この覚書では、支払手続きとして、S P C は修繕費用の相当性を根拠付ける資料を提出すること、多摩総合及び小児総合は S P C による業務の履行の結果を確認し承認することなどを定めている。</p> <p>ところで、多摩総合及び小児総合における計画外修理修繕に係る支出関係書類について見たところ、次のとおり、適正でない状況が認められた。</p> <p>ア 多摩総合及び小児総合は、覚書に基づく履行の確認及び承認を行わずに S P C に修繕費用を支払っている。</p> <p>イ 多摩総合は、S P C が作成している請求書と S P C が修繕費用の根拠としている施工業者作成の見積書との内訳が一致していないなど、請求書の内訳が正確なものか照合できない状況となっているにもかかわらず、S P C に修繕費用を支払っている。</p> <p>多摩総合及び小児総合は、P F I 事業に係る支払事務を適正に行われたい。</p>	<p>当該案件については、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 契約担当が修繕の見積内容を確認し発注する。 ② 診療部門の担当が履行確認時に確認済の印を伝票に押印する。 ③ 契約担当が請求内容を再確認し、庶務課長の決定を得て修繕費用を支払う。 <p>以上の一連の流れを徹底し、再発防止を図っている。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
病院経営本部	チェック機能を十分に果たし、契約手続きを適正に行うべきもの	<p>墨東病院は、医療機器等の整備計画の策定、機種選定、製品指定等を適切に調査審議するため、墨東病院機種選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、例年は、7月以降に数回開催している。</p> <p>ところで、病院において、医療機器等に係る特命随意契約の締結状況について見たところ、委員会に諮らないまま、緊急の必要があるとして特命随意契約を締結した案件が、平成22年度に66件あったことが認められた。</p> <p>これは、事務の遅延によって、競争に付する期間が確保できなくなったためなどとしているが、この兆候は、例年7月頃に開催される委員会が開催されていなかったことなどから、確認することができたものである。</p> <p>同様に、緊急の必要があるとした特命随意契約は、監査日（平成23.5.23）現在、平成23年度にも67件が認められている。</p> <p>調達した全ての医療機器等は、本来であれば、競争による契約によって調達するべきものであることから、特命随意契約を締結することは、適正でない。</p> <p>病院、経営企画部及びサービス推進部における、それぞれのチェック機能が十分に働いていれば、適正でない処理は防げたものである。特に、経営企画部及びサービス推進部は、各病院の適正な契約事務を確保するために自己検査を強化しており、検査員からの報告を有効に活用すべきであった。</p> <p>病院は、契約手続きを適正に行われない。</p> <p>病院及び両部は、それぞれの役割であるチェック機能を十分に果たされたい。</p>	<p>1 墨東病院</p> <p>墨東病院は、本部に「契約事務処理の適正化に向けた取組について」を提出した。当該計画に基づいて、平成23年9月には医療機器等整備委員会を設置し、医療機器の整備計画を確定している。また、医療機器の買入れ案件を総括表としてまとめ、院内で進捗状況が確認できるよう改めている。さらに、進捗状況の報告として、毎月末までに購入実施原議の写しを本部に提出している。</p> <p>これらの結果として、事務の遅滞による医療機器等に係る特命随意契約の締結は行われていない。</p> <p>2 経営企画部</p> <p>経営企画部は、再発防止の取組として、中間期決算見込みにおいて予算の執行計画と執行実績を比較し、執行率が著しく低い科目について、該当する病院の担当者に説明を求めるという体制をとっている。</p> <p>今後とも、この取組を徹底し、予算執行の側面からチェック機能を果たしていく。</p> <p>なお、墨東病院については医療機器の買入れ案件の計画表及び購入実施原議の写しを提出させ、サービス推進部と連携して契約の進捗状況を監視しており、契約手続きの適正化が図れていることを確認している。</p> <p>3 サービス推進部</p> <p>サービス推進部は、再発防止の取組として、自己検査で発覚した改善を要する事案について、各病院に対して遅滞なく改善報告を提出させ、追跡調査を行っている。</p> <p>今後もこの取組を徹底し、自己検査を有効に活用することでチェック機能を果たしていく。</p> <p>また、経営企画部から予算執行状況の情報を入手し、予算執行が著しく低い病院に対して契約の進捗状況等に関するヒアリング等の機会を設け、契約手続きの側面からチェック機能を充実させていく。</p> <p>なお、墨東病院については、医療機器の買入れ案件の計画表及び購入実施原議の写しを提出させ、経営企画部と連携して契約の進捗状況を監視しており、契約手続きの適正化が図れていることを確認している。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
産業労働局	労政会館使用料の徴収事務を適正に行うべきもの	<p>雇用就業部は、所管する労働相談情報センター大崎事務所及び国分寺事務所内に設置された労政会館の使用料を徴収しているが、この徴収事務について見たところ、各所は、部が定めた複写式の使用申請書、承認書及び領収書（以下「使用申請等様式」という。）を用いて事務処理を行っているが、①連番を付すなどの発行管理を行っていない、②書損分を保存せず新たな様式に差し替えている、③使用申請書に記入された使用料金額が複写されない領収書となっている、などから、徴収すべき金額と収納した現金の突合が行えず、この結果、収納した現金の正確性が担保されない状況となっており適正でない。</p> <p>部は、使用申請等様式の取扱いを改めるなど、労政会館使用料の徴収事務を適正に行われたい。</p>	<p>「使用申請等様式」に領収書の複写様式を加えるなど徴収すべき金額と収納した現金の突合が適正に行えるよう様式の変更を行った。また、申請書及び領収書の連番管理、保管などの取扱を適切に行うことを、平成23年7月1日開催の労政会館担当係長会において周知徹底した。</p> <p>なお、平成23年12月から全ての労政会館で新様式を使用している。</p>
中央卸売市場	リース料を積算すべきもの	<p>食肉市場が締結している「食肉市場仮設内臓冷蔵庫他の賃貸借」契約について見たところ、積算内訳には、物件ごとの月額リース料が記載されているのみであり、リース料の積算根拠となるリース物件価格（本体価格及び初期導入経費）、リース料率、保守料などの内訳が記載されておらず、リース料の積算の根拠が不明確となっている。</p>	<p>平成24年度「食肉市場仮設内臓冷蔵庫他の賃貸借」契約において、リース料の積算根拠として、リース物件価格、リース料率、保守料などの内訳を記載した。</p>
建設局	登記事務に係る委託契約について競争入札の導入を検討すべきもの	<p>第四建設事務所は、用地買収に伴う土地分筆業務委託を、Bと特命随意契約で締結している。</p> <p>Bは、登記が大量に一時期に集中して申請された高度経済成長期に、登記事務の適正かつ迅速な実施に寄与するために設立されており、所は、この団体が登記事務の適正かつ迅速な実施を唯一履行できるとして特命している。</p> <p>しかしながら、土地家屋調査士法は有資格者間の競争活性化のため平成14年に改正され、B以外の土地家屋調査士法人も受託できる仕組みとなっていること、現状では登記が大量に一時期に集中しているとはいえないことから、特命随意契約とする必要性は認められない。</p>	<p>用地部は、平成23年10月5日に各所担当者に対して表示登記・権利登記委託契約における取扱についての説明会を実施した。ここで同日付23建用調第96号「公共嘱託登記等に係る委託契約の取扱いについて（改正）」を各所に配付した。</p> <p>第四建設事務所は、同上の通文中の「1（1）表示登記に係る委託契約について」に則り、B以外の土地家屋調査士法人も対象とした随意契約（競争見積）により、業務委託を発注することとし、平成24年度以降の案件から、実施する。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
建設局	権利登記に係る業務委託について競争入札の導入に向けた検討を行うべきもの	<p>第四建設事務所は、用地買収に伴う関係権利者の相続人及び抵当権者等調査業務委託単価契約（複数単価契約）を、Cと特命随意契約している。</p> <p>この業務は、石神井川（蛍橋～扇橋）河川整備事業地内の土地調書等作成業務であり、内容は、用地買収に伴う関係権利者の相続人・持分の確定や相続の登記、所有権移転登記など司法書士の有資格者しか行えない業務とそれに附帯する業務となっている。</p> <p>Cは、登記が大量に一時期に集中して申請された高度経済成長期に、登記事務の適正かつ迅速な実施に寄与するために設立された団体であり、かつ、短時間に処理する必要があるとして所は、この団体が登記事務の適正かつ迅速な実施を唯一履行できるとして特命している。</p> <p>しかしながら、司法書士法は有資格者間の競争活性化のため平成14年に改正され、C以外の司法書士法人も受託できる仕組みとなっている。</p> <p>用地部は権利登記に係る業務委託の発注については、都の競争入札参加有資格者がCの他には存在しないことから、大量の事務処理が発生するものや困難性の高い案件に限り委託することとし、その際はCへ随意契約により発注するよう所へ通知しているが、権利登記に係る業務委託についても競争性の導入に向けた取組を行うべきである。</p>	<p>用地部は、平成23年10月5日に各所担当者に対して表示登記・権利登記委託契約における取扱についての説明会を実施した。ここで同日付23建用調第96号「公共嘱託登記等に係る委託契約の取扱いについて（改正）」を各所に配付した。</p> <p>第四建設事務所は、同上の通知文中の「1（2）権利登記に係る委託契約について」に則り、C以外の司法書士法人も対象とした随意契約（競争見積）により、業務委託を発注することとし、平成24年度の契約から、実施した。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
港湾局	工事を適切に施行すべきもの	<p>東京港管理事務所は、青海縦貫線第二航路海底トンネル道路舗装緊急補修工事（契約金額：1,953万円、契約期間：平成22.4.30～平成22.6.11）を特命随意契約によりAと締結している。</p> <p>本件工事は、平成22年1月24日に路面の穴によって車両が損傷する事故が発生し、これに関する現場検証の際に所轄警察署から路面の補修を要請されたため、翌日に当面の応急処置を施した上で、同年4月22日に緊急工事の意思決定がなされ、同月30日に施行を発注したものである。</p> <p>ところで、東京都工事施行規程（昭和46年訓令甲第15号）第15条では、地震、暴風雨、豪雪、洪水、工事上の事故防止、公共の安全確保その他の理由により、緊急に工事を施行する必要があるときは、この規程に定める手続き（事前に設計した上で契約手続きを行う）によらないで処理することができる、と定められている。本件工事においては設計が同年6月10日に行われ、その後に契約手続きが行われている。</p> <p>しかしながら、現場検証における補修要請から工事の発注までに3か月以上が経過していることから、本件工事に緊急性は認められない。本件工事を通常の工事として試算すると、現場管理費に緊急補正率が適用されないことから、表1のとおり、26万9,850円が過大に積算されている。</p> <p>所は、工事を適切に施行されたい。</p>	<p>東京港管理事務所内では、緊急性を要する補修・改修工事が発生した場合の対処方法について、関係各課で協議・検討し、今後かかることのないよう速やかに周知徹底を図った。</p> <p>具体的には以下のとおりである。</p> <p>1 緊急性を要する補修事案が発生した場合（工事の手法に関すること）</p> <p>① 所内各工事主管課は、事案の状況を十分に配慮し、速やかに実施すべき工事の内容と工期等を考慮した上で、実施すべき工事の手法を検討、決定し、予算契約主管課である港務課と協議するものとする。</p> <p>② 所内各工事主管課は、施設管理課と協議、施設の利用状況や利用者要望等により、施設の補修工事が通常の工事手続きにより難しい場合は、東京都工事施行規程第15条に基づき、緊急工事に対応するものとする。</p> <p>2 緊急工事を行う必要性があまり認められないような場合（緊急性の可否等に関すること）</p> <p>① 所内各工事主管課は、緊急性を要するものの工事期間等の内容や施設利用状況などにより、緊急工事を実施すべきでない、あるいは、実施できない、といった際は、十分な応急補修措置を施し、別途、対応すべき工事の手法等を速やかに検討・確定するものとする。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
港湾局	緊急工事の事務手続きを適切に行うべきものの	<p>東京港管理事務所では、上屋の污水設備（配管及び污水ポンプ）が故障し早期に復旧する必要があることから、平成22年度10号地ふ頭4号上屋污水設備緊急補修工事を実施していた。</p> <p>東京都工事施行規程第15条では、工事主管課長は、緊急に工事を施行する必要があるときは、部長の指揮を受けて、規程に定める手続きによらないで処理することができるものの、事後直ちに定められた手続きをしなければならない、とされており、緊急工事は、緊急の場合に限り通常の手続きを経ずに行うものであることから、工事を行った直後に速やかに起工を行う必要がある。</p> <p>ところで、この工事について見たところ、工事が完了し、完了検査を受けているにもかかわらず、工事の起工決定は、工事完了の約2か月後となっていた。</p> <p>また、平成22年に所の発注した緊急工事を見たところ、7件中2件がこのように起工が遅れている状況であった。</p>	<p>東京港管理事務所内では、緊急工事の事務手続きについて、関係各課に対し、工事施行規程等に定める事務手続きを厳守するとともに、予算契約担当課においては確認及びチェックを厳格に行うよう役割を明確にし、今後かかることのないよう速やかに関係各課職員への周知徹底を図った。</p>
港湾局	廃棄物の種別の判断を適正に行うべきものの	<p>東京港管理事務所は、埋立地等に不法投棄されるごみや、草刈・清掃業務等の対象地の空き缶等の塵芥ごみについて、収集運搬業務を委託している。</p> <p>これらのごみは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等において、空き缶等は「金属くず」（同法施行令第2条6項）、ビン・アスファルト塊・コンクリート塊等は「ガラスくず、コンクリートくず、及び陶磁器くず」（同法施行令第2条7項）、ペットボトル・ビニール等は「廃プラスチック類」（同法第2条4項1号）として、いずれも産業廃棄物と定められている。</p> <p>しかしながら、所は契約手続きのなかでこれらの産業廃棄物を全て一般廃棄物として取り扱っており、適切でない。</p> <p>所は、廃棄物の種別の判断を適正に行われたい。</p>	<p>東京港管理事務所では、各種作業委託に伴い生じる廃棄物収集運搬について、法令に則した仕様にしよう改めた。</p> <p>具体的には、以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 埋立地等草刈委託については、発生するゴミのうち、一般廃棄物のみの収集運搬とした。 ② ①の作業に伴い発生する産業廃棄物については、別途、埋立地清掃・ゴミの収集運搬委託を発注することとした。 ③ 駅前広場管理については、①と同様に一般廃棄物のみの収集運搬とし、この駅前広場から生じる産業廃棄物については、同敷地内に保管場所を設置（3月設置予定）し、そこへ保管するまでのものとした。 ④ ③の保管場所に保管する産業廃棄物の収集運搬委託契約は、別途発注する。

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
港湾局	固定資産の管理を適正に行うべきもの	<p>東京都臨海開発事業財務規則第90条では、固定資産を常に良好な状況において管理し、その用途に応じてもっとも効率的に運用するよう努めなければならないとしており、また、第108条では、局長は、固定資産の保管、管理について、毎年1回以上所属職員から検査員を命じて、検査させなければならないとしている。</p> <p>ところで、東京港管理事務所において、工具器具備品の状況を見たところ、平成12年4月1日から平成14年2月6日の間に取得し、所の港務課で使用したコンピュータ等12台について亡失していることが判明し、残存価格の12万8,995円を雑損失として計上していた。また、この亡失については、亡失した時期についても明らかになっていない状況であった。</p> <p>コンピュータには、業務に関する重要な情報が残されている可能性もあることから、特に管理を徹底する必要があるにもかかわらず、規則で義務付けられた定期的な検査を行わなかった結果、亡失したことすら気づかなかつたことは、適正でない。</p> <p>所は、規則に則り定期検査を確実に行うことはもとより、固定資産の管理を適正に行われたい。</p>	<p>東京港管理事務所では、施設管理担当課とともに工具器具備品の現況調査を行うとともに、固定資産（工具器具備品）の配置場所（現地）において現物確認を実施した（平成23年12月1日）。</p> <p>また、東京港管理事務所は、東京都臨海地域開発事業財務規則第108条に基づき、総務部による自己検査を受検した（平成24年2月10日実施）。</p> <p>なお、今後も毎年度、施設管理課による配置状況報告を徴し、港務課（財産主管課）の現地現品確認を行い、局等による検査を引き続き規則に則り実施していくものとする。</p>
東京消防庁	リース契約の積算について	<p>ア 防災部、予防部及び消防技術安全所におけるリース契約17件について見たところ、リース物件価格等に基づいて積算しているものの、そのリース物件価格が妥当であるか検証したことが確認できない状況となっている。</p> <p>リース契約の積算根拠となる資料の取扱いを見直されたい。</p> <p>イ 予防部は、中央処理装置外21点の賃借契約に係るリース料の積算について、特段の理由なく、都におけるリース料率の上限を上回る率で算出しており、適正でない。</p> <p>その結果、5年間のリース期間全体で、454万6,620円が過大積算となっている。</p> <p>リース契約に係るリース料の積算を適切に行われたい。</p>	<p>東京都総務局行政改革推進部行政改革課長から示された「情報システムに関する平成24年度予算要求に係る単価基準等について」を庁内通知により、リース料率の周知を図った。</p> <p>また、リース契約の積算については、調査するために収集した積算資料に基づきリース物件価格を検証し、使用した資料については保存するよう総務部長通知により、庁内へ周知を図った。</p> <p>2つの通知により、現在はリース料率及び積算資料の保存について改善が図られた。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
東京消防庁	企画提案方式による契約を適切に行うべきもの	<p>総務部は、契約事務処理の手引を作成し、その中で企画提案方式の事務処理手順についても定めており、各部は手引に基づいて契約事務手続きを行っている。</p> <p>ところで、手引で定める企画提案方式の事務処理手順では、企画案提示の際に提案価格を提出させることにしていないため、企画提案方式による委託契約15件について、採用された者が事前に示された庁の予定額と同額で見積書を提出し、その価格で契約する結果となっていることが認められた。</p> <p>企画案の選定に当たっては、財務局通知において「提案内容とともに提案価格を十分勘案のうえ提案を選定すること」としていることから、総務部は、企画案の選定について、提案内容のみならず提案価格も考慮するよう手引を見直し、企画提案方式による契約を適切に行われたい。</p>	<p>企画提案方式による委託契約については、企画内容に加え価格面における競争性を高める観点から、提案者に見積価格を提示させ、価格の妥当性についても審査することとした。このことを平成23年2月24日付けで本庁内関係各課に対して通知した。</p> <p>また、本庁契約事務担当者用の「契約事務の手引き」を改正し、職員への周知徹底及び適正な契約事務の確保を図った。</p>
交通局	リース料を積算すべきもの	<p>職員部が行ったリース契約「電車教習用CAIシステム装置等賃貸借」について見たところ、積算の内訳が、リース料及び保守料を合算した月額のみとなっており、リース料の積算根拠となるリース物件価格（本体価格及び初期導入経費）、リース料率、保守料などの内訳が記載されておらず、リース料の積算の根拠が不明確となっている。</p> <p>部は、リース契約の締結に当たってはリース料を積算されたい。</p>	<p>情報システムに係る費用の適正化に資することを目的とし、平成22年4月から情報システムに関する契約については、「情報システムに関する契約の起案前調整要領（平成22年4月12日付22交総第24号）」により、総務部情報システム課において仕様や積算の適切性等について、事前確認を行っている。</p> <p>本件のリース契約は、長期継続契約（5年）であるため、次回更新時には、同要領に基づき契約事務を適正に行う。</p>
交通局	契約事務を適切に行うべきもの	<p>市ヶ谷駅務管理所は、例年、武道館において、大学の卒業式が開催され、多数の乗降客があることから、平成22年度、九段下駅における大学卒業式式典の旅客案内整理業務に係る委託契約（契約締結日：平成23.3.8）を締結しているが、当該契約の対象として予定されていた大学の卒業式式典は、平成23年3月11日に東日本大震災が発生した影響により、全てが中止となった。</p> <p>ところで所は、4月の入学式等の旅客案内整理業務を契約手続きなしで委託し、当該契約の解除等の措置を取っていなかった。</p> <p>所が、当該契約の内容は履行されていないにもかかわらず、契約解除等の措置を行わなかったことは、適正でない。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 平成23年10月21日の各指令・乗務区長が出席する指令・乗務区長会及び平成23年10月28日の各駅務区長・営業所管理係長が出席する区長会において、当該事例を報告し、再発防止の徹底を図った。 平成24年1月19日付けで、本来の履行を行った年度の支出とするため、過年度修正の会計処理を行った。

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
交通局	委託契約事務を適切に行うべきもの	<p>自動車部は、定期券や乗車券の発売、再発行、払い戻し等の業務を委託しており、委託した定期券や乗車券の発売、再発行、払い戻し等の業務の結果を、委託発売等調定額報告書、電子データにより提出させ、確認することとしている。</p> <p>現金の取扱いについて、局では、東京都交通局会計事務規程により、局の収納する現金及びつり銭準備金を取り扱わせるために現金取扱員を置くこととし、現金取扱員が取り扱える金額の限度を、一日分の収納額と定めている。</p> <p>このため、定期券や乗車券の発売、再発行、払い戻し等の業務に係る現金の取扱いについても、日次単位でその収納額を適切に把握することが求められる。</p> <p>しかしながら、契約の執行状況を確認したところ、部は、必要に応じて、委託発売等調定額報告書、電子データを提出させ、確認するとしており、委託業務での発売等の実績報告書の報告内容・時期・方法及び様式を明確に定めていなかった。</p> <p>部は、委託契約事務を適切に行われたい。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 乗車券等の販売実績の報告内容及び時期については、平成24年度契約から仕様書に明記した。 2 各定期券発売所の発売実績について、月ごとに報告するよう平成24年度契約から仕様書に明記した。 3 改定後の仕様書に基づき平成24年度契約を締結した。
水道局	適正なリース期間で契約すべきもの	<p>総務部は、水道局事務系ネットワーク用サーバ装置等の賃貸借契約（その4）（当初リース契約期間：平成18.12.1～平成22.11.30）を締結している。</p> <p>部は、当該リース期間中にサーバ装置の容量を拡充する必要に迫られたことから、平成22年2月、新たにサーバ装置を追加してリース契約（契約期間：平成22.2.12～平成22.11.30）を締結することとした。</p> <p>ところで、これらのリース契約について見たところ、部は、追加装置のリース料につき、3年リースの料率を基にして積算した3年間分のリース料の総額を10か月で除した額を、月額としている。</p> <p>追加装置に関しては、契約金額705万508円から保守料（10か月分）を差し引いた609万8,623円が、機器に係るリース料として平成21年度（2か月分）及び平成22年度（8か月分）に支払われていた。</p> <p>しかしながら、部が、当初装置を1年間再リースするとしていたことを踏まえると、部が平成22年2月3日付けで追加装置を新たにリースする際に、追加装置のリース期間の終了時期を当初装置の再リース終了予定日に合わせて平成23年11月30日までと調整していれば、追加装置について再リース契約を締結する必要まではないものと認められるところ、部が追加装置について、再リース契約を締結し、再リース料として1年分を合計すると56万5,165円を過大に支払うとしていることは、適正でない。</p>	<p>平成23年8月、係内会議の場において、情報システム係職員（契約事務担当者及び局内各課が起案する契約原議のチェック担当者）に対して指導を行い、今後の事務に関する注意喚起を図った。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
水道局	料金の収入管理に係る事務を適切に行うべきもの	<p>江東営業所において、料金の収入管理に係る事務について見たところ、履行延期特約を締結した案件において、水道料金は、全額完済となっている一方で、下水道料金については、55万8,778円が未納となっている事案が認められた。</p> <p>これは、履行延期の特約に基づき、分割納入を認められていた料金が、金融機関に一括納入された際、料金管理システムである水道料金ネットワークシステムの処理上、本来下水道料金として収入されるべき金額の一部が水道料金として収入されていたことから、水道料金としては過納入となり、それが水道料金の次回請求分に誤って充当されたためである。</p> <p>一括納入された翌営業日には、水道料金が過納入となったとして、システムから自動的に現金還付対象リストが出力されていること、さらに、平成22年6月7日及び平成23年1月11日には、所が行った履行延期特約の解約処理により、下水道料金の未納カードが出力されていることから、この間に修正を行う機会が複数回あったにもかかわらず、チェックを十分に行っていなかったことが認められた。</p> <p>このため、結果として2年以上、誤処理が修正されることなく、下水道料金が未納状態とされてきたことは、適切でない。</p>	<p>本件について、平成23年2月3日及び8日にお客さまに説明を行い、お客さまの了承の下、平成23年2月24日に口座振替を行い、料金の未納状態を解消した。</p> <p>また、所内職員に対し、係会等において、本事例を基にしながら、適正な事務処理に対して注意喚起を図った。</p>
水道局	下水道料金に係る還付金債務を適正に管理すべきもの	<p>局は、下水道料金徴収業務の委託に関する協定等に基づき、下水道局から下水道料金の徴収に関する事務の委託を受けている。</p> <p>下水道料金は、公債権であり、時効の援用をすることなく、時効起算日から5年経過したときには消滅する。</p> <p>ところで、荒川、足立両営業所において、過誤納金等の還付に係る整理事務について、水道料金ネットワークシステム（以下「システム」という。）から出力された「現金還付対象集計リスト(料金)」等をもとに見たところ、時効起算日から5年以上経過しているにもかかわらず、時効消滅していない下水道料金に係る還付金債務が6件認められた。</p> <p>これらは全て、現金書留の方法により下水道料金の還付を行おうとしたものの、不着として返送された案件であるが、システム上、設定されていなかった事例であったために、時効完成と認識されず、システム上債務として残っている状況となったものである。</p>	<p>書留不着分の還付金について、時効起算日を書留不着処理日の翌日とするよう、平成23年3月1日にシステム改善を行った。</p> <p>これにより、時効起算日から5年以上経過した下水道料金の還付金は、平成23年3月2日に時効消滅となった。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
水道局	土地売買契約における契約保証金の取扱いを適正に行うべきもの	<p>局は、水道局財務規程により、契約を締結する際、契約保証金に係る事項を契約書に記載のうえ、契約金額の十分の一以上を契約保証金として納めさせることとしている。ただし、随意契約でその必要がないと認めるときなどの場合には、納めさせないことができるとしている。また、債務不履行により契約解除となった場合には、契約保証金は都の所有に帰属すると規定している。</p> <p>ところで、経理部は、Aと土地売買契約（売買金額5,558万円）を随意契約により締結した後、売却金額の支払いがないことを理由として契約解除している。</p> <p>しかしながら、この契約について見たところ、部が契約保証金に関する明確な意思決定を行わないまま、契約書に契約保証金に関する事項を記載せず、契約保証金を納めさせていないことは、適正でない。</p>	<p>平成22年10月より、随意契約（国、地方公共団体等との契約を除く全て）においても、契約締結と同日に代金の全額を支払う場合を除き、契約保証金を徴収するよう統一化し、契約書に契約保証金条項として一律に記載するものとした。</p> <p>これにより、契約保証金に関する明確な意思決定を示せるものとした。</p>
水道局	緊急工事に係る発注を速やかに行うべきもの	<p>各支所は、道路管理者や住民等から消火栓などに係る緊急に工事が必要な事案が発生したとの通報を受けたとき、直ちに現場を確認の上、緊急工事の実施が必要と判断した場合には、速やかに契約を締結している工事業者に発注することとしている。</p> <p>ところで、南部支所において、水道緊急工事における工事請負者への発注及び工事施工の状況を見たところ、平成22年7月8日発注の「消火栓器械故障に伴う取替工事」については、受注した工事請負者と契約解除しているにもかかわらず、監査日（平成23.1.25）現在、支所は、次順位の業者など他に再発注していなかった。</p> <p>当該消火栓は、栓全体としては止水されていたものの、本栓部分に故障があり、そのままでは、火災発生時の対応に問題が生じる可能性があることから、迅速な工事の施工が必要であったにもかかわらず、支所が速やかに工事の発注を行っていないことは、適切でない。</p>	<p>当該工事については別業者に再発注し、平成23年3月4日に消火栓器械補修を完了している。</p> <p>また、本指摘を受けて、支所係員、全支所の配水課長及び維持係長に対して、指摘事項の説明を行い、今後のチェック体制の強化及び再発防止の徹底を図った。</p> <p>さらに、発注の手引きに施行発注簿や受付経過簿を毎月帳票として出力し、支所課長の決済を受け給水部へ提出することを明記した。給水部においても支所から提出された帳票を配水課長まで回付しチェックを行っている。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
水道局	発注工事に係る監理を適正に行うべきもの	<p>局は、「工事関係検査基準の手引き」により、発注した工事について、契約書等に記載されている給付の目的物に未完成の部分がある場合、工事完了と認めず検査の対象としないと規定している。</p> <p>ところで、北部支所において、「板橋区氷川町1番地先から同区板橋二丁目19番地先間外1箇所配水管布設替工事契約」に係る弁償金の収納状況について見たところ、工事請負者から回収すべき弁償金944万5,514円が未納となっている。</p> <p>この経緯を見たところ、当該工事により布設した配水管の破損事故が平成21年12月2日に発生したことから、支所は、配水管を破損した工事者からの情報により、破損箇所の配水管の土被りが浅く、工事請負者が適切に施工を行ったかどうかについて調査の必要性があることを、工事完成検査（平成21年12月4日実施）の前に確認できていたにもかかわらず、支所は、直ちに局の検査部門へ通報を行わなかったため、検査では前回検査で不備があった書類について審査したことから合格となり、工事代金の全額を支払うものとなった。</p> <p>他方、支所は、不適正な施工の修正に要した費用について、工事請負者に対して弁償金として求償したが、工事請負者は、民事再生手続が開始され、回収困難な状況に陥っている。</p> <p>支所は、このような事案が再発しないよう、発注工事に係る監理を適正に行われたい。</p>	<p>北部支所では、平成23年2月から3月にかけて配水課内会議を3度開催し、発注工事に係る監理の適正化と再発防止策について討議を重ね、改善策への取組を確認した。</p> <p>給水部では、平成23年3月29日に給水部系列配水課長会及び工務係長会を開催し、今回の監査指摘事項について周知し、再発防止のため各関係者への指導の徹底を依頼した。</p> <p>また、完成検査合格前に不適正施工が判明した場合における事務処理フローを定め、平成23年4月18日付けで各支所配水課及び工事監督業務受託者に対して通知し、事務処理の適正化を図った。</p>
下水道局	登記事務委託について競争入札の導入を検討すべきもの	<p>経理部は、譲与国有地等表題登記調査委託単価契約（複数単価契約）を、Aと特命随意契約で締結している。</p> <p>Aは、登記が大量に一時期に集中して申請された高度経済成長期に、登記事務の適正かつ迅速な実施に寄与するために設立されており、部は、Aが登記事務の適正かつ迅速な実施を唯一履行できるとして特命している。</p> <p>しかしながら、土地家屋調査士法は有資格者間の競争活性化のため平成14年に改正され、A以外の土地家屋調査士法人も受託できる仕組みとなっていること、現状では登記が大量に一時期に集中するものとはいえないことから、特命随意契約とする必要性は認められない。</p>	<p>検討の結果、平成24年度の登記事務委託については、特命随意契約によらず競争入札による契約とすることとし、平成24年1月23日付けで発注予定表の公表を行った。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
教育庁	パーソナルコンピュータの調達方法の検討を行うべきもの	<p>指導部が締結したパーソナルコンピュータのリース契約について見たところ、1年6か月または2年3か月という短期間のリース契約となっている。</p> <p>一般的に、ファイナンス・リース契約は、実質的に資金の借入れの性質を有することから、リース物件が通常使用できる期間よりも著しく短い期間でリース契約を行うと、短い返済期間で借入れ資金の全額を返済することとなるためリース料が高額となり、不経済となる。</p> <p>したがって、使用期間が短期間の場合には、ファイナンス・リースのほか、オペレーティング・リースや、レンタルによる調達といった他の方法についても検討を行い、それぞれの長所・短所を比較したうえで、調達方法を決定する必要があるが、部は、本契約の締結に先立ち、その調達方法について十分な検討を行っていない。</p> <p>部は、パーソナルコンピュータの調達に当たって、使用期間を考慮して、その調達方法を検討されたい。</p>	<p>平成23年9月6日指導部管理課において、パーソナルコンピュータの調達方法に係る検討の必要性について、周知徹底を図った。</p> <p>また、パソコンの調達方法について、十分な検討を行い、検討結果についても担当者間で相互チェックを行う体制を整えた。</p>
教育庁	リース契約に係る積算について	<p>都立学校教育部及び指導部が行ったリース契約について見たところ、適切でないものが見受けられた。</p> <p>ア 都立学校教育部は、都立中学校及び中等教育学校給食予約システム機器の借入れ（その3）契約について、保守の必要のないLAN配線も保守対象に含めて保守料を算出しているため、積算が52万5,000円過大となっている。</p> <p>イ 指導部は、緊急雇用職員用パーソナルコンピュータ等の借入れの契約において、月額リース料の算出に当たって、リース料率の適用を誤るとともに、リース料の計算方法が誤っているため、適正な積算額を検証できない。</p>	<p>庁は、平成24年2月1日付けで総務部から通知した「リース契約における留意事項について」において、積算を適切に行うよう周知徹底を行い、再発防止を図った。</p>
教育庁	リース料を積算すべきもの	<p>契約を締結するに当たり、契約目途額を設定するには、その根拠を明確にしておく必要があり、リース契約においては、リース料及び保守料を適正に積算する必要がある。</p> <p>ところで、総務部・都立学校教育部・東部学校経営支援センター・西部学校経営支援センターが行ったリース契約8件について、積算の内訳がリース料及び保守料の月額のみなどとなっており、積算の算定根拠が不明なものとなっている。</p>	<p>庁は、平成24年2月1日付けで総務部から通知した「リース契約における留意事項について」において、積算を行う際には積算項目ごとに算出を行うよう周知徹底を行い、再発防止を図った。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
教育庁	リース契約における料金の内訳の把握について	<p>教育庁内のリースに係る契約手続きについて見たところ、総務部、都立学校教育部、中央図書館における8契約について、契約金額における料金の内訳（リース料・保守料）が不明となっている契約が見受けられた。</p> <p>これは、契約締結時において、契約相手から契約金額の内訳書を徴していないことによるものである。</p> <p>リース期間終了後、再リースにより契約を継続する場合には、当初リース契約におけるリース料と保守料の内訳が再リース契約時の積算根拠となるものである。</p> <p>各部所には、リース契約における料金の内訳（リース料・保守料）を把握するよう、特段の努力が望まれる。</p>	<p>庁は、平成24年2月1日付けで総務部から通知した「リース契約における留意事項について」において、リース料、保守料の明細が記載された内訳書を徴取するよう周知徹底を行い、再発防止を図った。</p>
教育庁	授業料の未納管理を適切に行うべきもの	<p>都立高等学校における授業料の未納管理について見たところ、次のとおり、適切でない点が認められた。</p> <p>各学校は、授業料の未納管理を適切に行われたい。</p> <p>ア 足立東高等学校では、監査日現在、平成21年度分授業料6万1,200円（生徒1人分）が未納となっている。</p> <p>未納管理の状況を見たところ、当初納期限を10か月経過してから交渉経過を記録する個人別管理簿の記載が開始されており、記載を開始した後の記載内容についても督促や催告の経過についてのみとなっており、未納理由や保護者との交渉内容など具体的な記載がなかった。</p> <p>未納管理に当たっては、未納者との交渉内容を詳細に記録し、未納者の状況に応じた対応を行う必要があるにもかかわらず、個人別管理簿の記載を適切に行っていないかった。</p> <p>イ 世田谷泉高等学校では、監査日現在、平成20年度から平成22年度分授業料32万7,800円（生徒10人分）が未納となっている。</p> <p>未納管理の状況を見たところ、学校は定期的に督促の文書を送付するのみで、未納者の状況を把握する努力を行っていないかった。</p> <p>未納管理に当たっては、電話や面接を行い、未納理由や家庭の状況を把握し、未納者ごとにその状況に応じた対応を行う必要がある。</p>	<p>都立学校教育部は、学校経営支援センターと連携し、適正かつ効果的な取組を行うよう指導した。その結果は以下のとおりである。</p> <p>ア 学校は、指摘のあった生徒について、平成23年10月以降の催告等、保護者との交渉内容等を具体的に記載している。当該生徒の滞納については、平成24年3月2日に支払いを受けており、滞納は解消している。</p> <p>イ 校長の指揮・監督のもと、経営企画室及び教員が授業料の未納状況に関する情報を共有し、連携して電話や面接による督促を行うよう改善した。</p> <p>今後についても、授業料徴収事務の手引きに基づいて、個人別管理簿の記載や督促を適切に行っていく。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
教育庁	債権管理の指導を徹底すべきもの	<p>上水高等学校ほか2校は、平成14年度、Aとストップ点検ほか3件の委託契約等を締結したものの、Aが自主廃業したことにより、これらの契約が不履行となったことから、平成14年11月から平成15年5月にかけて、Aに対して契約違約金を請求している。</p> <p>ところで、各校におけるその後の債権管理の状況について見たところ、平成17年度に催告を行って以降、平成22年9月に再び催告を行うまで5年以上にわたってAと連絡を取っておらず、また、督促も行っていないことなどが認められた。</p> <p>この結果、都立学校教育部がこれらの回収見込み不明な債権15万5,172円を未収金として計上している状況となっている。</p> <p>部は、各学校に対して債権管理を適正に行うよう指導を徹底されたい。</p>	<p>都立学校教育部は、平成23年9月2日に都立学校長宛てに債権管理の適正化について通知した。このことにより、学校に債権管理の重要性を改めて認識させ、債権管理における事務処理上の注意喚起を行うほか、債権管理に関する部と学校の連絡・連携体制の強化を図った。</p> <p>なお、指摘のあった上水高等学校外2校の業者Aに対する債権について、平成23年8月に部の指導により3校が督促を行ったところ、時効援用の旨回答があったので時効が完成した。</p>
教育庁	積立金の残額を速やかに返還すべきもの	<p>園芸高等学校における退学者に対する積立金の返還状況を見たところ、監査日現在、学校は、3人の退学者に対して残額7万164円を適切に返還しておらず、うち1人については、2年以上返還しないままとなっていた。</p> <p>学校は、速やかに積立金の残額を返還されたい。</p>	<p>学校は、退学者に積立金を返還できるよう体制を整えた。この結果、2名分は、返還済みである。なお、残り1名分は、家庭訪問や親族調査などできる限りの対応を行っても、本人の所在不明であるため、所在が判明次第速やかに返還できるようにしてある。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
教育庁	学校徴収金が残高不足とならないよう個人別管理を適切に行うべきもの	<p>各学校における学校徴収金の個人別管理の状況を見たところ、次のとおり、適切でない事例が認められた。</p> <p>ア 世田谷泉高等学校では、積立金及び教材費について、未納者に対して、納入がない場合には積立金又は教材費の支出を停止すると通知したにもかかわらず支出を続けたため、平成22年度末現在、5人の生徒の残高が6万362円不足となっている。</p> <p>イ 国分寺高等学校では、1人の生徒の積立金残高が3万5,362円となっているにもかかわらず、修学旅行等の経費（5万7,424円）を支出し、コース別返還金が発生したとして、1,490円を生徒に返金している。</p> <p>学校は、修学旅行の参加に当たり、生徒から不足分を徴収していないため、監査日現在、残高が2万3,552円不足となっている。</p> <p>ウ 八王子拓真高等学校では、1人の生徒の積立金残高が2万5,117円となっているにもかかわらず、不足分を徴収せず、修学旅行等の経費（6万4,399円）を支出したため、平成22年度末現在、残高が3万9,282円不足となっている。</p> <p>エ 園芸高等学校では、全日制の生徒については、修学旅行の参加に当たり、学校が不足分を徴収しておらず、また、定時制の生徒については、個人別収支の把握が遅れていることにより積立金等の支出の停止が行われていなかった。このため、平成22年度末現在、全日制2人、定時制2人の積立金残高が5万6,318円、また、定時制19人の生徒の給食費の残高が33万6,570円不足となっている。</p>	<p>校長の指揮・監督のもと、経営企画室及び教員が連携して、学校徴収金の未納解消に向けた取組を行うとともに、学校徴収金の個人別の執行管理も着実にを行うよう改善した。</p> <p>この結果、徴収可能な残高不足については、全て解消した。未徴収分については、解消可能な体制を整備してある。</p>

対象局	教育庁
事項	学籍の管理、授業料及び学校徴収金に係る事務処理を適切に行うべきもの

監査結果の要約	講じた措置の概要
<p>橋高等学校における学籍の管理、授業料及び学校徴収金等に係る事務について見たところ、次のとおり、監査日（平成23.5.26）現在、適切でない点が認められた。</p> <p>学校は、校長等による事務の統制を十分に行之、学籍の管理、授業料及び学校徴収金に係る事務処理を適切に行われたい。</p> <p>ア 学籍管理について 授業料未納者の生徒の状況について見たところ、退学の手続きを行っていないものの、事実上在学していない生徒が2人いることが認められた。</p> <p>確認したところ、2人とも登校しておらず、うち1人の生徒は、退学の手続きを行っていないにもかかわらず、生徒指導要録では退学したこととなっている。また、他の1人の生徒は、退学の手続きを行っていないにもかかわらず、学校は、生徒に関する事務を全く行っておらず、退学したものと取り扱われている状況にある。</p> <p>イ 授業料の未納管理について 生徒7人分の平成20年度及び平成21年度分授業料60万4,800円が未納となっている。</p> <p>未納管理に当たっては、未納者との交渉内容を詳細に記録し、未納者の状況に応じた対応を行う必要があるが、学校は、未納者に対し電話や個別訪問により督促を行っているとしているものの、個人別管理簿を作成しておらず、交渉の状況が確認できなかった。また、納入を促すための納入確約書を提出させているのは1人だけであり、残りの6人については納入確約書を提出させていない。</p> <p>ウ 学校徴収金の個人別管理について (ア) 全日制課程では、平成22年度末現在、徴収努力とともに残高管理が不十分であったため、残高が不足しているにもかかわらず、教材等の経費支出を行ったことから、35人の生徒の残高が103万7,747円不足しており、うち第3学年の5人については、修学旅行の経費（1人当たり13万1,947円）を支出していた。</p> <p>また、平成22年度に卒業した7人の生徒の残高不足分55万1,387円が未納のままとなっている。</p> <p>(イ) 定時制課程では、積立金について、平成22年度末現在、2人の生徒の残高が8,135円不足となっている。また、給食費について、残高が不足しているにもかかわらず、給食を継続していた生徒が7人おり、うち4人の生徒の残高が3万9,570円不足となっている。</p> <p>なお、交渉内容を記録し、未納者との交渉に役立てるための個人別管理簿について見たところ、徴収努力が行われてはいるものの、記載が年度の途中で終わっているもの、納入経過が記入されていないものが多数認められた。</p>	<p>ア 学籍管理について 指導要録の作成・管理の徹底について企画調整会議及び職員会議で周知し、退学の記載は校長決定後に担任教諭が退学の事実を指導要録に記載することを確認した。</p> <p>チェック体制については、校長、副校長の管理・監督のもと、教務主任を中心に複数名の主幹教諭等で行うこととした。</p> <p>なお、当該生徒2人については平成23年9月に授業料未納による退学処分を行った。</p> <p>イ 授業料の未納管理について 授業料未納者7人中5人については、平成23年10月までに徴収済となった。</p> <p>また、アの退学処分を行った2人については、平成23年9月に授業料未納による退学処分に伴う免除決定を行った。</p> <p>ウ 学校徴収金の個人別管理について 学校徴収金の未納対策としては、校長の指揮・監督のもと、副校長、各学年、経営企画室が連携を取り、未納等の情報を共有するために、定期的に未納対策会議を行うこととし、平成23年度は学年ごとに各学期に1回実施した。</p> <p>個人別管理については、教員と連携し残高不足・マイナス執行が生じないよう個人別管理表での管理を徹底し、個人別管理簿には、継続的に督促経過等を詳細に記載している。</p> <p>なお、平成24年度入学生からは前納金を3月中に徴収し、新年度当初の支出に未納が生じないよう対応する。</p> <p>(ア) 全日制課程について 平成24年2月8日現在、全日制の残高不足は3人計18万444円であるが、夜間、休日等に家庭訪問を行い、電話連絡を行うなど継続して、未納分の徴収督促に努めている。</p> <p>(イ) 定時制課程について 平成24年2月8日現在、定時制の積立金及び給食費の残高不足は1人計1万6,665円である。家庭訪問を行い、納入確約書を提出してもらったが、確約書どおり納入がなかった。このため、引続き家庭訪問を行い、2月中旬の子ども手当支給後に、未納金の一部が納入される予定であったが、納入がなかったため、引き続き、徴収督促している。</p>

〔平成22年度決算審査（各会計歳入歳出）〕

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
総務局	公有財産について <有価証券>	有価証券6,000万円（株式会社東京映像アーカイブ株券1,200株）が過大に登載されている。	平成23年10月31日に公有財産増減異動通知書を会計管理者へ送付した。
環境局	公有財産について <山林>	山林の立木推定蓄積量2万1,105.00m ³ が登載漏れとなっている。	平成23年6月9日に財産情報システムに入力した。 平成23年10月25日に公有財産増減異動通知書により会計管理者に通知した。
産業労働局	債権について	債権2万円（特定地域新部門導入資金貸付金）が過大に計上されている。	平成23年10月に公有財産増減異動通知書を会計管理者へ提出した。
産業労働局	債権について	債権4,129万560円（入居保証金及び敷金）が過大に計上されている。	平成23年10月に公有財産増減異動通知書を会計管理者へ提出した。
産業労働局	区分経理について	<p>局は、東京都中小企業設備導入等資金会計において、小規模企業者等設備導入資金助成法に基づく「設備導入資金貸付金」と、高度化事業に係る都道府県に対する資金の貸付に関する準則（平成16年国規程16第30号）に基づく「高度化資金貸付金」を経理している。これらの貸付金事業において、事業に必要な事務費の財源については、契約違約金（延滞金）、預金利子及び繰越金等を充てる仕組みとなっている。</p> <p>ところで、これらの貸付金事業の経理は、法令において特別会計を設置して行うことが求められており、特別会計において他の資金と併せて経理する場合は、区分経理を行うものとされている。</p> <p>しかしながら、設備導入資金貸付金について事務費の原資となる債権（貸付金元金及び契約違約金）の回収が滞っていることなどから、設備導入資金貸付金の事務費（52万5,490円）に、高度化資金貸付金を合わせて運用した預金利子全額（32万1,849円）を充当しており、適切な区分経理がなされていない。</p>	<p>平成23年9月14日に処理した、平成23年2月21日から8月21日までの期間における預金利子について、平成22年度末時点の設備導入資金と高度化資金の繰越金の残高割合で按分して歳入計上を行った。</p> <p>なお、今後、繰越金に差異が認められた場合は、更正を行う。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
建設局	公有財産について <建物>	建物33,31㎡(町田合同庁舎車庫)が過大に登載されている。	平成23年10月12日に財産情報システムに入力した。
港湾局	公有財産について <建物>	<p>ア 建物1,631.09㎡(辰巳の森緑道公園水泳場・管理棟447.43㎡ほか5件)が過大に登載されている。</p> <p>イ 建物576.91㎡(青ヶ島港船客待合所ほか7件)が登録漏れとなっている。</p>	<p>ア 過大登載されていた6件のうち、3件については平成23年8月5日に、三宅島空港ターミナルビルほか2件については平成23年8月30日に台帳からの抹消処理を行った。</p> <p>イ 登録漏れとなっていた8件のうち、辰巳管理物置2件、青ヶ島港船客待合所1件の3件については平成23年8月30日に、残りの5件については平成24年2月14日に登録処理を行った。</p>

〔平成22年行政監査（債権管理について）〕

対象局	都市整備局
事項	滞納整理事務を適切に行うべきもの（移転資金貸付金）

監査結果の要約	講じた措置の概要
<p>局は、移転資金貸付金について、移転資金貸付金収納等委託契約（単価契約）を締結し、滞納整理事務を行わせている。</p> <p>ア 業務内容を見直し、滞納整理事務を適切に行うべきもの 委託業務の内容及びその履行状況について見たところ、次のような問題点が認められた。 局は、公平かつ効果的、効率的な債権回収が行えるよう、委託業務内容を見直し、滞納整理事務を適切に行われたい。</p> <p>(ア) 催告 仕様書では、催告書の送付について送付時期を画一的に定めているのみで、個々の納付状況に応じて、随時、電話、現地訪問（臨戸）などの催告と適宜組み合わせ早期対応することを求めておらず、催告が効果的なものとなっていない。このため、回収可能性の判断を適切に行えない状況となっている。</p> <p>(イ) 催告手法の設定 電話、訪問及び来社面談による催告については、債権回収の困難度を判断した滞納者区分ごとに、催告手法をあらかじめ設定し、その催告のみを行うことで履行完了とみなす指示となっており、それぞれの催告を適宜組み合わせ早期納付に向けた納付交渉を行うようになっていない。</p> <p>(ウ) 催告書の種類 滞納状況・交渉状況等に応じた5種類の様式が用意されているが、仕様書において、その使用基準を示していない。また、種類別の送付実績の報告を求めていることから、適切な催告書が送付されたか不明となっている。</p> <p>(エ) 電話催告 電話による催告で弁済が見込まれる者に対して電話催告することとなっており、催告書を送付しても納期限までに納付のない者に対して電話による催告を行うなどしていないため、適時適切な催告となっていない。</p> <p>(オ) 分割納付の承認 分納承認手続を行わず、分納誓約書等を徴しないまま、滞納者が不定期に納付する償還金の一部収納を継続しているため、局は、徴収すべき金額・納入期限の特定、履行監視を行っておらず、また、納入が途絶えた場合に債務の承認を担保できない。</p> <p>(カ) 分割納付状況の把握 仕様書では、分割納付に当たっては、受託者が「分割納付個人別台帳」を作成・記帳して、償還状況を管理するとしているが、局はこれを提出・報告させるなどしておらず、分割納付状況を把握していない。</p> <p>(キ) 現金収入 仕様書では、現金による回収を行うこととしているが、受託者に現地訪問（臨戸）時等での現金収納業務を行わせていない。また、現地訪問（臨戸）での現金収入の際に発行する領収書について、事前の承認を行っていない。</p> <p>(ク) 困難度に応じた区分 この契約では、①電話催告・訪問等の滞納整理業務について、それぞれ1単位（件数）ごとの統一の単価を設定していること、②債権回収報酬について、滞納債権を困難度で区分し、それに応じた価格を設定する等の工夫がないこと、などから、困難案件の滞納整理事務が未着手となりやすい状況となっている。</p>	<p>ア 業務内容の見直しについて (ア)、(イ) 催告状、電話、現地訪問等の催告手段を適宜組み合わせ早期対応するように仕様書を変更した。</p> <p>(ウ) 5種類の様式の使用基準を示し、種類別の送付実績の報告を求めるように仕様書を変更した。</p> <p>(エ) 催告状を送付した滞納者が納付期限内に支払いを行わない場合は、納付期限後10日以内に電話による催告を行うように仕様書を変更した。</p> <p>(オ) 現在、分納している債務者全員に対し、平成23年11月に分割納付願等の書類提出を文書にて依頼した。今後、未提出の債務者については、局が電話等により書類提出の催告を行う。</p> <p>(カ) 分割納付については、「東京都移転資金貸付金分納管理表」を局が作成・管理することに改めた。</p> <p>(キ) 現金による回収事例はないが、領収書様式については局にて作成した。</p> <p>(ク) 滞納債権の困難度を3段階に区分し、それぞれの単価を設定した。</p>

監査結果の要約	講じた措置の概要
<p>イ 委託業務を検証し、効果的な債権回収を行うよう指導すべきもの この契約の実績報告書及びその検証状況について見たところ、次のような問題点が認められた。局は、委託業務の実績を検証し、公平かつ効果的、効率的な債権回収を行うよう指導されたい。</p> <p>(ア) 実績報告書 実績報告書は、この契約が単価契約であることなどから、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 実績件数の報告が主となっている。 ② 催告書の送付時期を記載していない。そのため、仕様書に定められた督促状納期限経過後30日以内を超えて35日以後に送付している状況が続いているにもかかわらず、局は、これを把握しておらず、是正させるに至っていない。 ③ 実績報告書に添付された交渉経過報告書は、当月に実施した催告等を日付順に記載したものとなっており、滞納者ごとの交渉経過として整理されていない。 <p>など、適時適切に漏れなく債権回収業務が行われたか、効果的に取り組んだか確認できないものとなっている。</p> <p>(イ) 検証状況 実績報告及びその効果について、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 交渉記録に明らかな誤記載があっても、確認・修正がなされていない ② 3年以上納付交渉が行われていない ③ 交渉内容が記載されていない <p>などの適切でない事例があるにもかかわらず、局は、実績について検証を十分行っていないことから、これらを把握しておらず、十分な指導・改善がなされていない状況となっている。</p> <p>ウ 契約方法を見直すべきもの この契約の積算について見たところ、納入通知書等送付、催告書送付、電話催告、納入済通知書仕分等の業務については、それぞれの項目の単価を見積もり、債権回収業務については、滞納額、滞納期間、償還状況等から債権回収の困難度を判断した滞納区分ごとに、成功報酬率を設定している。この成功報酬率は、前々年度の当該契約の競争見積もりにおける参加業者2者の成功報酬率の平均値としている。</p> <p>契約の相手方の選定に当たっては、単価及び成功報酬率を比較し、その総額の最も低い者を採用している。</p> <p>しかしながら、この契約は、延滞債権の規模が大きく（88名、2億9,900万余円）、滞納状況も多様な滞納者に対する債権回収業務を委託するものであるため、回収方法・成果目標値・経費を総合的に提案させるプロポーザル方式（コンペ方式）等による業者選定を行うなどして、専門業者の持つ債権回収のノウハウや創意工夫等による効果的な取組を求める必要がある。</p> <p>局は、契約方法を見直されたい。</p>	<p>イ 委託業務の検証について (ア) 仕様書どおりの履行となるよう、是正改善させたとともに、催告が効果的なものとなっているかどうかを検証するため、滞納者ごとの交渉経過を四半期毎に整理報告してもらうこととした。また、滞納者に対する交渉方針を調整する場として、委託業務調整会議を四半期毎に開催し、効果的、効率的な債権回収に資することとした。</p> <p>(イ) 交渉記録については是正改善させたとともに、3年以上納付交渉が行われていない債務者については、債務者の状況等を把握の上、個別に対応することとした。</p> <p>また、交渉記録に記載については、必要な事項を明確にするとともに、催告等報告書にも記載し提出してもらうこととした。</p> <p>ウ 契約方法を見直すべきもの 他局と比べ発注規模が極めて小さい（支払実績、平成21年度：119万余円、平成22年度：230万余円）ことから、プロポーザル方式では、希望者の事前費用がかかるため、複数の参加が見込めない。また、強行した場合での契約不調は、避けなくてはならない。</p> <p>したがって、平成24年度契約についても、引続き、希望制指名競争入札とすることとした。</p> <p>しかしながら、①困難度に応じ区分分けした催告へのインセンティブを図る、②四半期ごとに契約業者と今後の方針等を協議するなど、効果的な回収が進むよう改善を図った。</p>

対象局	都市整備局
事項	滞納整理事務を適切に行うべきもの (亀戸・大島・小松川地区市街地再開発事業保留床分譲に伴う譲渡代金)

監査結果の要約	講じた措置の概要
<p>再開発事務所は、亀戸・大島・小松川地区市街地再開発事業保留床分譲に係る譲渡代金の長期延納制度（最長20年償還）に伴う償還金について、収入管理及び督促までの滞納整理事務を行っており、催告・納付交渉等の滞納整理については、保留床譲渡代金催告等委託契約（単価契約）をAと締結している。</p> <p>ところで、滞納整理事務について見たところ、次のような問題点が認められた。所は、滞納整理事務を適切に行われたい。</p> <p>また、部は、所が滞納整理事務を公平かつ効果的、効率的に行えるよう、具体的な事務処理指針等を策定されたい。</p> <p>ア 督促 東京都債権管理条例施行規則第8条において、履行期限までに履行しない者があるときは、納期限経過後20日以内に督促しなければならないとされているが、所は、督促状を発付していない。また、法的措置を行う前提条件である督促を行っていないことから、法的措置に移行できない状況となっている。</p> <p>イ 催告 督促状を送付し、期限までに納付がされない場合には、随時、文書、電話、現地訪問（臨戸）などの催告を適宜組み合わせることで早期対応することにより、納付を促す必要がある。</p> <p>しかしながら、受託者による催告について見たところ、</p> <p>① 納付交渉が、1年～2年にわたり行われていない事案がある</p> <p>② 当該契約の仕様書では、電話による催告では支払を受けるのが困難と判断される者について、滞納者への訪問等を随時行うとされているにもかかわらず、電話不通の状況が継続している場合に、訪問調査等を行わずに催告書を画一的に送付している</p> <p>など、個々の滞納者の納付状況に応じて、随時、電話、現地訪問（臨戸）などの催告と適宜組み合わせた早期対応を行っておらず、催告が効果的なものとなっていない。</p> <p>ウ 分割納付 長期延納契約による譲渡代金の支払は半年賦払となっているが、滞納者から分割支払（再分納）の要望があったとき、受託者は「分割支払願」及び「分割支払計画書」を徴し、所に提出し、所は、滞納者から収入額を証する書類等を提出させるなどして、経済的状況等を判断し、承認を行うこととなっている。</p> <p>しかしながら、所は、滞納者31名のうち17名について、この手続を行わないまま、償還金の一部納入を繰り返し受けている。</p> <p>この結果、分納誓約書を徴していないため、徴収すべき金額、納入期限が特定できず、分割納入期間中の履行監視も行われておらず、また、納入が途絶えた場合、債務を承認しているのか否かが不明確な状況となっている。</p> <p>エ 困難案件対策 所は、平成22年7月に、滞納債権の解消に向けて、受託者の納付交渉や催告に応じない滞納者等回収が困難な場合には、法的措置を視野に入れた対応をしていく方針を定めているが、納付交渉等に応じず、納付意思も示さない滞納者がいるにもかかわらず、財産調査等を実施せず、法的措置を視野に入れた効果的な滞納整理事務を行うに至っていない。</p> <p>これは、困難案件に対する有用な知識や具体的な事務処理指針等がないことによるものであり、所及び部は現状を踏まえた具体的な対応策を策定する必要がある。</p>	<p>ア 督促状未発布 定期的な納付が滞っている2名に対して、督促状を発布した（平成23年9月26日簡易書留により発送、1名：同年9月27日、1名：同年10月1日到着確認）。</p> <p>イ 催告 ・ 債権回収業者に対する委託業務遂行の指導徹底（平成23年6月22日及び同年8月18日） ・ 上記を受け、債権回収業者による個別債務者への臨戸調査及び納付交渉実施（同年9月8日） ・ 債務者の現状を確認の上、報告するよう徹底（同年9月14日）</p> <p>ウ 分割納付 平成23年9月現在「分割支払願」及び「分割支払計画書」を徴していない再分納者14名に対し、書類等を提出するよう、債権管理会社を通じて文書を送付した（同年9月15日業者に発送依頼）。</p> <p>エ 困難案件対策 平成24年1月25日付23都市整再第120号市街地整備部長決定により保留床売却代金長期分納徴収基本運営方針を策定した。これを受け、所において重点行動計画を策定し、効果的な滞納整理事務に取り組んでいく。</p> <p>また、法的措置を行ったことにより、1,200万円の徴収実績があった。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
福祉保健局	システムによる管理を適正に行うべきもの (児童福祉施設等措置費徴収金)	<p>児童相談所情報管理システム（以下「児相システム」という。）に係る管理について見たところ、児相システムの処理履歴は、保存されているものの、データの変更状況を検証する仕組みが備わっていないことが認められた。</p> <p>税外収入徴収簿として収入未済に係る管理をシステムで行うためには、データの正確性を担保できるシステムとなっていることが必要不可欠である。</p> <p>児相システムは税外収入徴収簿としての要件を満たしていないにもかかわらず、センターが、税外収入徴収簿として収入未済に係る管理について児相システムを利用し続けていることは、適正でない。</p> <p>センターは、システムによる管理を適正に行われたい。</p>	<p>債権管理の情報に関し、操作ログが出力できるようシステム改修を行った。</p> <p>これにより、データの変更状況を検証できる仕組みとなった。</p>
福祉保健局	調定に係る事務を適切に行うべきもの (児童福祉施設等措置費徴収金)	<p>児相システムと財務会計システムの調定額について見たところ、平成21年度で、児相システムの調定額は、2億1,014万4,565円であったが、財務会計システムの調定額は、2億929万1,785円であり、その乖離額は、85万2,780円である。</p> <p>調定額が、児相システムと財務会計システムとの間で、このように乖離しているにもかかわらず、センターは、監査日現在、原因を把握できておらず、児相システムと財務会計システムの調定を適合させるよう、それぞれの調定額を突合するなど必要な事務処理手順を構築していないことは、適切でない。</p>	<p>児相システムと財務会計システム間における調定乖離額を解明し、必要な事務処理手順を確認した。</p> <p>この後、特例調定の更正を行い、適正な状態に改善した。</p>
福祉保健局	システムによる管理を適正に行うべきもの (児童扶養手当過誤払返還金)	<p>児童扶養手当過誤払返還金の管理は、児童扶養手当過誤払返還金債権管理システム（以下「債権管理システム」という。）を利用して行っており、これに基づいて、財務会計システムに特例調定により登録を行い、債権管理システムを税外収入徴収簿としている。</p> <p>ところで、債権管理システムについて見たところ、システムの処理履歴を保存しているものの、データの変更状況を検証する仕組みとなっていないことから、データの正確性を担保できるものとなっていない。税外収入徴収簿は、特例調定における収入未済管理を行うためのものであり、変更状況を検証する仕組みとなっていない債権管理システムで管理していることは適正でない。</p> <p>局は、システムによる管理を適正に行われたい。</p>	<p>データの更新状況を把握、確認するため、債務者情報の削除状況を出力できるようにするなどのシステム改修を行った。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
福祉保健局	<p>収入未済額の管理を適正に行うべきもの (児童扶養手当過誤払返還金)</p>	<p>局は、児童扶養手当過誤払返還金の収入未済額について、債権管理システムで個人別に管理し、その調定情報等を、毎年度当初に財務会計システムに特例調定により登録している。調定額の修正などに伴い、金額に変更が生じる場合には、適宜、両システムにおいて必要な入力を行うこととしている。</p> <p>ところで、両システムの収入未済額について見たところ、平成21年度末現在、財務会計システムの収入未済額は、1億4,115万4,007円であったが、債権管理システムの収入未済額は、1億5,150万5,371円であり、その額には1,035万1,364円の乖離が認められた。</p> <p>金額がこのように乖離しているにもかかわらず、局が、この原因について把握できていないことは適正でない。</p>	<p>財務会計システムと債権管理システムの収入未済額について、残高を年度末単位で突合できるようにシステム改修を行い、両システム間の乖離額を特例調定により更正した。</p>
福祉保健局	<p>システムによる管理を適切に行うべきもの (介護福祉士等修学資金貸与金)</p>	<p>局は、介護福祉士等修学資金貸与金返還金の管理を、財務会計システムでなく、局独自のシステムである修学資金システムを利用して行っており、修学資金システムが税外収入徴収簿として位置づけられるため、データの正確性を保持しておかなければならない。</p> <p>ところで、修学資金システムを見たところ、①通常の端末操作により直接データベースのデータを上書きできること、②修学資金システムの変更履歴の保存が十分でないため、データの変更状況の検証を行うには、データのバックアップや介護福祉士等修学資金貸与・返還台帳等によらなければならないこと、が認められた。これらの変更状況については即時に検証できる仕組みではないことから、変更データの随時の把握が困難な状態であり、データの正確性を担保できるものとなっていない。</p> <p>税外収入徴収簿は、収入未済管理を行うためのものであり、変更状況を検証する仕組みとなっていない修学資金システムで管理していることは適切でない。</p> <p>局は、システムによる管理を適切に行われたい。</p>	<p>返還状況履歴の変更履歴の確認ができるようにするなど、適切な債権管理ができるようにシステムを改修した。</p>

[平成22年各会計定例監査]

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
産業労働局	<p>運転資金貸付金制度について適切に見直すよう検討すべきもの</p>	<p>雇用就業部は、東京都シルバー人材センター事業の円滑な推進を図るため、平成16年度から、Aと「東京都シルバー人材センター運転資金貸付金の資金の預託契約」を締結し、運営に必要な資金を融資するための原資を預託しているが、その融資状況について見たところ、制度開始からの6年間で実績はなかった。</p> <p>このため、年度当初にAに預託された5,000万円は、原資として利用されず、また、決済用預金のため利息等による果実も発生せず、Aの預金口座に滞留したまま年度末に返還されるという状況が長年繰り返されている。</p> <p>部は、当該貸付金は、センターにおける資金ショート等の緊急時に対応するセーフティネットであるとしているが、当該貸付金制度とは別に、16区市にセンターに無利子で貸し付ける運転資金貸付金制度があり、他の民間金融機関が扱っている融資にも、同等若しくはより有利な条件による融資制度があるため、一部のセンターが、これらの貸付金や融資を実際に利用している実態がある。</p> <p>また、平成19年度のアンケート結果における、当該貸付金を利用しない理由を見ても、当該貸付金制度がセンターに対するセーフティネットとして、実効性のあるものとなっているとは言い難い。</p> <p>部は、センターに対する運転資金貸付金制度について、廃止も含め、適切に見直すよう検討されたい。</p>	<p>シルバー人材センターの公益法人への移行を踏まえて、制度利用の支障となっている事項を分析し、これまでのシルバー人材センター事業の経緯を勘案した上で制度の必要性を検証した結果、運転資金貸付金制度を廃止する。</p>
産業労働局	<p>配送を最も有利な方法で行うべきもの</p>	<p>労働相談情報センターでは、資金前渡の方法により郵券を購入し郵送した回数が全体で80回(平成21年度)あり、そのうち51回(約140万円)は、センターが主催する労働セミナーの案内に関するパンフレット類の郵送であった。</p> <p>これらパンフレット類の送付は、一部を除き、郵便法上の信書に該当せず、現在の配送業態のなかで、郵便より割安で、一般にダイレクトメール等に利用されている宅配便(メール便)等、より有利な方法で行うことが可能である。</p> <p>センターの出先事務所である大崎事務所その他の複数の事務所では、すでにメール便を有効活用していることから、センターは、内容物の種類により取扱いを勘案し、配送を最も有利な方法で行われたい。</p>	<p>労働相談情報センターでは、平成22年10月以降の労働セミナーの案内書類等(信書以外)の送付について、メール便を導入した。この結果、従来の郵便発送に比べ、資金前渡処理の回数が大幅に減り、事務手続が簡素化したとともに、経費節減が実現した。</p> <p>さらに、年間を通じた単価契約をすることによって経費削減を試みようとしたが、見積書を取ったところ、諸経費がかかり通常よりも料金が高くなることが判明した。そのため、年間契約は断念した。今後は配送物の形態等に応じて最も有利な配送方法を利用していく。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
水道局	効率的に管路調査を行うべきもの	<p>部が実施する横断管路調査については、河川管路調査と調査内容等に重複する部分があるものの、同一箇所での河川管路調査と横断管路調査が近接した日程で行われている事例が見られる。</p> <p>横断管路調査の報告書は、河川管路調査と比較して過去の調査結果も記載されるなど、内容が詳細かつ具体的であり、実施月の報告も、翌月中旬には部及び当該管路を所管する支所に提出されている。</p> <p>より効率的な調査の実施方法を選定していくに当たっては、横断管路調査の実施箇所において、近接した日程での河川管路調査を省略することが可能であり、双方の調査予定を事前に十分調整する必要があるにもかかわらず、これを行っていない。</p> <p>また、部は、これまで、大規模な漏水などに対する即応態勢を確保するため、河川管路調査については支所職員で行う必要があるとしているが、調査内容等によっては、支所職員が直接調査を行うべきかどうかを含めた検討も行われる必要がある。</p>	<p>各支所関係係長等を招集し、指摘内容に関して、関係職員への周知を徹底した。</p> <p>また、様式の定まっていない計画書、報告書、調査票及び緊急通報シートの各書式を統一することに加え、計画調整フロー図を作成し、計画段階で双方の調査予定が重複しないような体制を整備した。</p> <p>これにより、平成23年度は、双方の調査において、実施箇所が重複していないものとなっている。</p> <p>さらに、平成24年度以降は、河川管路調査について管路維持管理業務委託の横断管路調査（緊急時の船舶の調達を含む。）に盛り込み、委託により実施することとした。</p>
教育庁	特定化学物質等取扱業務従事者健診を確実に受診させるべきもの	<p>福利厚生部は、労働安全衛生法第66条の規定に基づいて、都立学校に勤務する化学等の教職員を対象として、授業等で扱う薬品等の人体への影響の有無を検査するために、「都立学校教職員特定化学物質・有機溶剤等取扱業務従事者健診委託（単価契約）」を締結している（推定総金額：128万3,100円、受診予定人数：300人）。</p> <p>部は、本健診の受診対象を、特定化学物質障害予防規則第39条、有機溶剤中毒予防規則第29条等に定める物質（以下「特定化学物質」という。）の取扱い業務を週1回または、年1か月程度行う都立学校教職員（再任用職員・嘱託員・非常勤講師・臨時的任用職員を含む。以下「受診対象者」という。）としているが、受診対象者を把握するための調査を行っていない。そのため、平成21年度の受診者は23人となっているが、受診対象者全員が受診しているかを把握できない状態となっている。</p> <p>部は、受診対象者を適切に把握するとともに、確実に受診させられたい。</p>	<p>平成23年10月に受診対象者の調査を行い当該年度の受診予定者は141名であった。</p> <p>受診については、校長宛ての定期健診受診勧奨通知により本検診受診対象者の受診促進を図るよう通知するとともに、校長会等において本検診の趣旨及び重要性を訴えるなど受診率の向上に努めた。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
教育庁	事務処理を適切に行うとともに校長等による事務の統制を十分に行うべきもの	<p>大崎高等学校の定時制課程における授業料及び学校徴収金等に関する事務について、次のとおり不適切な点が見受けられた。</p> <p>① 授業料未納者への督促について、複数年度にわたる授業料の未納（平成19年度から21年度まで、60人、162万5,425円）が発生しているが、平成20年度以前の発生分については、平成21年10月以降督促を行っておらず、平成21年度発生分については、平成22年3月卒業予定者を除き、平成21年度中には督促を行っていない。</p> <p>② 授業料の減免について、平成21年度は年度途中に授業料の減額・免除の基準が一部変更され、再審査による授業料免除が可能であったが、保護者への周知がされなかったため、生徒2人が、再審査の申請を行うことができなかった。</p> <p>③ 学校徴収金の管理について、積立金の残高不足にもかかわらず、支出を行っている生徒が3人（不足額12万1,155円）いる。また、平成21年度途中の退学者2人について、残額（15万4,764円）が返還されていない。</p> <p>④ 給食費は前納が原則であるにもかかわらず、未納者に対して徴収努力が十分に行われていないため、平成21年度末で給食会計における多額の滞納（63人、253万8,300円）、食材会計における資金不足が生じており、食材納入業者への支払遅延が常態化している。</p> <p>これらの状況は、事務担当者の不適切な事務処理とともに、校長や経営企画室長などによる事務の統制が不十分であったことによる。</p> <p>学校は、収入事務に係る管理を適切に行うとともに、校長等による事務の統制を十分に行われない。</p>	<p>大崎高等学校では、校長の指揮・監督のもと、経営企画室及び教員が連携し、全員体制で業務の適正化を図り、再発防止に向けた校内体制の構築に取り組んだ。この結果、授業料未納者への督促、徴収可能な積立金残高不足の解消、給食会計の滞納の解消及び前納の徹底を図ることができた。</p> <p>なお、授業料未納額についても2人、5万2,820円まで縮小させており、継続的な交渉を行っていることから、解消の見込みが確認された。</p>

〔平成21年行政監査（都立学校の経営について）〕

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
教育庁	滞納整理事務を適切かつ効果的に行うべきもの	<p>大崎高等学校定時制課程において、下記の事実が認められた。</p> <p>ア 未納者への交渉経過を記録する個人別管理簿について、一部を除き作成していない。</p> <p>イ① 平成21年度授業料について、監査日現在、督促を1度も行っていない。</p> <p>② 平成21年度学校徴収金についても一部を除き督促を行っていない。</p> <p>③ 平成20年度授業料について、督促状の発送3回、学校徴収金督促4回を行っているのみである。</p> <p>ウ 学校徴収金の個人別収支を記録する個人別管理表については、個人別負担額のみ記載する様式となっており、支出総額が把握できないため支出承認書、個人別管理表、現金出納簿間の整合性を検証できない。</p>	<p>大崎高等学校の定時制課程における授業料等の未納者に対して、校長の指揮・監督のもと、経営企画室及び教員が連携し、適切な督促に取り組む校内体制の見直しを進めた。</p> <p>アとイについては、個人別管理簿を作成し、未納者との交渉経過について、校内で情報の共有化を図り、未納者の状況に応じた効果的な督促を継続的に行った。</p> <p>ウについては、様式を個人ごとの収支状況を適時・的確に把握できるものに改め、支出承認書、現金出納簿とも整合していることを確認している。</p>

〔平成21年行政監査（東京港臨海地域における公の施設の管理運営について）〕

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
港湾局	遊具の不具合に対して適切に対応すべきもの	<p>東部地区公園グループ（18公園）の指定管理における管理運営方針においては、遊具点検について、「日常点検のほか、専門技術者による点検を年1回以上行う」とされており、指定管理者は、「海上公園及び都市公園遊器具点検委託」契約を締結して、遊具の点検を行わせている。</p> <p>ところで、本点検によって、辰巳の森海浜公園において、基準等に照らして不適合と判定される項目が数年にわたって指定管理者に報告されている。このことについて、指定管理者は、応急処置で対応不可能な危険箇所は閉鎖のうえ、毎年度、局に対して点検結果を報告しているものであるとしている。</p> <p>しかしながら、この点検報告書に基づいて、局が、応急処置では対応できない不具合箇所について、指定管理者へ修繕計画案の作成を指示せず、遊具の撤去や再設置などの抜本的な検討も行っていないために、同様の不具合箇所が数年にわたり報告されているのは適切でない。</p>	<p>平成22年2月4日に指定管理者に対し遊具の管理を適切に行うよう文書で指導した。また、指定管理者から修繕計画の提出を受けた。</p> <p>局として対応すべき遊具の改修等については、震災による公園施設の損壊があったことから、公園全体の施設改修・改変等を含めることとし、東京港管理事務所では、改修等に向けた調査を実施した。</p> <p>この調査結果を受け、改修計画を策定するとともに、改修事業経費を平成24年度予算で措置した（予定額約2,800万円）。</p>

[平成21年財政援助団体等監査]

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
産業労働局 <財団法人 東京都農林 水産振興財 団>	基金の効 率的な運用 について検 討すべきも の	<p>財団は、都から3億円の出えん金（このうち1億円は国費）を受け、農地保有合理化事業に係る業務運営体制の整備強化を図るための基金（強化基金）造成を行っており、この基金の資金運用を「農地保有合理化推進事業強化基金造成事業及び農地保有合理化促進事業拡充基金造成事業の実施について（昭和48年5月22日48構改B第1699号農林省構造改善局長）」の第3項3の規定（強化基金の資金の運用は、郵便官署への貯金、金融機関（農林中央金庫並びに信用事業を行う農業協働組合等への預金）、国債若しくは地方債金融債の取得、信託銀行への金銭信託もしくは貸付信託の受益証券の取得又は、理事会若しくは総会の議決を経て指定したその他の債権の取得とする）に基づき行っている。</p> <p>ところで、強化基金に係る運用方法について見たところ、利率の低い短期の定期預金での運用が6割以上を占める状況となっており、都債による運用等と比較して、現在の運用方法が効率的なものになっていない。</p> <p>財団は、定期預金と債権の運用比率を見直す等、基金の効率的な運用について検討されたい。</p>	<p>強化基金については、平成25年度中に国からの出えん金1億円を国庫へ返還することが決定（平成23年3月29日付関東農政局長通知）し、市町村への事業移行等の状況を踏まえると、平成26年にも事業終了となることが想定される。そのため、今後、長期の資金運用は困難なことから、短期の定期預金による運用を図るとの方針決定に至った（平成23年9月26日第2回資産管理運用委員会）。</p> <p>また、局も財団による検討内容、結果を妥当であると承認した。</p>

[平成21年各会計定例監査]

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
都市整備局	単価契約工事等に係る見積合わせについて経済性の高い方法を検討すべきもの	<p>各事務所が締結している工事等に係る複数単価契約については、工事の内容が多岐に及ぶため工種が多くなること、どのような工事や委託が必要となるか予め想定できないことから、工種別の予定数量を設定できず、推定総金額による見積もり合わせができないとして、各所では、全ての工種の単価の単純合計額を見積もらせ、その最低額を提示した者を契約の相手方候補として決定し、設定単価を越えるものがある場合には、個別に減価交渉を行っている。</p> <p>この契約方法について、実際に発注した工種だけでみた場合、契約者より他の見積書提出者の見積単価により試算した額が低額となるものが認められた。</p> <p>これらを踏まえると、より経済性の高い契約を締結するためには、使用頻度を考慮した見積もり合わせの方法を検討する必要がある。</p>	<p>平成24年度契約から見積参加業者に過去実績を提示し、より経済性の高い契約となるよう改める。</p> <p>また、工種については、使用頻度を考慮し、111工種から39工種へと減少させ、指摘以後は、契約者以外の見積単価により試算した額の方が低額となる事態は発生していない。</p>
病院経営本部	物品購入に係る契約手続を適正に行うべきもの	<p>広尾病院が締結した「インクリボン外36点の購入」について、契約関係書類と、契約の相手方に対して行った文書照会による関係人調査の結果とを照合したところ、支出負担行為等の正規の手続を行わないまま、随時に、契約の相手方に納品させ、後日それらをまとめて契約関係の書類を作成し、一括して代金を支払う一括払いを行っていることが認められた。</p>	<p>院内において通知により物品購入契約に係る請求締切日の遵守を徹底する等の取組により、引き続き契約手続きの適正化を図っている。</p> <p>また、平成23年12月に物品購入に係る契約に関して業者が提出した納品書と契約条件との突合を実施し、契約締結前納品や履行期限経過後納品が行われていないことを確認している。</p>
病院経営本部	物品購入に係る契約手続を適正に行うべきもの	<p>墨東病院が締結した「収納バック外37点の購入」について、契約関係書類と、契約の相手方に対して行った文書照会による関係人調査の結果とを照合したところ、履行期限後の納品があるにもかかわらず検査を合格としていることが認められた。</p>	<p>平成23年11月25日に開催された用度係長会において、再度適正な契約手続きを実施するよう指導があり、その際配布された資料を基に事務局内において周知徹底を図った。</p> <p>平成23年12月に物品購入に係る契約に関して業者が提出した納品書と契約条件との突合を実施し、契約締結前納品や履行期限経過後納品が行われていないことを確認している。</p> <p>サービス推進部としては、上記のとおり墨東病院において契約事務が適正に遂行されていることを伝票等の書類により確認している。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
病院経営本部	物品購入に係る契約手続を適正に行うべきもの	府中病院（現：多摩総合医療センター）が締結した「動脈送血カニューレ外21点の購入」について、契約関係書類と、契約の相手方に対して行った文書照会による関係人調査の結果とを照合したところ、①支出負担行為等の正規の手続を行わないまま、随時に、契約の相手方に納品させ、後日それらをまとめて契約関係の書類を作成し、一括して代金を支払う一括払いを行っている、②履行期限後の納品があるにもかかわらず検査を合格としている状況が認められた。	平成23年11月25日に開催された用度係長会において、再度適正な契約手続を実施するよう指導があり、その際配布された資料を基に事務局内において周知徹底を図った。 なお、多摩総合医療センターでは、PFI事業開始により診療材料についてはPFIの業務となっている。PFI業務の対象外となっている研究研修などにかかる物品購入について、適正な手続により契約事務を行っている。
病院経営本部 ＜墨東病院＞	医療薬品等の購入に係る契約手続を適正に行うべきもの	物品購入について不適正な契約手続があった各病院において、医療薬品等の購入契約の一部を抽出して契約関係書類と納品書（契約の相手方の様式）とを照合したところ、墨東病院、府中病院において、①契約日前の納品、②履行期限後の納品が認められた。 これは、支出負担行為等の正規の手続を行わないまま契約の相手方に納品させ、その後に契約を締結して代金を支払っていることから、入札制度及び見積合せの趣旨を損なうものであるとともに、履行期限後の納品があるにもかかわらず検査を合格としているものであり、適正でない。 病院の医療薬品等の一部については、やむを得ず緊急に調達すべき状況が起り得るが、単価契約の活用などにより、病院は医療薬品等の購入に係る契約手続を適正に行われたい。	墨東病院では、平成23年11月25日に開催された用度係長会において、再度適正な契約手続を実施するよう指導があり、その際配布された資料を基に事務局内において周知徹底を図った。 平成23年12月に医療薬品等の購入に係る契約に関して業者が提出した納品書と契約条件との突合を実施し、契約締結前納品や履行期限経過後納品が行われていないことを確認している。 サービス推進部としては、上記のとおり墨東病院において契約事務が適正に遂行されていることを伝票等の書類により確認している。
病院経営本部 ＜府中病院（現：多摩総合医療センター）＞			平成23年11月25日に開催された用度係長会において、再度適正な契約手続を実施するよう指導があり、その際配布された資料を基に事務局内において周知徹底を図った。 なお、多摩総合医療センターでは、PFI事業開始により医薬品についてはPFIの業務となっている。PFI業務の対象外となっている放射性医薬品及び輸血用血液については、複数単価契約など適正な手続により契約事務を行っている。

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
港湾局	単価契約工事にかかる見積合わせについて経済性の高い方法を検討すべきもの	<p>港湾局では、道路等維持補修、植栽地管理などを対象とした工事・委託について複数単価契約を締結している。ただし、上記の単価契約工事においては、工事の内容が多岐に及ぶため工種が多くなること、どのような維持補修工事が必要となるか予め想定できないことなどから、工種別の予定数量を設定できず、推定総金額による見積合わせができないとしており、局では、見積合わせの参加者に全ての工種の単価の単純合計額を見積もらせ、その最低額を提示した者を契約の相手方として決定し、設計単価を超えるものがある場合には、個別に減価交渉を行っている。</p> <p>この契約方法について、実際に発注した工種だけでみた場合、契約者より他の見積書提出者の見積単価により試算した額が低額となるものが認められた。</p> <p>これは、単純合計の見積金額は低くても、使用頻度の高い工種について高い単価、使用頻度の低い工種について低い単価で見積もっていれば、実際の支払金額は高価となるためである。</p> <p>これらを踏まえると、経済性の高い契約を締結するためには、使用頻度を考慮した見積合わせの方法を検討する必要がある。</p>	平成23年11月に契約締結に向けた手続が実施された、海の森公園植栽地管理委託について、東京港管理事務所において指名した業者への発注に際し、同所は全員に前回実績を添付することで、使用頻度を考慮した積算が可能となるよう、入札参加業者に対する措置を講じ、これまでの手続方法を改めた。
教育庁	減免事務を見直すべきもの	<p>都立学校の授業料の徴収において、納入が極めて困難と認められる者については授業料を減免しており、各学校では、都立学校教育部が定めた「東京都立学校の授業料減免取扱要領」及び「入学料・授業料減免事務の手引」に基づいて、減免事務を行っている。</p> <p>世帯の収入認定の方法を見ると、原則として、前年の源泉徴収票、確定申告書により収入認定を行っており、当年になって、失業等により収入が減少した場合には減少後の収入を認定している。</p> <p>一方、部は、世帯の構成員が当年1月以降に就職した場合について、申請日直前の3か月の給与により、当年の収入見込額を算出し、認定することとしている。</p> <p>しかしながら、就職状況を確実に捕捉する方法がない中で、就職したことを申請した者のみ直近の3か月の収入により認定することは、就職を申請しなかった者が利益を受けるため、公平を欠くこととなる。</p> <p>部は、公平に減免を行えるよう、減免事務を見直されたい。</p>	<p>授業料減免事務の公平を期するため、下記のとおり取扱うこととし、「入学料・授業料等減免事務の手引」にも反映させた。</p> <p>① 「授業料減免決定・不許可通知書」において、年度途中で世帯状況や収入状況の変更があった場合には、直ちに経営企画室に申し出るように記載し、保護者に周知することとした。</p> <p>② 保護者が世帯状況及び収入状況を自筆する「世帯状況届」に保護者押印欄を設け、申請書類の正確性を確保した。</p> <p>③ 「授業料等徴収事務の手引」や授業料事務説明会において、年度途中で世帯状況や収入状況の変更があった場合の授業料減免事務の適正な取扱いについて、学校担当者宛てに周知することとした。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
教育庁	個人別管理簿の作成について定め、適切な催告を行うべきもの	<p>授業料の未納管理について、都立学校教育部では、手引により、個人別管理簿に滞納者との交渉の経過を記録することとしている。</p> <p>ところで、各学校における催告の状況について見たところ、</p> <p>ア 大崎高等学校（定時制）では、平成20年度末において、36人について90万120円の未納があるが、滞納者の全員について個人別管理簿を作成しておらず、適切な催告を行えない状態となっている。</p> <p>イ 国際高等学校では、一部の滞納者を除き個人別管理簿を作成しておらず、作成している場合も記載が少なく、滞納者の状況を把握できない。</p> <p>など、個人別管理簿の作成、記載について、適切でない事例が見受けられた。</p> <p>そこで、個人別管理簿について手引を見ると、様式、作成する時期、記載すべき事項などの詳細を定めていない。</p> <p>部は、手引を改正し、個人別管理簿について、具体的に定め、各学校を指導されたい。</p> <p>大崎高等学校及び国際高等学校は、個人別管理簿を作成し、適切な催告を行われたい。</p>	<p>都立学校教育部は、個人別管理簿について具体的に定め、平成21年11月4日の授業料説明会で周知した。</p> <p>国際高等学校は、個人別管理簿を作成し、適切な催告を行っている。</p> <p>大崎高等学校は、個人別管理簿を作成し、記載内容についても電話・文書による督促、個人面談、家庭訪問など、滞納者との交渉内容を詳細に記録するよう改善した。また、再発防止体制についても、校長の指揮・監督のもと、経営企画室及び教員が連携し、電話・文書による督促、滞納者の個人面談、家庭訪問などに継続的に取り組むよう改善した。</p> <p>この結果、平成20年度までに発生した授業料の未納は平成22年度末までに解消した。</p>
教育庁	徴収停止基準を定めるべきもの	<p>授業料の徴収について、債務者が死亡し、相続人がないことが明らかな場合、所在不明かつ差し押さえられる財産が強制執行の費用を超えないと認められる場合などには、徴収を停止することが合理的かつ効率的である。</p> <p>しかしながら、国際高等学校及び上野高等学校は、所在不明、生徒・保護者死亡により徴収困難となった滞納授業料について、何ら意思決定なく徴収を行わなくなっており、適切でない。</p> <p>一方、都立学校教育部は「授業料等徴収事務の手引き」において、徴収停止基準及び手続を定めていない。</p> <p>部は、合理的かつ効率的な債権管理を行えるよう、徴収停止基準を定められたい。</p>	<p>授業料の徴収停止について、財務局の意見を踏まえ、地方自治法施行令の徴収停止に係る規定に則った基準となるよう調整したうえで徴収停止基準を定め、授業料徴収事務の手引きに反映させた。</p>

〔平成20年度決算審査（各会計歳入歳出）〕

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
都市整備局	会計処理について ＜都営住宅等事業会計＞	<p>都営住宅に関する住宅使用料等については、入居者世帯ごとの調定額及び収入額を住宅管理総合システムで管理しており、住宅管理総合システムで管理している調定情報を財務会計システムに登録するとともに、収入情報は金融機関からのデータを反映し、決算計数としている。</p> <p>ところで、住宅管理総合システムの計数が財務会計システムの計数に比べ、合計で316万4,230円下回っている。</p>	<p>計数の差については、全件チェックを実施し、追加処理を行うことによりシステム間の差異を解消した。</p> <p>なお、監査の指摘以降、システム運用業者による収納データの突合作業をこれまでの年1回から月1回に変更し、毎月システム間の差異を調査し、随時、修正を行っている。</p> <p>今後とも、データ処理の正確性に努めるとともに、再発防止に向けた意識の維持・向上を図っていく。</p>

〔平成20年財政援助団体等監査〕

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
産業労働局 ＜公益財団法人東京しごと財団＞	事業効果の分析を適切に行い、就業支援をより効果的に行うべきもの	<p>財団法人東京しごと財団（現：公益財団法人東京しごと財団）が運営しているしごとセンターでは、利用者ごとに、利用したサービスの区分が利用履歴としてデータベースに記録される仕組みとなっている。このデータベースには、利用者が就職したことを確認した場合、その情報も入力される。</p> <p>ところで、しごとセンターが提供するサービスには、多数のメニューがあるが、就職のためにより効果的なサービスを提供していくためには、どのようなサービスが実際の就職に結びついているかを検証・分析し、サービス内容の見直しや拡大を行う必要がある。</p> <p>しかしながら、財団は、各サービスの利用履歴と就職との関連性については、特段の検証・分析を行っていない。また、データベースには、利用履歴について、利用区分は入力されているものの、その中のいずれのセミナーを受けたのかなど、分析に必要な情報は記録されていない。</p> <p>財団は、就職者とその利用したサービスとの関連を検証するなど、事業効果の分析を適切に行い、より効果的な就業支援を行われたい。</p> <p>局は、指定管理者の行う事業が効果的に行われるよう、適切に指導されたい。</p>	<p>しごとセンターシステムに、セミナーの受講履歴、職業紹介の履歴、就職までの支援期間等の項目を追加した。</p> <p>財団は、追加後のシステムでデータを分析したところ、ミドルコーナーでは就職までの期間が長期化する一方、就職までに受けるカウンセリング回数に変化がないという傾向が見られたことから、この結果を局へ報告した。</p> <p>局は、この結果を受け、早期就職にはカウンセリングの間隔短縮が必要であることを確認し、対応策として、グループカウンセリングの手法を取り入れた事業を予算化し、平成24年度より実施することとした。</p> <p>財団は、今後も、データベースを用い多様な分析を実施し、就業支援に活かしていく。</p> <p>局は、今後も、財団に対し、データベースを用い多様な分析を実施し、就業支援に活かしていけるよう適切に指導していく。</p>